令和 4 年度スポーツ庁委託事業

報告書

スポーツ・インテグリティ事業（スポーツ仲裁の在り方に関する調査）

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

2023 年 3 月 18 日

第１　事業の概要 1
１　事業名 1
２　目的 1
３　事業受託者 1
４　事業実施期間 1
第２　調査の概要 2
１　調査の構成 2
２　調査の体制 2
⑴　概要 2
⑵　調査員兼有識者 2
⑶　有識者会議 3
３　調査対象機関 3
４　調査対象項目の設定 3
５　有識者会議の実施 4
６　統括 3 団体との意見交換 4
７　訪問・面談調査 5
⑴　イギリス・Sport Resolutions 等訪問 5
⑵　カナダ・Sport Dispute Resolution Centre of Canada 等訪問 5
⑶　オーストラリア National Sport Tribunal 等訪問 5
第３　日本スポーツ仲裁機構の現状と課題 6
１　現状 6
２　課題 13
第４　仲裁機関の調査 15
１　イギリス・Sport Resolutions 15
⑴　概要 15
⑵　機関の概要 15
⑶　まとめ 25
２　カナダ・Sport Dispute Resolution Centre of Canada 27
⑴　概要 27
⑵　機関の概要 27
⑶　まとめとインタビュー調査からの示唆 34
３　ドイツ・German Court of Arbitration for Sport 36

⑴　概要 36
⑵　機関の概要 36
⑶　まとめ 43
４　アメリカ・American Arbitration Association & JAMS 44
⑴　概要 44
⑵　AAA の概要 44
⑶　JAMS の概要 55
⑷　まとめ 58
５　スイス・Court of Arbitration for Sport 60
⑴　概要 60
⑵　機関の概要 60
⑶　まとめ 73
６　オーストラリア・National Sport Tribunal 75
⑴　概要 75
⑵　機関の概要 75
⑶　小括 82
７　日本・日本商事仲裁協会 83
⑴　概要 83
⑵　機関の概要 83
⑶　まとめ 91
８　日本・中央建設工事紛争審査会 92
⑴　概要 92
⑵　機関の概要 92
⑶　まとめ 102
第５　ヒアリング調査結果 103
１　統括３団体からのヒアリング結果 103
⑴　公益財団法人　日本スポーツ協会 103
⑵　公益財団法人　日本オリンピック委員会 104
⑶　公益財団法人　日本パラスポーツ協会 105
２　有識者会議ヒアリング結果 106
⑴　財政基盤 106
⑵　事務局体制 109

⑶　低廉な仲裁人報償金……109
⑷　手続の質の向上……110
⑸　その他……111
第６　調査結果の要旨……112
１　スポーツ仲裁機関の国やスポーツ団体との関係での位置づけ……112
２　財政基盤について……112
３　事務局体制について……113
４　低廉な仲裁人報償金について……114
５　手続の質の向上について……114
６　結語……115
参考書籍……116

第１　事業の概要

１　事業名

スポーツ・インテグリティ推進事業：スポーツ仲裁制度の在り方に関する調査

２　目的

我が国では、2003 年に日本スポーツ仲裁機構が設立され、現在では、スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）において、中央競技団体のあらゆる紛争について、当機構のスポーツ仲裁の対象にすることが原則として規定されている。また、当機構のスポーツ仲裁事業は、スポーツくじ toto のスポーツ仲裁等事業の助成対象となり、一定の支援がなされている。

しかし、当機構のスポーツ仲裁制度においては、アスリートや相手方となる競技団体が必ずしも十分な資力を有していないこと、紛争自体が金銭的性質を帯びないものであることから、他のスポーツ仲裁機関や商事仲裁機関と異なり、管理料金や仲裁人報償金を原則として当事者の負担としていない。そのため、当機構の自主財源は限られており、必ずしも十分な財務基盤や人的資源を有しているとはいえない。

2022 年 4 月に始まった第 3 期スポーツ基本計画においても、「スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決促進のため、国の支援も受けつつ、スポーツ仲裁・調停制度の見直し等を行い、財務基盤や人的資源を含めた体制の整備を図る。」ことが具体的施策とされたことから[1]、本事業においては、海外のスポーツ仲裁制度及び我が国の他分野の仲裁・ADR 制度の仕組みや体制について、財務基盤や人的資源を中心として調査を行い、我が国のスポーツ仲裁・調停制度の在り方を検証する。

３　事業受託者

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

４　事業実施期間

2022 年 10 月 25 日から 2023 年 3 月 18 日まで。

[1] 文部科学省、スポーツ基本計画（令和 5 年 3 月 25 日）、
https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_3.pdf

第２　調査の概要

１　調査の構成

本調査は、以下の２つから構成される。

① 文献調査：国内外の文献資料・公開資料の調査

② ヒアリング調査：調査対象機関に対する面談の実施

２　調査の体制

⑴　概要

本調査は、①調査員兼有識者による調査、②有識者に対するヒアリング調査より構成された。

⑵　調査員兼有識者

調査員兼有識者は、文献調査を担当し、報告書をまとめた。

担当国・機関及び担当者は、以下のとおりである（担当国・機関順）。

ア　イギリス担当

宍戸　一樹（弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所・弁護士）

杉山　翔一（Field-R 法律事務所・弁護士）

イ　カナダ担当

小川　和茂（立教大学法学部・特任准教授）

中村　壮志（ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所・弁護士）

ウ　ドイツ担当

松本　泰介（早稲田大学スポーツ科学学術院・教授／弁護士）

エ　スイス担当

岡村　英祐（太陽法律事務所・弁護士）

オ　アメリカ担当

石原　遥平（弁護士法人 淀屋橋・山上合同・弁護士）

カ　オーストラリア担当

恒石　直和（表参道総合法律事務所・弁護士）

杉山　翔一（Field-R 法律事務所・弁護士）

キ　中央建設工事紛争審査会担当

農端　康輔（神楽坂キーストーン法律事務所・弁護士）

ク　日本商事仲裁協会担当

中村　壮志（ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所・弁護士）
杉山　翔一（Field-R 法律事務所・弁護士）

⑶　有識者会議

有識者会議を構成し、当機構の課題に関する意見を聴取した。

有識者は、調査員兼有識者に加え以下の者から構成される（かな順）。

沖野　眞巳　東京大学大学院法学政治学研究科・教授、現 JSAA 執行理事
櫛田　葉子　公益財団法人日本パラスポーツ協会、元 JSAA 事務局員
竹之下義弘　東京六本木法律特許事務所・弁護士
溜箭　将之　東京大学大学院法学政治学研究科・教授
道垣内正人　早稲田大学法学学術院・大学院法務研究科・教授／弁護士
早川　吉尚　立教大学法学部国際ビジネス法学科・教授／弁護士
森下　哲朗　上智大学法学部・大学院法学研究科・教授
山田　文　　京都大学大学院法学研究科・教授

３　調査対象機関

調査対象機関は、海外の機関については、①民間型のスポーツ仲裁機関、②スポーツ仲裁を提供する商事仲裁機関、③行政型のスポーツ仲裁機関のうち、過去に当機構が職員を派遣したことのある機関を中心に選定した。また、国内機関は、商事仲裁機関と行政型 ADR 機関を 1 団体ずつ選定した。

⑴　イギリス・Sport Resolutions
⑵　カナダ・Sport Dispute Resolution Centre of Canada
⑶　ドイツ・German Court of Arbitration for Sport
⑷　アメリカ・American Arbitration Association & JAMS
⑸　スイス・Court of Arbitration for Sport
⑹　オーストラリア・National Sport Tribunal
⑺　日本・日本商事仲裁協会
⑻　日本・中央建設工事紛争審査会

４　調査対象項目の設定

調査対象の項目は、国家や州政府などからの援助の有無、収支構造、職員数など機関の運営面に関わる以下の事項を、各調査対象機関で共通してこれを調査することとし

た。

① 仲裁機関の成り立ち、設置形態

② 仲裁機関のスポーツ団体との関係

③ 仲裁機関に対する国家や州政府などからの援助（予算、法制度など）の有無並びに予算に占める割合

④ 仲裁機関の収支構造

⑤ 仲裁機関の職員数

⑥ 仲裁機関がスポーツ事案を専権的に扱えるか否か

⑦ 仲裁機関の有する規則の種類

⑧ 仲裁機関の取扱事案の種類

⑨ 仲裁機関の取扱件数

⑩ 仲裁機関の標準的な手続の進行の概要・及びそれにかかる期間

⑪ 仲裁機関の案件の対処にかかる費用の種類及び額

⑫ 仲裁機関の手続における当事者負担の費用の種類及び額

⑬ 仲裁機関の仲裁人候補者の数

⑭ 事件を担当する仲裁人に対する報償金

⑮ リーガルエイドの仕組みの有無及び内容

⑯ その他仲裁機関が抱えている課題

５　有識者会議の実施

有識者会議を以下のスケジュールで行い、我が国のスポーツ仲裁の在り方に関するヒアリングを行った。

グループ①　2023 年 3 月 9 日（木）17:30-19:05

グループ②　2023 年 3 月 10 日（金）17:30-19:00

６　統括 3 団体との意見交換

統括 3 団体との面談を以下のスケジュールで行い、当機構のスポーツ仲裁制度や活動全般に関する意見交換を行った。

⑴　公益財団法人日本パラスポーツ協会

2023 年 2 月 24 日（金）15:00-16:00

⑵　公益財団法人日本オリンピック委員会

2023 年 3 月 6 日（月）11:00-12:00

⑶　公益財団法人日本スポーツ協会

2023 年 3 月 7 日（火）13:00-13:55

７　訪問・面談調査

イギリス、カナダ、オーストラリアについては、以下のスケジュール（期間は出国から帰国まで。）で現地を訪問し、スポーツ仲裁機関やその関係団体・関係者と面談調査を行った。また、一部の調査対象機関とは、オンラインによる面談調査を行った。

⑴　イギリス・Sport Resolutions 等訪問

2023 年 1 月 19 日（木）から 1 月 27 日（金）

⑵　カナダ・Sport Dispute Resolution Centre of Canada 等訪問

2023 年 1 月 29 日（日）から 2 月 5 日（日）

⑶　オーストラリア National Sport Tribunal 等訪問

2023 年 2 月 26 日（日）から 3 月 4 日（土）

⑷　その他のオンライン面談

ア　米国オリンピック・パラリンピック委員会とのオンライン面談

2023 年 3 月 8 日（水）7:00-8:00

イ　日本商事仲裁協会とのオンライン面談

2023 年 3 月 6 日（月）15:00-16:00

ウ　中央建設工事紛争審査会とのオンライン面談

2023 年 3 月 2 日（木）10:00-11:00

第３　日本スポーツ仲裁機構の現状と課題

１　現状

①　仲裁機関の成り立ち、設置形態

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）は、2003 年 4 月に設立された民間型のスポーツ仲裁機関である。

我が国では 1998 年頃から、世界的なドーピングに対する規制強化の動きを受け、アンチ・ドーピング規則違反及びその処分の当否を巡る紛争を仲裁によって解決する機関の設立が求められるようになった。1999 年に設置された日本オリンピック委員会（JOC）のスポーツ仲裁研究会の研究などを踏まえて、JSAA は、2003 年 4 月 7 日に法人格のない団体として設立された。

その後、JSAA は、2009 年には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき一般財団法人としての法人格を取得し、2013 年 4 月 1 日には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益認定を受け、現在の公益財団法人としての姿になっている。

2011 年に施行されたスポーツ基本法の中では、JSAA についての直接的な言及があるわけではないが、2019 年にスポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の原則 11「選手指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。」において、NF における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること、スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知することが求められている[1]。

②　仲裁機関のスポーツ団体との関係

JSAA は、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）、公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）を特別維持会員としており、各団体から 1 名の評議員、2 名の理事の推薦を受けている。また、④で後述するとお

[1] スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞では、自動応諾条項の対象事項には懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず代表選手の選考を含む NF のあらゆる決定を広く対象に含めると共に、申立期間について合理的ではない制限を設けないことが求められる、と説明されている（スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞原則 11【補足説明】）。

り、各団体から特別維持会費として年間 4,000,000 円を受領している[2]。

また、JSAA は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）、一般社団法人日本女子プロゴルフ協会は一般維持会員としており、それぞれ年間 2,000,000 円、1,000,000 円の一般維持会費を受領している[3]。

③　仲裁機関に対する国家や州政府などからの援助（予算、法制度など）の有無並びに予算に占める割合

JSAA の仲裁・調停事業は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営するスポーツ振興くじ助成の対象である[4]。前者の仲裁・調停事業は、助成対象経費の 9 割の助成を受けることができる[5]。

また、JSAA は、スポーツ庁からインテグリティ事業等を委託しており、2022 年度は、理解増進事業、職員海外派遣事業、競技団体へのガバナンスに関するメンター派遣事業、そして本事業に関する委託費を受領している。

④　仲裁機関の収支構造

JSAA は、上記②のとおり、特別維持会員 3 団体から各年間 4,000,000 円を特別維持会費として受け取り、一般維持会員から合計 3,000,000 円の一般維持会費を受領している。

また、スポーツ仲裁の場合は申立料金 55,000 円（消費税込）が、スポーツ調停の場合は、調停申立・応諾料金各 25,714 円（消費税込）が、JSAA の収入になる。これに対し、仲裁事案 1 件当たりにかかる費用は、後記⑪のとおりであり、上記③のスポーツ振興くじ助成金を充てられる部分（助成対象経費の 9 割）を差し引いても、事案に対応するために生じる費用の方が大きい状況である。また、スポーツ振興くじ助成金を賃金に充てることができないため[6]、コア事業である仲裁・調停事業に従事する職員は、いずれも外部の事業者に委託する形となっている。

JSAA は、上記②のとおり、スポーツ庁委託事業の事業委託費を受けているが、事業の

---

[2] 特別維持会員規程、https://www.jsaa.jp/rule/rule06_2.pdf
[3] 一般維持会員規程、https://www.jsaa.jp/rule/rule07.pdf
[4] 独立行政法人日本スポーツ振興センター、スポーツ団体スポーツ活動助成助成の手引き 191 頁 https://www.jpnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/R05boshu/r05sport_tebiki.pdf
[5] 同上
[6] 同上

委託費は、予め定められた一般管理費を除き、当該事業の費用以外に充てることはできない。

⑤　仲裁機関の職員数

JSAA の事務局に関与している職員は、以下のとおりである。

- 常勤職員 1 名　（総務・会計担当）
- 非常勤職員 1 名（事務局長）
- 仲裁調停専門委託員　1 名（仲裁・調停事案の管理を担当）
- 仲裁調停専門員　　3 名（仲裁・調停事案の管理の補助、パネルの補助等を助言）
- 理解増進事業専門員　1 名（仲裁・調停の理解増進活動を担当）

⑥　仲裁機関がスポーツ事案を専権的に扱えるか否か

JSAA は、国内のスポーツ事案を専権的に扱えるわけではなく、事案を扱う上で、当事者間の仲裁合意が必要である。

ただし、ドーピング紛争事案に関し、国内レベル競技者の不服申立事案は、JSAA に管轄が認められることになっている（日本アンチ・ドーピング規程第 13.2.2 項）。

⑦　仲裁機関の有する規則の種類

JSAA は、現在、7 種類の規則（仲裁 6 種類[7]、調停 1 種類[8]）を有している。

規則名	概要
スポーツ仲裁規則	競技団体が競技者等に対して行った決定についての不服の紛争を対象とする仲裁手続の規則。
ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則	日本アンチ・ドーピング規則に基づき日本アンチ・ドーピング規律パネル、JADA 等が行った決定に対する不服に関する紛争を取り扱う仲裁手続の規則
特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則	商業的なスポーツ紛争（プロスポーツ選手や監督の未払報酬に関する紛争、契約の成立又は終了の有効性等に関する紛争、移籍に関する紛争等）を扱うことを想定した仲裁手続の規則
加盟団体スポーツ仲	JOC、JSA、JPSA・日本パラリンピック委員会のい

[7] JSAA ウェブサイト「仲裁」、https://www.jsaa.jp/sportsrule/arbitration/index.html
[8] JSAA ウェブサイト「調停」、https://www.jsaa.jp/sportsrule/mediation/index.html

裁規則	ずれかが各々の加盟団体に対して行った決定に対する不服を取り扱う仲裁手続の規則
適合性審査不適合決定スポーツ仲裁規則	JOC、JSA、JPSA が各々の加盟団体に対して行ったガバナンスコード適合性審査不適合決定に対する不服を取り扱う仲裁手続の規則
日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則	日本女子プロゴルフ協会（LPGA）のアンチ・ドーピング規律パネル決定等に対する不服の紛争を取り扱う仲裁手続の規則
特定調停合意に基づくスポーツ調停規則	スポーツ紛争を調停手続（和解あっせん）によって解決する調停手続の規則

⑧　仲裁機関の取扱事案の種類

JSAA としては、取扱事案の種類に関し、公式な分類はしておらず、公式な統計はとっていない（代表選手選考事案、不利益処分事案、ドーピング紛争事案が多い傾向がある[9]）。

⑨　仲裁機関の取扱件数

JSAA の最新の取扱件数は、2021 年度事業報告書のとおりである。

年度	AP：スポーツ仲裁規則						DP：ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則				SP：特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則					MP：特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則						他の解決手段を利用する／した事案	その他の相談事案	問い合わせ	取扱事案総数
	仲裁申立受理事案数					仲裁不応諾事案数	仲裁申立受理事案数				仲裁申立受理事案数				仲裁不応諾事案数	調停申立受理事案数					調停不応諾事案数				
		仲裁判断数	仲裁申立取下事案数	終了決定事案数	係属中事案数			仲裁判断数	仲裁申立取下事案数	係属中事案数		仲裁判断数	仲裁申立取下事案数	係属中事案数			和解成立事案数	調停不調事案数	調停取下事案数	係属中事案数					
2003	3	3	0	0	0	2																2	5		12
2004	2	2	0	0	0	1					0	0	0	0	0							1	8		12
2005	2	1	1	0	0	0					0	0	0	0	0							4	9		15
2006	1	1	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8		11
2007	0	0	0	0	0	2					0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	3	6	7	20
2008	1	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	1	18	6	31
2009	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	1	1	19	8	33
2010	5	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17	4	27
2011	3	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	19	42
2012	4	3	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	37	38	83
2013	24	8	16	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	39	43	114
2014	6	4	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	51	40	103
2015	7	6	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	53	41	103
2016	8	8	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	56	48	114
2017	5	2	3	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	64	42	117
2018	10	10	0	0	0	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	3	0	2	0	69	35	129
2019	11	5	2	4	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	72	19	105
2020	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	0	0	0	27	15	53
2021	10	4	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	2	0	1	0	0	32	15	62
合計	112	74	31	5	2	26	8	8	0	0	0	0	0	0	5	18	4	7	6	1	12	17	608	380	1186

[9] JSAA が公開する仲裁判断を参照、https://www.jsaa.jp/award/index.html

⑩　仲裁機関の標準的な手続の進行の概要・及びそれにかかる期間

標準的なスポーツ仲裁手続の進行は以下のとおりである[10]。

仲裁申立て	申立人が JSAA に対し、申立書を提出する。

↓

仲裁合意の確認	JSAA が仲裁合意の有無を一応確認する。申立書に仲裁合意の記載がない場合は、被申立人に対し、仲裁に応諾するかを照会する。

↓

受理	JSAA が申立要件を確認し、事案を受理する。

↓

仲裁パネルの構成	仲裁パネルが 3 名で構成される場合、各当事者が 1 名の仲裁人を指名し、指名された両仲裁人の合意により仲裁人長が選定される。

↓

審理手続	被申立人が答弁書を提出する。仲裁パネルのパネル決定に基づき、手続が進行される。

↓

審問	仲裁人と当事者（及び代理人）が一堂に会し、主張と証拠調べを行う期日が原則 1 回開催される。

↓

仲裁判断	仲裁人が作成した仲裁判断が当事者に通知される。

上記の標準的な手続における申立てから仲裁判断までの期間は、通常は、半年から 8 か月程度であるが、近年この期間が 1 年間を超えた事例も出てきている[11]。なお、事案が緊急仲裁事案に付された場合（スポーツ仲裁規則第 50 条）、事案が数週間から 1 か月程度で解決されている。

⑪　仲裁機関の案件の対処にかかる費用の種類及び額

スポーツ仲裁事案の対処にかかる一般的な費用の種類及び額は次のとおりである。

- 審問室費用

  一般社団法人日本国際紛争解決センターの審問室 1 室、ブレークアウトルーム

[10] JSAA の仲裁手続の概要については、「アスリートのためのスポーツ仲裁・調停ガイド！！」参照、https://www.jsaa.jp/guide/sports/1112_sports.pdf
[11] 例えば、JSAA-AP-2021-007 号仲裁事案（水球）

2 室を 4 時間利用した場合　220,000 円（消費税込）[12]

- パネル選定（専門家）証人の交通費・宿泊費
- （手話）通訳費用
- 仲裁人報酬　165,000 円（仲裁人の数を 3 人とし、1 人当たり 55,000 円（消費税込）とする場合）[13]
- 仲裁専門事務員報酬　27,500 円（消費税込）
- 仲裁人交通費　実費
- Web 協議・審問用の Web プラットフォーム使用料　月額数千円
- 仲裁調停専門委託員の月額業務委託料
- 仲裁調停専門員の月額業務委託料
- 管理部門の常勤職員の賃金

⑫　仲裁機関の手続における当事者負担の費用の種類及び額

スポーツ仲裁については、基本的には、申立料金 55,000 円に限られる。すなわち、スポーツ仲裁規則に基づくスポーツ仲裁、ドーピング仲裁規則に基づくドーピング仲裁の申立料金は 55,000 円であり（スポーツ仲裁料金規程第 3 条）、それ以外に、管理費用や仲裁人報償金の負担を当事者に求めていない。なお、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁については、例外的に、原則として係争物の価額に応じた申立料金、管理料金、仲裁人報償金を当事者が負担することになっている。

なお、個別のスポーツ事案において、証拠調べに要する費用（専門家証人の旅費・交通費、（手話）通訳費用）が生じた場合、当事者の負担とされる可能性がある（スポーツ仲裁規則第 32 条の 2）。

スポーツ調停については、調停申立料金 25,714 円、調停応諾料金 25,714 円が当事者負担であり、調停人報償金の負担は当事者に求めていない（特定調停合意に基づくスポーツ調停料金規程第 2 条）が、JSAA の固定費用で賄われるべき費用以外の費用は当事者負担となる可能性がある（特定調停合意に基づくスポーツ調停料金規程第 3 条）。

[12] 一般社団法人日本国際紛争解決センター、料金表、
https://idrc.jp/images/home/venue_fee20230101.pdf
[13] スポーツ仲裁人報償金規程、
https://www.jsaa.jp/sportsrule/arbitration/01_appeal%20rule_210401.pdf

⑬　仲裁機関の仲裁人候補者の数

JSAA は、現在、仲裁人候補者リスト、調停人・助言者候補者リスト、ドーピング紛争仲裁人候補者リストの 3 つのリストを有している。

- 一般仲裁人候補者リストの候補者人数は、209 名である[14]。うち、女性の仲裁人候補者は 22 名（10%）である。
- 調停人・助言者候補者リストの候補者人数は、206 名である[15]。うち女性の調停人候補者は 22 名（10%）である。
- ドーピング紛争仲裁人候補者リストの候補者人数は、30 名である[16]。うち女性の仲裁人候補者は、3 名（10%）である。

⑭　事件を担当する仲裁人に対する報償金

仲裁人報償金は、スポーツ仲裁人報償金規程にて定められており、原則 50,000 円（消費税別）で、事案の難易に応じて 100,000 円（消費税別）まで支払うことができる[17]。

⑮　リーガルエイドの仕組みの有無及び内容

JSAA は、手続費用支援の仕組みがある。JSAA の手続費用支援制度は、一方又は双方の当事者が代理人を置いていない等の理由により仲裁又は調停が公平に行われない虞がある場合又はそれぞれの手続が円滑に進行しない虞がある場合に、資力及び事案の内容を考慮しつつ、一当事者に対し最大 300,000 円（消費税別）の手続費用を支援する制度である[18]。近年、手続費用支援制度の周知が進み、利用件数が増加している。

他方、JSAA の手続には、後述するイギリス・Sport Resolutions や、カナダ・Sport Dispute Resolution Centre of Canada、スイス・Court of Arbitration for Sport、オーストラリア・National Sport Tribunal に存在するプロボノ手続代理人制度は存在しない。なお、JSAA は、2020 年東京大会の際、プロボノ手続代理人制度を含むプロボノサービスの事務

[14] スポーツ仲裁人候補者リスト（2023 年 1 月現在）、https://www.jsaa.jp/doc/arbitrators_53.pdf
[15] 調停人候補者リスト（2023 年 1 月現在）、https://www.jsaa.jp/doc/mediators_46.pdf
[16] ドーピング紛争仲裁人候補者リスト（2021 年 12 月現在）、https://www.jsaa.jp/doc/dp_01.pdf
[17] 脚注 13
[18] 手続費用の支援に関する規則、https://www.jsaa.jp/sportsrule/rule6_170401.pdf

局を担当した[19]。

２　課題

JSAA の現状の課題のうち、大きなものは、以下の 4 点である。

①　不十分な財政基盤

上記 1 ②及び④のとおり、JSAA の自主財源は限られており、かつ、仲裁事案 1 件当たりの費用が収入を大きく上回ることから、仲裁・調停事案の件数が増えるほど、JSAA の収支状況が圧迫されることとなる。

実際、2022 年度は、本書提出日時点で仲裁申立件数が 18 件、調停申立件数が 6 件、手続費用支援の申請も 10 件を超えているところ、仲裁・調停事業の経費がスポーツ振興くじ助成金予算 1,500 万円（助成対象額 1,350 万円）を超過したため、本書提出日時点で 100 万円を超える仲裁・調停事業の経費が JSAA の自己負担となる見込みである。

②　事務局の人員体制の不足

上記 1 ②及び④のとおり、スポーツ振興くじ助成金は、従業員の賃金に充てることができないため、JSAA のコア事業である仲裁・調停事業は、外部の事業者に委託している状況である。また、単一年度に仲裁・調停を併せて新たに 10 件を超える事案が係属すると、仲裁・調停手続の管理を担当する仲裁調停専門委託員 1 名でこれらを管理することが難しいため、同委託員の業務を担う人員の増員が必要な状況である。しかし、JSAA の自主財源が十分ではなく、スポーツ振興くじ助成金も使途が定められ、助成額の上限等もあることから、コア事業である仲裁・調停事業の人員を増やすことができないままになっている。

③　低廉な仲裁人報償金

近年、複雑な事案、両当事者の利害対立が先鋭化している事案が出てきており、仲裁人の負担が増加しているにもかかわらず、上記 1 ⑭のとおり、JSAA が仲裁人、調停人に対して支払う報償金は、設立当初から変わらず、原則 50,000 円（消費税別）のままであ

[19] 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構、東京 2020 プロボノサービスの報告書 https://probono2020.tokyo/Tokyo_2020_Pro_Bono_Service_Report_JP_final.pdf

る。

④　手続の質の向上

近年、争点が複雑な事案、両当事者の利害対立が先鋭化している事案が出てきており、各事案の当事者に応える手続運営及び手続指揮等が求められる事案が増加している。また、過去 19 年間の運営において、スポーツ仲裁パネルが仲裁合意があると中間判断したことに対し、被申立人から仲裁法第 23 条第 5 項の申立てがなされ、裁判所が仲裁合意を否定した事例が 2 例存在する（JSAA-AP-2015-001 号事案及び JSAA-AP-2019-008-011 号事案）。また、スポーツ仲裁パネルの仲裁判断に対し取消請求がなされた事例も 1 例存在し（JSAA-AP-2020-005 号仲裁事案）、当該取消請求を行った競技団体が自動応諾条項を一定期間取り下げたという事象が生じている。

このような状況であることから、JSAA は、仲裁機関として信頼のある手続及び仲裁判断を下すことがより一層求められているといえる。

第４　仲裁機関の調査

１　イギリス・Sport Resolutions

⑴　概要

Sport Resolutions は、英国でスポーツ紛争を専門的に取り扱う民間型のスポーツ仲裁機関である。

本項においては、Sport Resolutions（2023 年 1 月 23 日に実施）、UK Sport の Sport Integrity 担当者との面談（2023 年 1 月 24 日に実施）、UK Anti-Doping のメールによる回答、及び Sport Resolutions のウェブサイトで公表された資料に基づき、Sport Resolutions の詳細について、報告する。

なお、本事業の期間等との関係で、客観的資料に基づいた詳細の確認に至らなかった事項については、口頭のインタビューで把握できた限りで報告している。

⑵　機関の概要

①　仲裁機関の成り立ち、設置形態

Sports Dispute Resolution Panel Limited（通称“Sport Resolutions”）は、1997 年 4 月 11 日[20]に、英国法（イングランド及びウェールズ法）を設立準拠法として設立された民間非営利団体（Private company limited by guarantee without share capital）である。元々は、Sports Dispute Resolution Panel と呼称されていた[21]が、2008 年に改称し、現在の名称となった。

Sport Resolutions は、当初はロンドン市の 66 Lincoln’s Inn Fields（WC2A 3LH）を登録住所地として設立されたが、その後幾度かの移転を経て、現在では 1 Paternoster Lane St Paul’s（EC4M 7BQ）所在の International Dispute Resolution Centre 内にオフィスを構えている。

Sport Resolutions の英国内における位置づけ（スポーツ団体との関係等）は後述するが、Sport Resolutions は、海外のいくつかのスポーツ仲裁機関との間でも緊密な関係を維持しており、カナダ、アメリカ、ニュージーランド、アイルランドと並び、JSAA も 10 数年来にわたって人材派遣や情報交換等を行っている。

[20] Sports Dispute Resolution Panel Limited, https://find-and-update.company-information.service.gov.uk/company/03351039
[21] Sports Resolutions,Our History, https://www.sportresolutions.com/about/our-history

② 仲裁機関のスポーツ団体との関係

Sport Resolutions の現行の役員（Board）は全部で 10 名であるところ、これらの役員はいずれも特定のスポーツ団体以外の外部の者（弁護士、コンサルタント、民間会社等）から選任されており、また、特定のスポーツ団体が選任権を有しているということもない[22]。具体的には、Sport Resolutions の現行のメンバー（社員）は、以下のとおりであり、これらのメンバーが 4 名を上限として非業務執行役員（Non-Executive Director）を選任し、7 名を上限とする独立の非業務執行役員と、CEO が選任される。

【Sport Resolutions の現行メンバー（社員）】

i) British Athletes Commission
ii) British Olympic Association
iii) British Paralympic Association
iv) Sport and Recreation Alliance
v) Professional Players Federation
vi) European Sponsorship Association
vii) Northern Ireland Sports Forum
viii) Scottish Sports Association
ix) Welsh Sports Association

本調査事業で実施したインタビューによれば、Sport Resolutions の運営においても、スポーツ団体からの（恒常的な）資金提供は行われておらず、UK Sport や Sport England 等の（準）公的団体からのファンディングを主たる原資としてその運営がなされている。個別の規則の下の事案においては、利用者の所属するスポーツ団体が費用を負担する、とのことであったが、後述のとおり、この点について、アスリート側から、独立性の観点で批判が来たことはないとのことであった[23][24]。

③ 仲裁機関に対する国家や州政府などからの援助（予算、法制度など）の有無並びに予算に占める割合

[22] Sports Resolutions,Board Members, https://www.sportresolutions.com/about/board-members
[23] 2023 年 1 月 23 日 Sport Resolutions に対するインタビュー
[24] 他方で、日本の場合には、近時、公益財団法人日本スポーツ協会から、JSAA に対する申立ての増加に鑑み、濫訴防止のために費用を増やして欲しいという申し出が JSAA に対してなされており、申立費用の負担を巡る日英間の状況は異なっている。

Sport Resolutions に対しては、UK Sport や Sport England などからのファンディングが行われている。例えば、インタビュー調査によれば、2022 年 5 月から提供が開始された Sport Integrity のサービスに関しては、立ち上げ時に£100,000、ランニングコストに£220,000 の資金が UK Sport から Sport Resolutions に提供されており、この費用により 1 人の Case Manager（Gillian Sanders 氏）と 2 人のインハウス調査員（Neil Simmons 氏及び James Bromley-Derry 氏）を雇用しているとのことであった[25]。

なお、UK Sport 等からのファンディングの総額については、非公表のため、今年度の調査では判明しなかった。

④　仲裁機関の収支構造

Sport Resolutions の直近の収支構造は、公表されている Financial Statement（2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）[26]によれば、大要以下のとおりである。

	2022 年（£）	2021 年（£）
収入	1,872,635	2,333,738
原価	(1,407,353)	(1,762,574)
売上総利益	465,282	571,164
販管費	(476,297)	(490,709)
営業利益（損失）	(11,015)	80,455
利息収入等	56	89
税引前当期純利益（損失）	(10,959)	80,544
税金	(11)	(17)
当期純利益（損失）	(10,970)	80,527
その他当期包括利益		
当期総包括利益	(10,970)	80,527

※　上記の収入には、UK Sport からの補助金（Award）収入（£285,500）を含んでいる。この UK Sport からの補助金は、2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日の期間にわたって提供され、その後 2023 年 3 月 31 日までの分をカバーするため延長されている。ま

[25] 2023 年 1 月 24 日 UK Sport に対するインタビュー
[26] Sports Resolutions,2021/22 Financial Statement, https://www.sportresolutions.com/assets/documents/SR_Directors_Report_and_Financial_Statement_2122_-_Signed.pdf

た、National Anti-Doping Panel を運営するための Digital, Culture, Media and Sport 省（DCMS）との契約も同時期まで存続することになるが、Sport Resolutions の役員としてはこれらの契約はいずれもその後も更新される見込みであるとのことである。

なお、参考までに、10 年前の Sport Resolutions の予算（JSAA による Sport Resolutions への初回派遣時における調査結果）を以下のとおり再掲する。Sport Resolutions は、ポスト五輪後においてなおその事業の拡大に成功し、現状ではその事業規模が数倍となっていることが分かる。

Cf）　2011 年～2012 年（予算ベース）：ロンドンオリンピック直前時

収入区分	NADP	SR	合計
UK Sport からの補助金収入（厳密には”Award”）		£ 225,000	£ 225,000
商業的契約からの収入	£ 290,900	£ 50,000	£ 340,900
Ad hoc ケースからの収入		£ 35,000	£ 35,000
聴聞室賃貸事業収入		£ 26,000	£ 26,000
金融機関利子		£ 3,000	£ 3,000
収入合計	**£ 290,900**	**£ 339,000**	**£ 629,900**

⑤　仲裁機関の職員数

Sport Resolutions の職員（ウェブサイト掲載者）は、公表資料によれば、15 名であり、その役職等は、以下のとおりである[27]。

氏名	参画年度（年）	役職等
Richard Harry	2010	Chief Executive Officer
Catherine Pitre	2016	Head of Case Management (Head of Secretariat of the National Anti-Doping Panel)
Ross MacDonald	2012	Business Manager
Duygu Yetkincan	2018	Marketing & Communications Manager ※ 現役のバレーボール選手（英国ナショナルリーグ“Super League”のチームのキャプテンを務めている。）

[27] Sports Resolutions, Executive Team, https://www.sportresolutions.com/about/secretariat

Kylie Brackenridge	2016	Senior Case Manager（Secretariat to the World Athletics Disciplinary Tribunal, the ITIA Independent Tribunal and the International Hearing Panel）
Matt Berry	2015	Senior Case Manager（English Football League (EFL) and Football Association (FA)） Investigations and Reviews（FA Independent Review, PFA Independent Review and Cycling Independent Review）
Roxana Weich	2017	Senior Case Manager (National Safeguarding Panel) Secretariat to the ITF Independent Tribunal, National Anti-Doping Panel and World Athletics Disciplinary Tribunal
Alisha Ellis	―	Case Manager
Anna Thomas	2018	Case Manager
Josh Ingham-Headland	2019	Case Manager
Savita Sohal	2022	Case Manager
Gillian Sanders	2022	Case Manager（Sport Integrity service, a confidential reporting line and independent investigation service）
Neil Simmons	2022	Case Manager / Investigator（Sport Integrity matters）
Astrid Mannheim	2022	Case Manager
James Bromley-Derry	2022	Case Manager / Investigator（Sport Integrity matters）

※ 2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日の期間の平均従業員数は 10 名とされている（財務諸表参照）。

⑥ 仲裁機関がスポーツ事案を専権的に扱えるか否か

Sport Resolutions は、英国国内のスポーツ紛争事案を専権的に扱っているわけではなく、あくまでも契約（仲裁合意）ベースで、Sport Resolutions の管轄が認められる。そのための競技団体が自身のパネルを設けて、紛争解決することも妨げられていない[28]。

ただし、UK Sport は、2023 年 1 月 16 日、UK Sport 及び Sport England からの資金援助を受けているスポーツ団体は、Sport Integrity（サービスについては後述⑦）の利用を義務的に保障しなければならないことをアナウンスした[29]。UK Sport は、この方針につい

[28] 2023 年 1 月 23 日 Sport Resolutions に対するインタビュー
[29] UK Sport and Sport England move to strengthen, https://www.uksport.gov.uk/news/2023/01/16/uk-sport-and-sport-england-move-to-strengthen-safeguarding-and-welfare-across-sport

て、2022 年 6 月に英国体操界における虐待調査の結果を記したレポート（The Whyte Review）[30]による教訓と洞察を踏まえたものであると説明している[31]。

⑦　仲裁機関の有する規則（サービス）の種類

Sport Resolutions は、次のサービスを提供している。

種類	サービス名	サービスの概要
1	Arbitration	スポーツ紛争を仲裁によって終局的に解決するサービス。代表的な紛争は、代表選手選考紛争、不利益処分紛争。
2	Mediation	スポーツ関連紛争を調停によって解決するサービス。過去に調停によって解決された例としては、コーチ契約の終了や子どものセーフガーディングの問題がある。
3	National Anti-Doping Panel	ドーピング紛争を独立に判断する英国のアンチ・ドーピングパネル。
4	National Safeguarding Panel	NGB におけるセーフガーディングの問題に関し、パネルが独立の調査を行ったり、NGB に代わり制裁処分を決定するサービス。
5	Panels for Major Events	国際競技団体の競技大会において、独立の臨時のパネルを提供するサービス。
6	International Federation Tribunals	国際競技団体の紛争を Sport Resolutions の仲裁によって解決するサービス
7	Sport Integrity	虐待等に関する通報の受付と、Sport Resolutions のインハウス調査員による調査を実施するサービス（パイロットサービス）
8	その他	・Investigations & Reviews（国内外の団体における差別的行動の問題、セーフガーディングの問題や制裁の問題などを調査などするパネルの構成を支援したり、調査事務局を担当したりするサービス） ・Panel Support For UK Sport-Funded NGBs（NGB が行う団体内制裁機関の設置を支援するサービス）

⑧　仲裁機関の取扱事案の種類

Sport Resolutions の取扱事案の種類と件数の割合は、以下のとおりである（2021/22 年の

[30] Anne Whyte QC, The White Review, https://sportengland-production-files.s3.eu-west-2.amazonaws.com/s3fs-public/2022-08/The%20Whyte%20Review%20Final%20Report%20of%20Anne%20Whyte.pdf?VersionId=fizNx7wABnsdz5GRldCKl6m6bYcIAqBb
[31] 脚注 29

年次レポートより）[32]。

JSAA では、代表選考・出場資格（Selection & Eligibility）や不利益処分紛争（Integrity & Discipline）の割合が高い傾向にあるが（本書第 3 の 1⑧を参照）、Sport Resolutions においては、これらに加えて Anti-Doping や Safeguarding の事案数が 15%~20%を占めている点が、JSAA との相違点といえる。

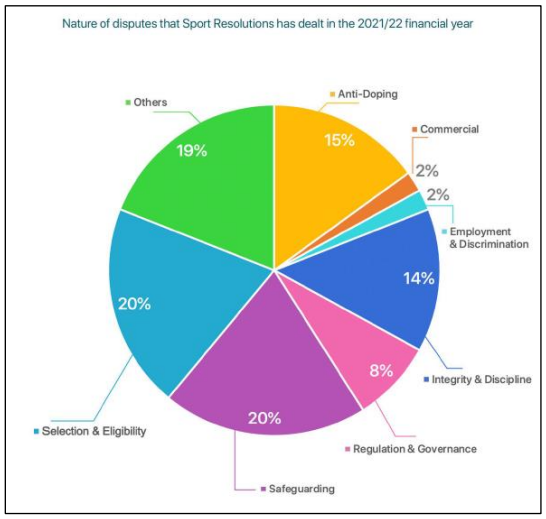

⑨　仲裁機関の取扱件数

Sport Resolutions の取扱件数の推移は以下のとおりである（2021/22 年の年次レポートより）[33]。

Sport Resolutions の紛争解決やその説明等が求められた件数は、直近 3 年度で 308 件（2021-22）、279 件（2020-21）、331 件（2019-20）であるところ、JSAA の総取扱事案数（仲裁、調停等の事案件数に加えて、相談や問合せを含めた件数）が直近 3 年度で 105 件（2019 年度）、53 件（2020 年度）、62 件（2021 年度）であることと比べると（本書第 3 の 1⑨を参照）、Sport Resolutions の取扱事案数は、JSAA よりも相当大きいことが分かる。

【Sport Resolutions の取扱件数】

[32] Sports Resolutions, Annual Report 2021/22, https://www.sportresolutions.com/assets/documents/SR_AnnualReport_21-22_FINAL.pdf
[33] 同上

	2021-2022	2020-2021	2019-2020	2018-2019	2017-2018	2016-2017	2015-2016
Requests for dispute resolution guidance and help	**308**	**279**	**331**	**302**	**303**	**227**	**179**
Pro Bono Service	80	54	69	45	51	50	20
National Anti-Doping Panel	8	10	33	18	28	15	25
Referrals Outside the UK	40	25	63	35	36	8	0
National Safeguarding Panel	35	10	11	13	15	4	4
Others (sport arbitration, mediation, other enquiries)	145	180	155	191	173	150	130
Number of Case Referrals	**147**	**149**	**184**	**156**	**108**	**85**	**92**
Appointments	122	140	181	153	99	83	85
Investigations & Reviews	25	9	3	3	9	2	7
Number of delegates attending SR events / events at which SR presents	**1120**	**1081**	**1022**	**876**	**540**	**301**	**306**

⑩　仲裁機関の標準的な手続の進行の概要及びそれにかかる期間

標準的な手続の進行にかかる期間に関する資料は、公表されておらず、本年度の調査では判明しなかった。

⑪　仲裁機関の案件の対処にかかる費用の種類及び額

仲裁機関の案件の対処にかかる費用の種類及び額に関する資料は、公表されておらず、本年度の調査では判明しなかった。なお、Sport Resolutions は、現在、審問・カンファレンス施設や設備を提供している International Dispute Resolution Centre（IDRC）の施設内に事務所を構えており、IDRC の正規料金の 20%のディスカウントを受けられることが公表されている[34]。

⑫　仲裁機関の手続における当事者負担の費用の種類及び額

当事者負担の費用に関する資料は、公表されておらず、本年度の調査では、全体像は判明しなかった。

なお、総じて、競技者は負担なく、当該競技者の所属する競技団体の側が費用を負担

[34] 公開資料上は、利用サービスとして、small arbitration package ￡1,375+VAT との記載もあるため、詳細については要追加調査。参照、SR Room Hire Rates and Information, https://www.sportresolutions.com/assets/documents/client-brochure-2023.pdf

する構造になっているとのことであった[35]。この点について、我が国では、申立人の負担が 55,000 円（消費税込）に限られる点に関し、競技団体から、競技者からの濫訴を懸念する声があったが（本書第 5 の 1 を参照）、英国では競技者負担がないことに関し、そうした声は聴かれない、とのことであった[36]。

⑬　仲裁機関の仲裁人候補者の数

Sport Resolutions には、292 人の仲裁人候補者（任期 3 年）がおり、うち 37%が女性の候補者である[37]。

このほか、National Anti-Doping Panel（NADP）や National Safeguarding Panel（NSP）については、特別のリストがあり、NADP のリスト候補者は 29 人である[38]。

本事業で実施したインタビューによれば、Sport Resolutions は、年に 1 回の年次カンファレンスを開催するほか、専門家を招聘して、仲裁人候補者の教育を行っているとのことであった[39]。

なお、本調査事業において、UK Anti-Doping（UKAD）に照会をしたところ、Sport Resolutions が運営する NADP は、UKAD から独立して運営されているため、UKAD は、NADP の候補者の教育に関し、関与していないとのことであった。

⑭　事件を担当する仲裁人に対する報償金

事件を担当する仲裁人に対する報償金に関する資料は、公表されておらず、本年度の調査では、全体像は判明しなかった[40]。

なお、本事業で実施した Sport Resolutions の NSP の候補者を務める英国弁護士からのヒアリングによれば、Sport Resolutions の仲裁人報酬は、英国弁護士一般の弁護士費用よりも低廉ではあるが、仲裁人候補者にとって（2012 年ロンドン大会以降の現在でも）Sport

[35] 2023 年 1 月 23 日 Sport Resolutions に対するインタビュー
[36] 同上
[37] 同上
[38] Sports Resolutions, NADP Panel Members, https://www.sportresolutions.com/services/nadp-panel-members
[39] 2023 年 1 月 23 日 Sport Resolutions に対するインタビュー
[40] 本調査事業で実施したインタビューによれば、3 名でパネルが構成される場合、仲裁人長：2,500 ポンド、ウィングメンバー1,250 ポンド、1,250 ポンドという例があるとのことであった。

Resolutionsを通じてスポーツの仕事に関わることは引き続き魅力的な仕事であると捉えられており、仲裁人報酬が英国弁護士一般の弁護士費用よりも低額であることについては受け入れられているとのことであった[41]。

⑮　リーガルエイドの仕組みの有無及び内容

Sport Resolutions は、Pro Bono Legal Advice & Representation Service 制度を運営している。この制度は、UK Sport がファンディングを提供するスポーツに携わる競技者や個人で、経済状態に限りがある者が、英国のソリシター及びバリスターから構成されるプロボノパネルの法的助言や手続代理を無償で受けられるというサービスである（Pro Bono Legal Advice Panel: Terms of Reference を参照[42]）。

このサービスは、Sport Resolutions が 2012 年ロンドン大会の間に実施した the London 2012 Pro Bono Legal Advice & Representation Service のレガシーとして、同大会後から行われ、現在でも継続されているものである[43]。

なお、Sport Resolutions には、手続費用を給付ないし援助する制度は存在しない。

⑯　その他仲裁機関が抱えている課題

2012 年ロンドン大会の後、英国のスポーツ界は、Welfare や Safeguarding を重要視するようになり、Sport Resolutions でも NSP や Sport Integrity など、競技者の虐待・ハラスメントからの保護に関わるサービスを拡充している。

また、昨今、国際競技団体（IF）には、独立した紛争解決サービスのニーズがあるため、Sport Resolutions は、2017 年から IF Tribunals のサービスを実施するようになり、2019 年からは Major Event の際のパネルを実施するようになった。Sport Resolutions には、2012 年ロンドン大会で実施した the London 2012 Pro Bono Legal Advice & Representation Service の評判があるため、IF の方からマーケティングアプローチを受ける、とのことであった。将来の課題としても、国際的なマーケティングをさらに広げて

[41] 2023 年 1 月 23 日 Sport Resolutions に対するインタビュー
[42] Sports Resolutions, Pro Bono Legal Advice Panel: Terms of Reference, https://www.sportresolutions.com/assets/documents/D_9_-_Pro_Bono_Service_Terms_of_Reference_-_2022.pdf
[43] Sports Resolutions, Pro Bono Legal Advice, https://www.sportresolutions.com/services/pro-bono-legal-advice

いくことが課題とのことであった[44]。

⑶　まとめ

Sport Resolutions は、JSAA と同じように、民間団体として、スポーツ仲裁・スポーツ調停、ドーピング仲裁などのサービスを、英国スポーツ界に対して提供しているところ、サービスの種類や事案の取扱件数を見る限り、JSAA よりもさらに発展的・専門的な活動をしており、国際競技団体からの信用も得ている先端的なスポーツ仲裁機関である。

Sport Resolutions のサービスについては、一般的な商事仲裁や Court of Arbitration for Sport の手続と異なり、申立人となる競技者からは費用負担を求めない構造となっている点は、JSAA と同様であった。それにもかかわらず、Sport Resolutions が、15 人の従業員を抱えつつ、サービスの種類を拡大できているのは、UK Sport からのファンディングを、サービスを担当する従業員の雇用に充てることができている点が関係していることが窺われた（Sport Integrity に関するファンディングで従業員を 3 名雇用している例を参照）。JSAA が受領しているスポーツ庁委託事業費やスポーツ振興くじ助成金と比較しつつ、Sport Resolutions の収支構造について更なる追加の調査を行うことは有益であると思われた。

また、Sport Resolutions のサービスの拡大は、2012 年ロンドン大会で Sport Resolutions が実施したプロボノサービスの評判と関係している、という点は非常に示唆的である。JSAA も、2020 年東京大会時にプロボノサービスを実施しており、30 名を超える弁護士が研修を受け、6 名の手続代理人が Court of Arbitration for Sport のアドホック部において実際に競技者の手続代理を行うなどの実績を上げていることから[45]、2020 年東京大会時のプロボノサービスを踏まえた新たな活動を検討することは一案である。

加えて、Sport Resolutions は、現在、審問・カンファレンス施設や設備を提供している International Dispute Resolution Centre に事務所を構えており、従前所在していた事務所よりも賃料を引き下げつつ、個別事件において、施設利用料金の割引を受けられているとのことであった。JSAA も、既に我が国の審問・カンファレンス施設や設備を提供する一般社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）の各施設を利用しているが、JSAA と JIDRC に更なる連携の余地がないかを検討することも一案である。

他方で、Sport Resolutions が IF Tribunals や Panels for Major Events のサービスを提供でき

---

[44] ⑯については、すべて 2023 年 1 月 23 日 Sport Resolutions に対するインタビュー
[45] 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構「東京 2020 プロボノサービスの報告書」、https://probono2020.tokyo/Tokyo_2020_Pro_Bono_Service_Report_JP_final.pdf

ていることには、英国にスポーツ法実務家が多くいること、競技団体の定める規則の言語、紛争解決手続の公用語として使われる英語が母国語であることなど、日本にはない背景事情が関係していると推察される。仮に JSAA がサービスの拡大を検討する場合、いずれの方向であれば JSAA の価値や特徴を出すことができるのかについては、JSAA の現状のリソースを踏まえて慎重に検討をする必要があると思われる。

２　カナダ・Sport Dispute Resolution Centre of Canada

⑴　概要

Sports Dispute Resolution Centre of Canada（以下「SDRCC」という。）は、カナダにおいて、原則として連邦レベルのスポーツ紛争を対象として、仲裁・調停などの紛争解決サービスを提供している。そして、スポーツ紛争の予防のための教育啓発活動及び教材開発を行っている。また、カナダ国内で開催されるスポーツ競技大会において、Kiosk（バナーの掲示、各種資料の配布などを SDRCC の広報活動及び紛争予防のための活動などのために、スタッフを常駐させるブース。）を設置し、広報・教育啓発をしている。さらに、スポーツ界におけるハラスメント・虐待の分野では、調査（Investigation）ユニット、スポーツ・ヘルプライン、及びセーフガーディング法廷（Safeguarding Tribunal）の管理・運営もしている。

以下では、SDRCC 関係者及びスポーツ法実務に詳しい法曹へのインタビュー調査も踏まえて説明する。

⑵　機関の概要

①　仲裁機関の成り立ち、設置形態

SDRCC は、2002 年 1 月にスポーツ紛争解決のために実施された暫定的なプログラムである ADRSportRED を前身とする。2003 年にカナダの連邦法として制定された Physical Activity and Sport Act（S. C. 2003, c.2）が[46]、国内スポーツ仲裁機関としての SDRCC を設立する際の根拠規定となった。同法は、スポーツにおける紛争の公正、公平、透明かつ適時の解決を含む、スポーツに関するカナダ政府の方針を定めている。

Physical Activity and Sport Act を受け、2004 年 4 月 1 日に SDRCC が非営利法人（Not for Profit Corporation）として設立された。以降、カナダ国内で仲裁・調停などの紛争解決サービス及びこれに関する専門知識の提供、紛争解決に対する支援を行っている。

2018 年には、調査部門（Investigation Unit）が創設された。この部門はスポーツ界における虐待やハラスメントに対する申立てを受け付け、専門的かつ独立した調査サービスを提供している。

2019 年に SDRCC は、Canadian Sport Helpline の監理を開始した。Canadian Sport Helpline は、2019 年にスタートしたスポーツにおける虐待、ハラスメント、及び／又

[46] この法律の条文は https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/p-13.4/FullText.html より入手可能。

は、差別に関する問題のための、無料であり、匿名かつ秘匿性が確保され、英語・フランス語のバイリンガル対応がなされる相談窓口である。

さらに 2021 年 7 月にはカナダ政府が SDRCC を Universal Code of Conduct to Prevent and Address Maltreatment in Sport (UCCMS)の実施を監督する独立したセーフ・スポーツ・メカニズムを提供する組織として指定した。UCCMS は、スポーツにおける虐待を防止し、対処するための規範であり、連邦政府が資金援助するスポーツ団体に対して適用されるものである。SDRCC は、この目的のために 2022 年 6 月 20 日に Abuse-Free Sport Program（虐待のないスポーツ・プログラム）を開始した。

② 仲裁機関のスポーツ団体との関係

SDRCC は、スポーツ団体からは独立した組織である。

理事会メンバーは 12 名以下とされ、スポーツ界からの意見も踏まえた上で、①SDRCC がそのミッションを達成できるような経験又は能力を有する、スポーツの振興と発展に尽力する男女から選定されるべきこと、及び②スポーツ界及びカナダ社会の多様性とバイリンガルの特徴を代表する者から選定されるべきこと、ということが含まれるガイドラインに従って作成された、スポーツ大臣が制定する任命基準に基づいて 3 年以内の任期（再任は認められるが、連続しては最長で 6 年間までの任期となる。）で公募の上選定される（理事は、弁護士、スポーツ団体役職員経験者、アスリート、マネジメントの有識者などから構成される。）。なお、理事会メンバーは CEO を除き無給である。

③ 仲裁機関に対する国家や州政府などからの援助（予算、法制度など）の有無並びに予算に占める割合

SDRCC の資金のほぼすべてが、スポーツカナダ（連邦政府）の拠出金より賄われている。Physical Activity and Sport Act 第 5 条(p)及び第 6 条にスポーツ大臣が SDRCC に対して資金拠出をする根拠規定がある。

過去 10 年度分の収支の概要をまとめたものが以下の表である（SDRCC 年次レポートより筆者作成。）。

なお、2023 年度については、政府拠出金のうち 1,100 千カナダドルが紛争解決部門へ、6,000 千カナダドルがスポーツ・インテグリティ関連の部門へ、それぞれ割り当てられることが予定されている。

表：過去 10 年度分の収支概要（単位：千カナダドル（1 カナダドル＝100 円））

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
拠出金枠	980	1,000	999	1,140	1,095	1,100	1,118	1,284	1,210	2,092
支出総額	973	960	997	1,110	1,004	1,017	1,109	1,288	1,208	2,096
支出のうち人件費	392	415	412	429	420	460	503	515	489	534
支出のうち事業支出	320	331	366	446	398	370	340	351	315	404

④　仲裁機関の収支構造

上記③を参照。

⑤　仲裁機関の職員数

2023 年 3 月 1 日現在、常勤職員の数は 20 名である。その内訳は、管理部門 5 名、紛争解決部門 4 名、リソース・センター部門 4 名、スポーツ・インテグリティ・コミッショナー部門 7 名である。なお、2020 年度までは 4 名から 6 名の常勤職員数であったが、2021 年度以降常勤職員数は増加傾向にあり、2022 年 3 月 1 日時点では 10 名の常勤職員であった。

職員数増加の背景は、Abuse-Free Sport Program の提供など、スポーツ・インテグリティ関連の業務への対応が求められたためである。

⑥　仲裁機関がスポーツ事案を専権的に扱えるか否か

SDRCC がカナダ国内のすべてのスポーツ紛争を専権的に取り扱えるわけではないが、実質的には連邦レベルのスポーツ団体は SDRCC の仲裁を受諾している。
その理由は次のとおりである。すなわち、SDRCC をスポーツ紛争の解決の場として利用するために、スポーツ団体の規則や契約などの中に仲裁合意が規定されることが必要である。しかし、カナダ連邦政府は、スポーツ団体に対して助成金を拠出（「スポーツ資金調達・説明責任フレームワーク」（Sport Funding and Accountability Framework））する条件として、SDRCC の管轄を受諾することを義務付けている。このために、実質的に SDRCC が連邦レベルのスポーツ団体の事案について管轄権を持つことになっている。

⑦　仲裁機関の有する規則の種類

SDRCC が有する紛争解決のための規則は、Canadian Sport Dispute Resolution Code（以下「SDRCC 規則」という。）の 1 つのみであるが、この規則に基づいて、Resolution Facilitation、仲裁、調停などの紛争解決手続が提供されている。

⑧　仲裁機関の取扱事案の種類

SDRCC では、他のスポーツ紛争解決機関同様に、アンチ・ドーピング規則違反、代表選考、制裁処分、契約に関する紛争の解決を行っている。このほかスポーツにおける虐待やハラスメントなどについて、調査・訴追し制裁を決定する Abuse-Free Sport Program を行っている。なお、取扱事案の種類については下記⑨も参照されたい。

⑨　仲裁機関の取扱件数

2021 年度には 33 種類のスポーツ種目にわたって 76 件の申立てがなされた。この数字は 2018～2020 年度の平均が 66 件であったことと比較して増加傾向を表している。2022 年度についての公式な統計はないが、インタビュー調査を行った時点で 87 件の申立てが

なされたとのことであった。

参考：スポーツ種目ごとの申立件数

DISPUTES PER SPORT

Multiple requests were submitted from the following sports:

SPORT	NUMBER OF CASES	SPORT	NUMBER OF CASES
Snowboard	9	Rowing	3
Canoe-Kayak	6	Swimming	3
Cycling	4	Alpine Ski	2
Speed Skating	4	Freestyle Ski	2
Wrestling	4	Judo	2
Curling	3	Powerlifting	2
Equine Sport	3	Soccer	2
Figure Skating	3	Taekwondo	2
Football	3	Triathlon	2
Gymnastics	3	Weightlifting	2

Sports from which only one dispute was submitted were: *Archery, Badminton, Biathlon, Bobsleigh, Boxing, Cricket, Fencing, Goalball, Hockey, Luge, Nordic Ski, Para-Snowboard, Rugby, and Table Tennis.*

出典：「SDRCC 年次報告書 2021-2022」8 頁

参考：紛争類型の内訳

TYPE OF DISPUTE

The types of disputes brought before the Centre were as follows:

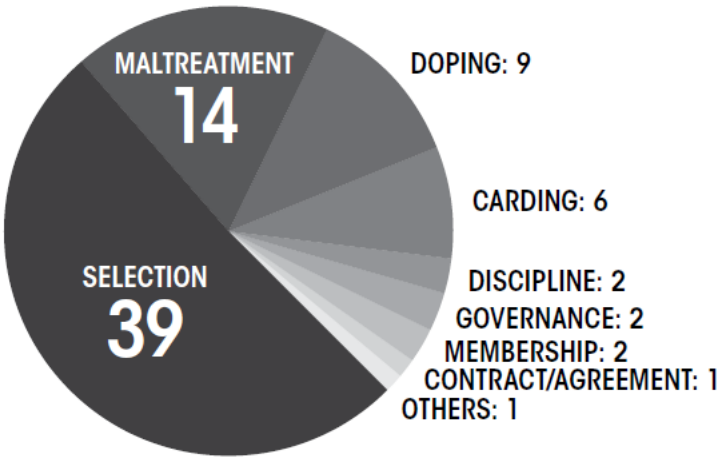

出典：「SDRCC 年次報告書 2021-2022」8 頁

⑩　仲裁機関の標準的な手続の進行の概要・及びそれにかかる期間

SDRCC の仲裁手続の標準的な進行はおおよそ以下のとおりである。

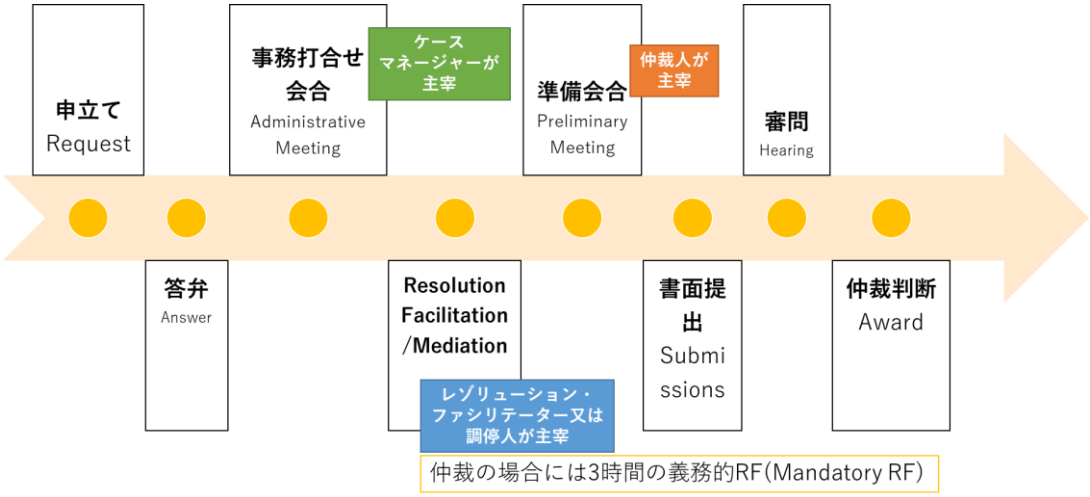

出典：小川和茂「SDRCC における調停活用の特徴」（2022 年 12 月 4 日中京大学法務研究所主催法務研修セミナー「スポーツ紛争における調停の可能性」の講演資料より）

SDRCC の紛争解決手続の特徴は、いくつかあるが代表的なものとしては、①RF の活用、②選手選考紛争の場合の立証責任に関する規定である。

①の RF の活用とは、すなわち、仲裁手続を利用した場合であったとしても、レゾリューション・ファシリテーター又は調停人（いずれも仲裁人とは別の者が担当する。）が、時間を定めて和解の機会を探るためのレゾリューション・ファシリテーション（通称：RF）が行われる点にある。具体的には、2021-2022 会計年度では 67 件の仲裁申立てがあったが、このうち和解に至った事案は 22 件で、約 33%であった。特に虐待（maltreatment）案件は和解率が高く、10 件中 7 件が和解で終結した（SDRCC 2021-2022 年次報告書より。）。

また、②選手選考紛争の場合の立証責任については、SDRCC 手続規則第 6.10 条が「競技者がチーム選考又は Carding に関する紛争において申立人である場合、被申立人は、基準が適切に設定され、紛争となった決定がかかる基準に従ってなされたことを証明する責任を負う。それが証明された後、申立人は、承認された基準に従って、申立人が Carding に選ばれること、又は、指名されるべきだったことを証明する責任を負う。それぞれの立証責任は、証拠の優越によって決定されるものとする。」というように、スポ

ーツ団体に代表選考が選考基準等に従ってなされたものであることをまず立証させるようにしている。

仲裁手続にかかる期間は、2021-2022 年次報告書に掲載されていた事案の申立日から手続終結時までにかかった期間の平均を筆者が計算したところによれば、58.65 日であった。

⑪　仲裁機関の案件の対処にかかる費用の種類及び額

SDRCC の年次報告書によれば、仲裁人又は調停人の報償金、ケースマネジメントにかかる費用、仲裁人及び調停人の教育にかかる費用（2 年おきに CAS と SDRCC が共催し複数日にわたって開催されるセミナーを実施している。）などが予算及び支出として計上されている。

仲裁案件の処理に係る支出については、上記③を参照されたい。

⑫　仲裁機関の手続における当事者負担の費用の種類及び額

連邦レベルのスポーツ団体が関連する紛争解決のために SDRCC を利用する場合には、原則として当事者の負担はなく無料で利用できる。しかし、SDRCC 規則には、通訳費用、審問記録の作成、証人尋問にかかる費用などの当事者負担が定められている。これらの費用について最終的にどの当事者が負担するのかについては、費用に関する仲裁判断がなされ、仲裁にかかった費用の負担が決定される。

⑬　仲裁機関の仲裁人候補者の数

カナダの様々な州・準州から合計 56 名の仲裁人・調停人候補者がいる。リストの名前からは男女比は判別できない。女性仲裁人を増やす取り組みとして、Women in Arbitration Mentorship プログラムを実施している。

⑭　事件を担当する仲裁人に対する報償金

かつてはすべてタイムチャージで仲裁人の報償金が支払われていたが、現在は上限を設定している（タイムチャージで計算するが上限が設定されている場合、係争額の数%

という場合、判断すべき事項ごとに上限を設定する場合など）。1 時間当たりの報償金額や報償金の上限は、仲裁人・調停人候補者として登録する際に、応募者は謝金規程を見ており、その上で登録をしている。1 時間当たりの報償金額は相場よりは低額であるが、スポーツ法の仕事をすることに意義を見い出した者が登録してくれているようである。

仲裁人の中には、自身の秘書や事務局を持っている者もいるが、それらの者にかかる費用の請求はできないことになっている。

⑮　リーガルエイドの仕組みの有無及び内容

プロボノ弁護士制度、アンチ・ドーピング事案やセーフガード事案についてのリーガルエイドサービスなどが提供されている。

⑯　その他仲裁機関が抱えている課題

2022 年から実施されている Abuse-Free Sport Program の運営のために次年度はリソースを割く必要がある。2024 年度以降の 4 年度分に関する中長期の戦略プランはまだこれから議論がされる。

年間を通じて、仲裁人・調停人の教育セミナーをさまざまなトピックで実施するため、プログラムの内容などを開発する必要がある。

⑶　まとめとインタビュー調査からの示唆

SDRCC は、連邦法上に設立の根拠規定があり、カナダ政府からの拠出金で運営されている。そのため、常勤のスタッフを雇用することができ比較的安定的に運営ができている。とはいえ、費用を抑えるために、仲裁人報償金の算定方法を工夫したり、報償金に上限を設定したり、審問は原則としてオンライン（テレビ電話システム、ウェブ会議システム、テレフォンカンファレンスシステムなどの利用による。）で行ったりしている。

また、インタビュー調査から得られた情報は上記各項目に既にそれぞれ反映されているが、それぞれの項目に当てはまらなかったインタビュー調査から得られた気づきをここに記しておく。

まず、スポーツ団体との関係性についてである。設立当初 SDRCC もスポーツ団体からの反発は大きかったとのことである。SDRCC 設立以前はスポーツ団体がやりたいように

できていたが、それができなくなった訳なので、ある種当然の反応であるとの認識であった。そのため、時間をかけて根気よくスポーツ団体との関係を構築するようにしているとのことであった。また、良い関係性を構築するためには、世論も大事であり、そのためにはマスコミも活用するなど積極的な PR が有効なのではないかとの指摘があった。

そして、調停の活用もスポーツ団体の信用を獲得するためには良いとの示唆があった。スポーツ団体は競技者との紛争を仲裁によって白黒付けたいとまでは思っておらず、できるならば友好的に解決したいと考えているのである。そのため、話合いという友好的な方法で和解の途を探る調停にスポーツ団体は価値を認めてくれているようである。特に SDRCC の紛争解決手続の特徴の 1 つである RF には、スポーツ団体の多くにとって、競技者との間の問題の多くを話合いで解決できることに気がつかせる役割があったと認識しているとのことであった。

また、カナダ在住のスポーツ法及びアンチ・ドーピング活動の実務に詳しい弁護士である Joseph Christian de Pencier 氏へのインタビュー調査からは次のような示唆を受けた。

まず、広報・PR・教育についての活動の重要性である。これらの活動の対象は、競技者や競技団体役職員に対するものだけではない。むしろ大事なのは、一般の大衆や政策立案に関わる政府関係者や国会議員に向けた広報・PR・教育である。また、継続的にこれらの活動をする必要もある。担当者や関係者が変わるごとにこれらの活動の効果は希薄化し、知識が失われ関心が薄れてしまいがちである。

広報・PR・教育の観点からは、各スポーツを統括する団体のアスリート委員会やカナダでいえば Athlete CAN などのアスリート団体との協働も重要であるとの示唆があった。

そして、SDRCC と同様に、スポーツ調停の活用が、スポーツ団体における外部の紛争解決制度についての理解増進に役立つのではないかと指摘があった。

さらに、スポーツ仲裁機関がスポーツ界からの信用を得るためには、仲裁人・調停人に対する教育・啓発活動が欠かせないとの指摘もあった。そしてその際には、スポーツ紛争解決制度を利用した当事者の声を聞く機会があることが望ましいとのことであった。

３　ドイツ・German Court of Arbitration for Sport

⑴　概要

Deutches Sportschiedsgericht（以下「ドイツスポーツ仲裁制度」という。German Court of Arbitration for Sport）[47] は、Deutsche Institution für Schiedsgerichtsbarkeit e.V.（以下「DIS」という。ドイツ仲裁協会）[48]が運営しているスポーツ仲裁制度である。本稿は、DIS やドイツスポーツ仲裁制度に関し公表されている資料に基づく。

⑵　機関の概要

①　仲裁機関の成り立ち、設置形態

ドイツスポーツ仲裁制度は、現在、DIS が運用する 8 つの仲裁規則の 1 つとして、DIS-Sportschiedsgerichtsordnung（DIS-SportSchO。以下「DIS スポーツ仲裁規則」という。）[49] に基づいて運用されている。DIS スポーツ仲裁規則は、2008 年 1 月 1 日から有効となっている。これは、スポーツ関連紛争に関する独立した仲裁制度の必要性から、Nationale Anti Doping Agentur（NADA。ドイツアンチ・ドーピング機構）と DIS のイニシアチブにより誕生している。

DIS は、1992 年 1 月 1 日に、German Arbitration Committee（DAS、1920 年設立）と German Arbitration Institute（1974 年設立）が合併することで誕生した、商事仲裁機関である。法人格は、「eingetragener Verein」（登記社団法人）である（DIS 定款 2 条 1 項）。DIS 自体の機関として、最低年 1 回開催される総会（DIS 定款 11 条）のほか、会長、2 名の副会長、15 名のメンバーで構成される理事会（任期 4 年。DIS 定款第 7 条）、20 名までのメンバーで構成されるアドバイザリーボード（任期 4 年。DIS 定款第 9 条）が存在する。

DIS の事務局は、ベルリン、ボンに所在する。

②　仲裁機関のスポーツ団体との関係

ドイツスポーツ仲裁制度を利用するスポーツ団体は、スポーツ団体と DIS との間で協

---

[47] http://www.dis-sportschiedsgericht.de/（2023 年 3 月 10 日アクセス）
[48] 詳しくは http://www.disarb.org/参照。ドイツ国内外の商事案件を取扱う国際商事仲裁機関である。（2023 年 3 月 10 日アクセス）
[49] https://www.dis-sportschiedsgericht.de/werkzeuge-und-ressourcen/sportschiedsordnung（2023 年 3 月 10 日アクセス）

定を締結し、スポーツ団体は、自らの団体内規則に、ドイツスポーツ仲裁制度が利用可能である規定（仲裁条項）が定められている。

③　仲裁機関に対する国家や州政府などからの援助（予算、法制度など）の有無並びに予算に占める割合

ドイツスポーツ仲裁制度については、対外的に公表されている資料から、ドイツスポーツ仲裁制度に対する国家や州政府などからの援助は把握できなかった。

④　仲裁機関の収支構造

ドイツスポーツ仲裁制度の収支は DIS に包括されている。DIS としての収入源としては、①社団法人としての会員からの会費、②寄付、③個別案件における仲裁手続運営費、④カンファレンスやセミナー開催に伴う収入がある（DIS 定款第 5 条第 1 項）。

⑤　仲裁機関の職員数

DIS の職員は全員で 19 名となっている。内訳は、事務局長 1 名、ケースマネージャー5 名、その他スタッフ 13 名となっている。

このうち、ドイツスポーツ仲裁制度は、ケースマネージャー1 名、その他スタッフ 1 名にて担当されている。

⑥　仲裁機関がスポーツ事案を専権的に扱えるか否か

ドイツスポーツ仲裁制度を利用するためには、スポーツ団体と DIS との間で協定を締結し、スポーツ団体が、自らの団体内規則に、ドイツスポーツ仲裁制度が利用可能である規定（仲裁条項）が定める必要があるため、すべてのスポーツ事案を専権的に取り扱えるわけではない。

⑦　仲裁機関の有する規則の種類

ドイツスポーツ仲裁制度としての仲裁規則は 1 種類である。DIS スポーツ仲裁規則は、これまで多数の商事仲裁案件を取り扱っている DIS 商事仲裁規則をベースに作成されて

いる。DIS 商事仲裁規則をベースに、世界アンチ・ドーピング規程への対応、様々なスポーツ案件への対応、スポーツ事案における迅速性、情報機密性の観点が加わっているとされる[50]。

⑧　仲裁機関の取扱事案の種類

ドイツスポーツ仲裁制度は、スポーツに関連する紛争が対象とされている。特に国内案件に限定されているものではない（DIS スポーツ仲裁規則§1）。

取扱事案としては、大きく 2 種類に分けられている。スポーツ関連商事事案とアンチ・ドーピング事案である。スポーツ関連商事事案には、選手契約や移籍契約、エージェント契約、マネジメント契約、スポンサー契約、ライセンス契約などのほか、代表選手選考や制裁処分の不服申立て事案などのスポーツ団体紛争が含まれている。

各スポーツ団体に設置された内部仲裁パネルが判断した決定への上訴（第 2 審的機能）はもちろんのこと、契約紛争の申立てや、アンチ・ドーピング規程違反に関する決定（第 1 審的機能）も対象とされている。

⑨　仲裁機関の取扱件数

ドイツスポーツ仲裁制度が開始された 2008 年以来、取り扱われた件数の推移は以下の表のとおりである[51]。

[50] Jens Bredow;Thomas Klich, “Eine neue Dienstleistung für den Sport” Causa Sport : die Sport-Zeitschrift für nationales und internationales Recht sowie für Wirtschaft (2008), ISSN 1660-8399, afl. 1, p. 45-50; Thomas Klich　“Deutsches Sportschiedsgericht startet im Januar 2008”, SpuRt, 2007, p.236

[51] https://www.dis-sportschiedsgericht.de/sport-schiedsgerichtbarkeit/sportstatistik（2023 年 3 月 10 日アクセス）

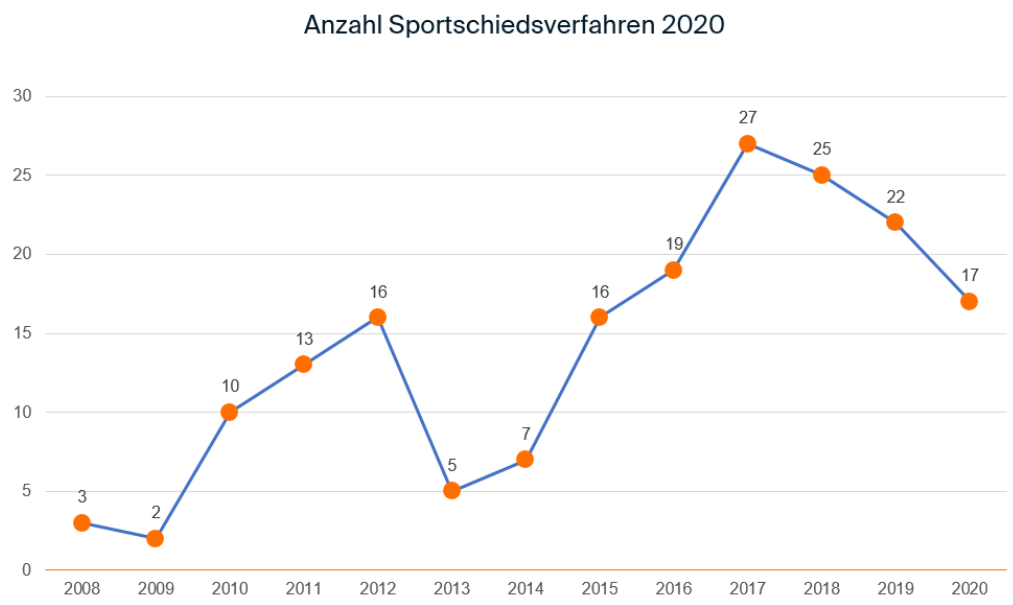

2019 年の取り扱い件数 22 件のうち、アンチ・ドーピング案件が 22 件である。2020 年の取り扱い件数 17 件のうち、アンチ・ドーピング案件 15 件、その他の案件が 2 件となっている。なお、DIS 全体では、2016 年から 2019 年は 150 件前後である。

⑩　仲裁機関の標準的な手続の進行の概要・及びそれにかかる期間

ドイツスポーツ仲裁制度も、DIS 商事仲裁規則の以下の特徴が生かされ、以下のとおり手続きが進行する。

- 申立書のみで手続がスタートし、その他の事前段階は存在しない。
- 迅速かつ簡素な運営を目指しており、仲裁パネル成立後は、仲裁パネルと当事者間で直接書面のやりとりがなされる（DIS 事務局を通じた、行ったり来たりの書面のやりとりはない）。
- 当事者と仲裁人に、仲裁手続決定の広範な裁量が与えられており、DIS 事務局は、要望があった場合にサポートするだけである。

現時点での審理期間などは、対外的に公表された資料からは不明である。ただ、弊職が訪問していた 2013 年時点で、本案の審理期間は 6 ヶ月から 1 年程度であり、進行としては比較的緩やかであった。仮の措置を求める申立て自体の審理期間は 1 日 2 日であり、

迅速性が確保されていた。

⑪　仲裁機関の案件の対処にかかる費用の種類及び額

ア 手続費用

手続費用としては、①仲裁手続運営費、②仲裁人に対する報酬に分かれている（DIS スポーツ仲裁規則 §40）。原則として、通常の DIS 仲裁手続における手続費用規程をそのまま適用しており、紛争の経済規模に応じて決められている。

ドイツスポーツ仲裁制度の費用の特徴は、仲裁手続運営費や仲裁人報酬を定額にすることで、他の国際仲裁機関と比較して、当事者の予測可能性が確保される点や単独仲裁人案件を規則上設けることにより仲裁人報酬の低額化を図っている。

イ 仲裁手続運営費

仲裁手続運営費として、DIS 事務局が取得する金額は以下のとおりである（DIS スポーツ仲裁規則 Appendix 2 No.23(a)）。最低 350€、最高 40000€とされている。反訴についても別途仲裁手続運営費が必要となる（DIS スポーツ仲裁規則 Appendix 2 No.23(b)）

①	50,000€まで	2%（1,000€）
②	50,000€から 1,000,000€まで	1,000€+50,000€を超える金額の 1%
③	1,000,000€以上	10,500€+1,000,000€を超える金額の 0.5%

なお、アンチ・ドーピング事案における仲裁手続運営費は、2016 年の DIS スポーツ仲裁規則改正時より変更がなされ、400€と定められている（DIS スポーツ仲裁規則 Appendix 2 No.24）。

ウ 仲裁人報酬

仲裁人報酬は、DIS 商事仲裁手続と同様に、紛争の経済的価値に基づく定額制であり、原則として、タイムチャージ制をとっていない（DIS スポーツ仲裁規則 Appendix 2 No.1-10）。主な金額は以下のとおりである。

5,000€まで

仲裁人長及び単独仲裁人 1,365€　共同仲裁人 1,050€

9,000€から 10,000€まで

仲裁人長及び単独仲裁人 2,340€　共同仲裁人 1,800€

45,000€から 50,000€まで

仲裁人長及び単独仲裁人 4,485€　共同仲裁人 3,450€

50,000€から 500,000€まで

3,450€ + 50,000€を超える金額の 2%（仲裁人長及び単独仲裁人の場合は 30%増）

1,000,000€から 2,000,000€まで

19,450€ + 1,000,000€を超える金額の 1%（上記同様）

5,000,000€から 10,000,000€まで

44,450€ + 5,000,000€を超える金額の 0.3%（上記同様）

100,000,000€以上

129,450€ + 100,000,000€を超える金額の 0.05%（上記同様）

アンチ・ドーピング案件の仲裁人報酬については、2016 年の DIS スポーツ仲裁規則改正時より変更がなされている。単独仲裁人による場合は定額の 1000€（ヒアリング 1 日ごとに 400€が追加）と定められている（DIS スポーツ仲裁規則 Appendix 2 No.15）。3 人の共同仲裁人による場合は仲裁人長が定額の 1600€、共同仲裁人が定額の 800€（ヒアリングが 1 日を超えた場合、1 日ごとに 1 人当たり 400€が追加される。

⑫　仲裁機関の手続における当事者負担の費用の種類及び額

申立人は、申立時に、仲裁手続運営費と仲裁人報酬の一部（共同仲裁人分）を前払いしなければならない（DIS スポーツ仲裁規則§7.1、Appendix 2 No.22）。アンチ・ドーピング事案では、仲裁手続運営費と仲裁人報酬を一括払いする必要がある。DIS 事務局が、申立人に対し、請求書を送付することになっている（DIS スポーツ仲裁規則§7.2）ので、これに応じて支払う（申立書送付と同時でなくてもよい）。

なお、仲裁人報酬の残りに関しては、仲裁判断において、当事者間における負担内容が決定される（DIS スポーツ仲裁規則§35）。

⑬　仲裁機関の仲裁人候補者の数

現在のアンチ・ドーピング事案に関する仲裁人リストは 35 名である。2016 年から、ア

ンチ・ドーピング事案に関する仲裁人リストに加わるためには、専門の委員会による審査、推薦が必要とされている（DIS スポーツ仲裁規則§53.1）。

なお、ドイツスポーツ仲裁制度においては、当事者から要望があった場合、DIS が保有する仲裁人リストから仲裁人を提案することができるものの、各当事者が仲裁人リストに限定されず、仲裁人のノミネーションを行うことができる（DIS スポーツ仲裁規則§3.1）。

⑭　事件を担当する仲裁人に対する報償金

上記⑪ウ記載のとおり。

⑮　リーガルエイドの仕組みの有無及び内容

2016 年 4 月 1 日から、アンチ・ドーピング事案に関して、アスリートやそのスタッフをサポートするファイナンシャルエイド制度が始まっている。同制度は、ドイツオリンピック委員会（DOSB）と NADA からの資金提供に基づき、DIS によって運営されている。2022 年末現在の予算残高は 84,498.09€となっている。

支給要件として、仲裁申立て以前の申請者の課税対象年収が 50,000€を超えないことがある。支給が決定された場合、手続運営費用、仲裁人報酬や費用、代理人費用（1 件 3,000€まで）、証人の交通宿泊費や専門家にかかる費用（1 件 3,000€まで）に充当することができる。

ただし、申請者は事前に最低 250€支払う必要があり、当該申請者が勝訴した場合のみ返還されることになっている。

⑯　その他仲裁機関が抱えている課題

ドイツスポーツ仲裁制度における仲裁条項の問題として、ドイツ仲裁法第 1031 条第 5 項において、当事者の一方が、ドイツ民法上の「消費者」に該当した場合、仲裁合意は両当事者が署名した書面が必要となる（要式性）。例えば、アマチュアアスリートが当事者になる場合、仲裁合意として認められるためには、スポーツ団体の定款や規則において、DIS スポーツ仲裁規則に言及するだけでは不十分となり、相手方と双方が署名した書面が必要となる。

取引契約が発生し、取引契約書において当事者双方が署名する契約書を取り交わす商事事案と異なり、スポーツ事案では一定の取引契約が常に発生するわけではないことから、このドイツ仲裁法の定めは、スポーツ団体あるいはアスリートなどがドイツスポーツ仲裁制度を利用する上で、大きなハードルになっている。

アンチ・ドーピング事案のうち、競技会検査事案については、アスリートが大会参加登録を行う際に、スポーツ団体とアスリートとの間で選手契約や仲裁契約が締結されており、比較的容易にドイツスポーツ仲裁制度や CAS の利用が可能となっている。競技会外検査事案についても、検査対象者登録リストへ登録されるアスリートは、スポーツ団体に対して事前に何らかの登録を行っていることから、その際に、スポーツ団体とアスリートとの間で選手契約や仲裁契約が締結されている。

一方で、アンチ・ドーピング事案以外の事案においては、選手契約や仲裁契約を締結する機会の乏しさなどもあり、締結は進んでおらず、また、案件が表面化してから、これを作成することはアスリートが大きな負担となることから、ドイツスポーツ仲裁制度利用の大きなハードルになっている。

⑶　まとめ

ドイツスポーツ仲裁制度は、DIS という国際商事仲裁機関の仲裁規則の 1 つとして運営されているため、その機関の特徴はスポーツ仲裁制度のみを扱っている機関とは異なる。あくまで商事仲裁を多数取り扱う機関が、その一部リソースを使って、スポーツ仲裁制度を運営している、と理解するのが適切だろう。

４　アメリカ・American Arbitration Association & JAMS

⑴　概要

American Arbitration Association（以下「AAA」という。）は、米国で 1926 年に設立された裁判外紛争解決（以下「ADR」という。）サービスを提供する非営利の組織である。AAA は、仲裁、調停、その他の形式の紛争解決手段を使用して紛争を解決している。

また、JAMS は、AAA と同様に、米国で ADR サービスを提供しており、現在、米国オリンピック・パラリンピックムーブメント下のセーフスポーツ事案を担当している。

そこで、以下では、⑵において、主に公表された資料から、AAA の概要を、⑶において、JAMS の概要を記載する。

⑵　AAA の概要

AAA の機関の概要は以下のとおりである。

①　仲裁機関の成り立ち、設置形態

AAA は、民事訴訟手続を回避しつつ紛争を解決する機会を提供すること（ADR の推進と促進）を目的として、1926 年に設立された団体である。AAA は、仲裁や調停を含む ADR を通じて紛争を解決するための中立的なフォーラムを当事者に提供している。なお、AAA は、国際部門として ICDR®（International Centre for Dispute Resolution®　以下「ICDR」という。）を設置している。ICDR は、国境を越えた紛争に関わる企業や組織に対して、国際的な紛争解決フォーラムを提供している。[52]

[52] ICDR は、ニューヨーク、シンガポール、ヒューストン、ロサンゼルス、サンフランシスコ、マイアミにある専門事務所と、その他 20 以上の AAA-ICDR 国内事務所とともに、世界中の最先端の事務所とヒアリングセンターで案件を管理している。ICDR は、80 カ国以上で協力協定を結び、ヒアリング施設や各種情報を共有するグローバルネットワークを維持している。専門的な取り組みとしては、カナダの国内紛争を全国的に扱う ICDR カナダや、アジアにおける ICDR の国際サービスに重点を置く ICDR シンガポールがある。
ICDR は、最先端の電子管理プラットフォームを活用しており、個々のケースは AAA-ICDR WebFile システムを通じて入力され、当事者（AAA Web File®を通じて）と仲裁人（Panelists e Center®を通じて）はリモートでアクセスし、ケースを管理することができる。当事者と仲裁人は、遠隔地からアクセスして案件を管理し、文書のアップロード、財務の確認、案件開始から終結までの全案件の状況の追跡が可能となっている。

② 仲裁機関のスポーツ団体との関係

AAA は、現在、Ted Stevens Olympic & Amateur Sports Act（以下「テッドスティーブンス法」という。）における管理機関として、米国オリンピック・パラリンピック委員会（以下「USOPC」という。）の会則及び細則の下で、アスリートの紛争の管理者として、また米国アンチ・ドーピング機関（以下「USADA」という。）の手続から生じる紛争の指名管理者としても活動している。[53]

実際に、AAA は 40 年以上にわたってスポーツへの参加資格に関する紛争や、ドーピング紛争に関する事件を管理する指定を受けており、ドーピング事件を決定するスポーツ仲裁裁判所の仲裁人の訓練も行っている。

AAA は、メジャーリーグベースボール（MLB）、全米バスケットボール協会（NBA）、全米フットボールリーグ（NFL）、全米女子プロゴルフ協会（以下「LPGA」という。）、全米ホッケーリーグ（NHL）など、さまざまなスポーツ組織と密接な関係を築いている。AAA はこれらの団体に、選手とチーム間の紛争解決を含む紛争解決サービスを提供した実績がある。[54]

AAA は、プロスポーツに限らず、アマチュアスポーツにおいても、仲裁を利用してドーピングや参加資格に関する紛争を解決している。例えば、AAA は、全米プロゴルファー協会（PGA）のドーピング及びプレーヤーインテグリティプログラムを管理して、規則違反や制裁に関する紛争を仲裁し、LPGA のドーピングプログラムや、その他のスポーツ組織のプログラムを管理している。

③ 仲裁機関に対する国家や州政府などからの援助（予算、法制度など）の有無並びに予算に占める割合

Annual Report の収入の部には補助金の記載はなく詳細は不明である。USOPC の Sara Pflipsen 氏（以下「Sara 氏」という。肩書は「Sr. Counsel, Dispute Resolution & Athlete Affairs」である。）によれば、USOPC は、AAA に対し、資金を拠出してはいない、とのことであった。

また、国や州政府から直接の資金提供を受けているわけではなく、AAA は非営利団体として運営されていることからしても、同団体の収入は主に ADR サービスに対する料金

[53] https://go.adr.org/sports-dispute-resolution.html?utm_source=website&utm_medium=click&utm_campaign=sports-dr
[54] https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/Using%20ADR%20to%20Resolve%20Collegiate%20Professional%20and%20Sport%20Business%20Disputes.pdf

から得られていると推察される。[55]

④　仲裁機関の収支構造[56]

AAA の収支構造は以下のとおりである。

				単位：米ドル
			2021年	2020年
営業収益	管理報酬	商業	81,110,000	74,856,000
		州保険	38,568,000	34,594,000
		労働	4,175,000	3,861,000
		選挙	3,522,000	2,935,000
	その他	出版・教育	1,067,000	678,000
		その他の営業利益	1,477,000	1,416,000
費用		裁判の運営	-103,150,000	-94,735,000
		選挙	-3,896,000	-3,507,000
		出版・教育	-1,381,000	-1,188,000
		一般・管理部門	-6,111,000	-5,761,000
利益		純営業利益	15,381,000	13,149,000

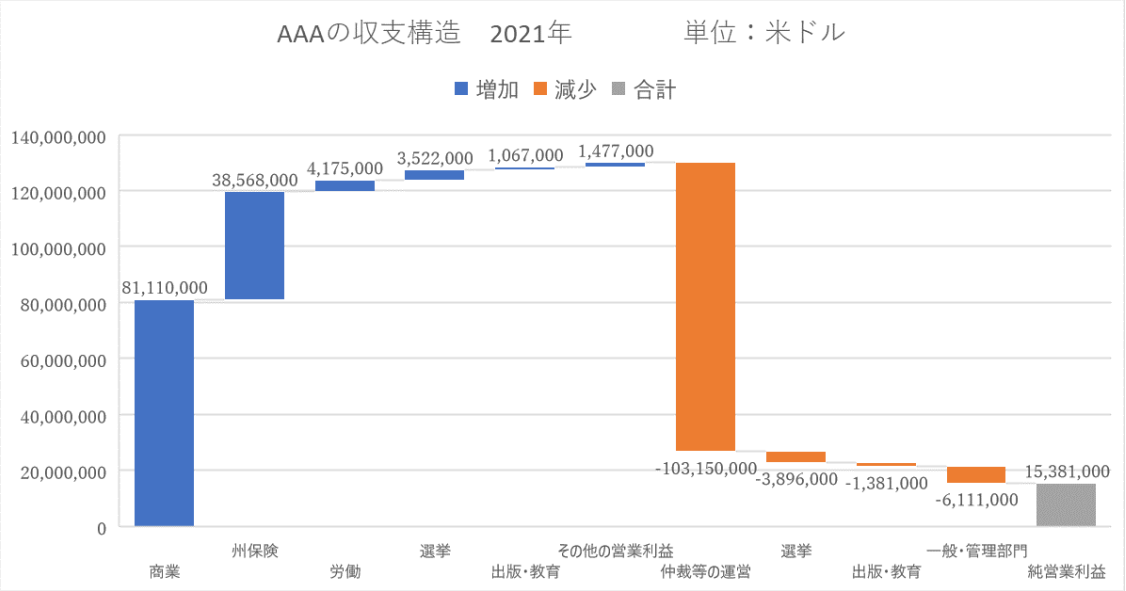

[55] https://www.adr.org/
[56] AAA　Annual Report2021
（https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/AAA_2021_Annual_Report_and_Financial_Statements.pdf）CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS AND INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT　DECEMBER 31, 2021 AND 2020　6p

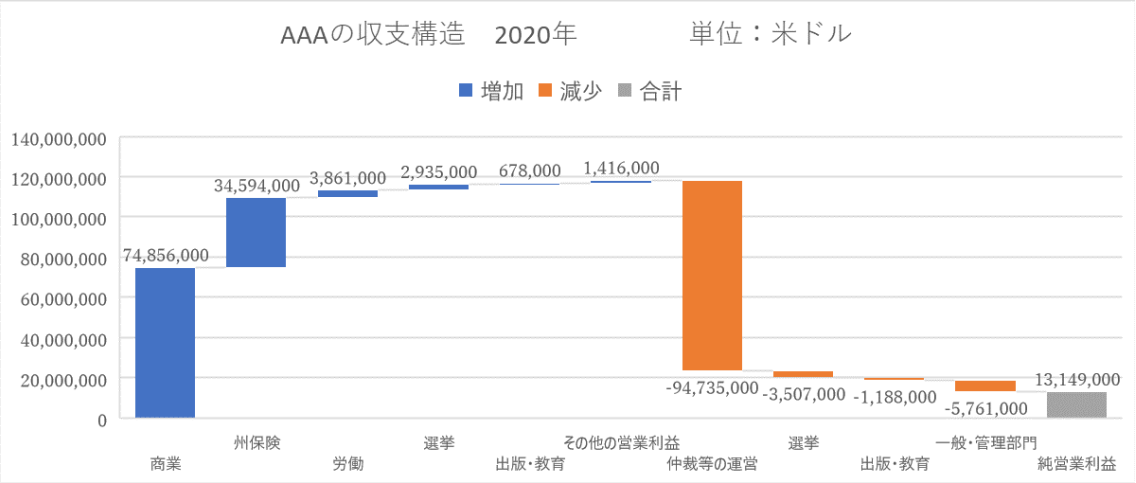

収入は、各種 ADR サービスに課される手数料（申立手数料、事務手数料、仲裁人手数料等）に よるものであり、経費は、スタッフの給与、オフィススペース及び設備、一般管理費等である。

経費の内訳については、2021 年と 2020 年[57]を例にすると以下のとおりであるが、経費の額は年々増加していることが分かる。

	2021		
	Total	Programs	Management general and administrative
Salaries/benefits	$ 79,049,000	$ 74,801,000	$ 4,248,000
Occupancy	9,391,000	9,189,000	202,000
Office expenses	3,114,000	2,990,000	124,000
Travel, conferences, and meetings	349,000	319,000	30,000
Professional fees	9,301,000	8,586,000	715,000
Information technology costs	3,210,000	3,082,000	128,000
Bad debt expense	160,000	160,000	–
Depreciation/amortization	4,935,000	4,789,000	146,000
Direct program costs	3,265,000	3,265,000	–
Other operating expenses	1,764,000	1,246,000	518,000
Total operating expenses	$ 114,538,000	$ 108,427,000	$ 6,111,000

[57] AAA　Annual Report2021（https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/AAA_2021_Annual_Report_and_Financial_Statements.pdf）CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS AND INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT　DECEMBER 31, 2021 AND 2020　19p

	2020		
	Total	Programs	Management general and administrative
Salaries/benefits	$ 69,881,000	$ 66,123,000	$ 3,758,000
Occupancy	9,466,000	9,236,000	230,000
Office expenses	3,437,000	3,326,000	111,000
Travel, conferences, and meetings	394,000	356,000	38,000
Professional fees	8,600,000	7,938,000	662,000
Information technology costs	2,845,000	2,712,000	133,000
Bad debt expense	662,000	662,000	–
Depreciation/amortization	5,278,000	5,093,000	185,000
Direct program costs	2,644,000	2,644,000	–
Other operating expenses	1,984,000	1,340,000	644,000
Total operating expenses	$ 105,191,000	$ 99,430,000	$ 5,761,000

⑤　仲裁機関の職員数

【職員数】

公表された数字はない。

なお、AAA の LinkedIn 登録数は 1000 人程度[58]であり、仲裁人、調停人、事務職員など多くの専門家集団を擁する組織であることは確かである。

Sara 氏によれば、AAA は、全米にオフィスがあるため 600 人規模になるのではないかとのことであった。ただ、スポーツ紛争に関する専任者が 6 名おり、Sara 氏が関与するのは常に同じ 3 人（ケースマネージャー含む）とのことである。

【スポーツ仲裁部門担当者として明記されている職員等】

Lance K. Tanaka　Vice President, AAA　Denver, CO

Andrew Barton　Vice President, AAA　San Antonio, TX

Thomas M. Ventrone, Esq.　Vice President, ICDR　New York, NY

⑥　仲裁機関がスポーツ事案を専権的に扱えるか否か

AAA は、スポーツ事案に関する独占的な管轄権を有しているわけではない。

当事者は、AAA を通じて、又は裁判所や他の仲裁機関などの他の手段で紛争を解決す

[58] https://www.linkedin.com/company/american-arbitration-association/

ることを選択することができる。[59]

⑦　仲裁機関の有する規則の種類

AAA は、仲裁と調停による紛争解決のための規則と手続を定めている。これらの規則には、仲裁人の選定、手続の実施、仲裁判断の執行に関するガイドラインが含まれている。[60]

【規則の種類】

- 商事仲裁及び調停手続
- 建設業仲裁・調停手続
- 消費者仲裁
- 雇用仲裁・調停手続
- 労働仲裁
- 国際紛争解決手続
- オプションの控訴仲裁

⑧　仲裁機関の取扱事案の種類

【AAA 全体における 2021 年の数[61]】

商事紛争	2,200 以上
建設紛争	2,200 以上
労働・雇用・消費者部門	1,200 以上

【スポーツ関連紛争の種類】※正確な件数は不明[62]

- ドーピング仲裁
- スポーツエージェント、チーム、コーチ、アスリートとの紛争

---

[59] https://go.adr.org/sports-dispute-resolution.html
https://www.adr.org/Arbitration
[60] https://www.adr.org/Rules
[61] AAA　Annual Report2021
（https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/AAA_2021_Annual_Report_and_Financial_Statements.pdf）p.18～20
[62] SCI（Sports Conflict Institute ）という別団体のウェブサイトに AAA の紹介あり
https://sportsconflict.org/resource/american-arbitration-association-aaa-sports/

- 大学体育大会のメンバーシップに関する論争
- 製品及び販売契約
- スポーツのフランチャイズ、パートナーシップ、スポンサーシップ、推薦
- ライセンス、知的財産(IP)、放送、マーケティング、及び広告契約
- スタジアム、アリーナの命名権、コンセッショネア契約
- スポーツ施設と会場の建設
- 不動産の賃貸及び権利
- スポーツエグゼクティブ契約と雇用問題
- 労働者の苦情と団体交渉協定
- 独立した事実調査

なお、米国については、セーフスポーツの問題については、JAMS が上訴機関を担当している。

⑨　仲裁機関の取扱件数[63]

1926 年以降の全処理件数：　7,485,565 件

2023 年 1 月 1 日-2 月 6 日までの処理件数：　54,430 件

なお、正確な総取扱件数は公表されていないが、2021 年 AAA-ICDR B2B ケース統計報告書によると、2021 年に取り扱った BtoB ケースは 9,196 件であった。[64]

⑩　仲裁機関の標準的な手続[65]の進行の概要・及びそれにかかる期間

AAA を通じて解決される紛争の標準的な手続進行は、通常は以下のステップとなる。[66]

(1) 仲裁申立書の提出

(2) 仲裁人の選定

(3) 情報及び証拠の交換

[63] https://www.adr.org/

[64] https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/2021_B2B_Infographic.pdf

[65] https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/FAQ%20for%20Olympic%20Movement%20Disputes_0.pdf

[66] https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/AAA197_Arbitration_Road_Map.pdf

(4) 審問

(5) 仲裁判断

【仲裁申立ての提出】

AAA の各オフィスのいずれかに仲裁の申立てをすることができる。手続を迅速に進めるため、カリフォルニア州 Fresno にある AAA Western Case Management Center67に電子的方法で直接申立てをすることができる。[68]このセンターは、National Olympic caseload office に指定されており、仲裁申立書のひな型は、AAA のウェブサイトからダウンロードできる。[69]

【受理】

各案件は、専任の AAA ケースマネージャーにまず割り当てられることになる。担当の AAA ケースマネージャーは、案件が終結されるまで、審問のスケジュール設定、書面提出の調整などの手続全体のハブとして機能する。

その他の詳細な手続については、AAA 商事仲裁規則において説明されている。

【期間】

AAA を通じて紛争を解決するのにかかる期間は、事案の複雑さ、当事者と仲裁人の都合に左右される。

なお、USOPC Bylaws の第 9 条では、紛争を迅速に解決する必要がある場合 AAA が適切と考える方法で事件を迅速に進めることができるとする裁量権が認められている。[70]

迅速な解決が必要な事件では、数週間又は数か月以内に解決がされている。非常に時間的制約のある事件では、AAA はできるだけ早く審問を開催するよう努めている。

⑪　仲裁機関の案件の対処にかかる費用の種類及び額[71]

【申立手数料】

当事者は、申立手数料を支払う必要がある。単独仲裁人で案件を処理する場合の手数

---

[67] https://go.adr.org/fresno-regional-office/

[68] https://apps.adr.org/SimpleFile/faces/SimpleFile.jsf

[69] https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/FAQ%20for%20Olympic%20Movement%20Disputes_0.pdf 2p

[70] https://www.teamusa.org/-/media/Legal/DisputeResolution/Section-9-Summary.pdf

[71] https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/FAQ%20for%20Olympic%20Movement%20Disputes_0.pdf

料は 850 米ドル、3 人の仲裁人で案件を処理する場合の手数料は 1,000 米ドルである。

【仲裁人報酬・費用】

アスリートと National Governing Bodies（日本でいう統括団体）の両方が、仲裁人の報酬・費用を均等に分割する。仲裁人の報酬・費用は仲裁人によって異なるが、通常 1 日当たり 1,500 米ドルから 2,000 米ドル以上となる。

⑫　仲裁機関の手続における当事者負担の費用の種類及び額

「標準費用表（Standard Fee Schedule）」又は「柔軟な料金表（Flexible Fee Schedule）」が適用される。

なお、いずれの表も仲裁人手数料は含まれておらず、上記⑪の仲裁人は、仲裁判断により決定される。

当事者は、AAA が請求する手数料に加えて、旅費、専門家証人費用、訴訟の準備と提示に関連するその他の費用等、AAA を通じて紛争を解決することに関連する費用を負担する場合があるが、最終的な費用は紛争の具体的な状況によって異なる。[72]

⑬　仲裁機関の仲裁人候補者の数

AAA の仲裁人候補者の正確な人数は公表されていないが、AAA は、引退した裁判官、弁護士、業界専門家を含む、資格を有する仲裁人の候補者リストを有している。[73]

また、AAA National Commercial Sports Panel 委員会には、弁護士、教授、元裁判官等が含まれており、その経験と専門知識は、アスリート/エージェントの代理、ブランドの保護と管理、e スポーツ、役員との委任契約や雇用問題、施設の建設と使用、フランチャイズとベンダー契約、ゲームとギャンブル、資金調達とチームの運営、プロリーグの紛争等の案件に深く関わっている。仲裁パネルは、厳格な最低限の資格を満たす必要があり、また、商事仲裁人のための行動規範による制約を受ける。[74]

なお、事案 1 件当たりの仲裁人は、1 名～3 名[75]である。

---

[72] https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/AAA197_Arbitration_Road_Map.pdf
https://adr.org/Rules

[73] https://adr.org/aaa-Panel

[74] https://go.adr.org/sports-dispute-resolution.html?utm_source=website&utm_medium=click&utm_campaign=sports-dr

[75] https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/FAQ%20for%20Olympic%20Movement%20Disputes_0.pdf

⑭　事件を担当する仲裁人に対する報償金

公表されている情報で明確に記載されたものはない。

もっとも、AAA を通じて解決された事件を担当する仲裁人には、通常時間と費用に対する報酬が支払われるとされ、正確な報酬額は紛争の具体的な状況等によって決まるとされている。

⑮　リーガルエイドの仕組みの有無及び内容

AAA は、2021 年において、苦難を示す当事者に対して、21,477 件、総額 1,609,805 ドルの手数料免除を提供した。[76]

当事者が希望する場合、自らの責任で手続代理人を確保する必要があるが、弁護士に委任する資金的な余裕がない当事者に向けて、法的支援を提供する法律扶助やプロボノプログラムがある。[77]

AAA が管理するのは、あくまでも仲裁人の選定や仲裁に関連する費用の処理等仲裁の管理面のみであり、AAA 又は仲裁人は、当事者を支援するものではない。当事者は、仲裁に参加するために弁護士資格を保有する必要まではないものの、仲裁は当事者の権利に影響を与える可能性のある最終的な法的拘束力のある手続であることから、弁護士に相談することが推奨されている。

他方で、AAA においては当事者本人でも手続を進められるよう、専門の管理チームを組成しており、実際に活用されている。この専門の管理チームは、代理人が就いていない当事者が関与するケースの処理に経験と訓練を積んだ高度に熟練した AAA ケースアドミニストレーターで構成されており、当事者のニーズを満たすように設計されたケースマネジメントサービスを受けることができる。[78]

もっとも、Sara 氏によれば、このサポート自体はごく限られた範囲でのサポートにとどまっており、それ以外のケースマネジメントのサポートはなく、Sara 氏自身過去 10 年

[76] Annual Report2021
（https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/AAA_2021_Annual_Report_and_Financial_Statements.pdf）11p
[77] https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/ProSe_Find_an_Attorney.pdf
[78] https://www.adr.org/pro-se

間すべてのケースに携わってきたものの特別なことは何もなかったため、もっとこのサポートを充実させて欲しいとのことである。むしろ、USOPC にリーガルエイドのシステムがあるため、アスリートからすれば当該システムを使うことが多いとのことであった。

⑯　その他仲裁機関が抱えている課題

公表されている資料の中で、AAA の課題について明確に指摘されているものは発見できなかったが、2020 年にテッドスティーブンス法の改正により USOPC はオリンピック・パラリンピックを管理する「仲裁・調停サービスのプロバイダー」を指定することができるようになった[79]ことを受けて、現在同プロバイダーとして指定されている AAA としては他の ADR 機関との競争に晒されることになると思われる。また、ADR に対する社会の態度の変化、公平性と独立性の評判を維持する必要性など、多くの課題に直面している。さらに、AAA は、仲裁判断の執行可能性や仲裁人間の利益相反の可能性に関連する課題にも直面していると指摘されている。[80]

また、USOPC は、今後のオリンピック・パラリンピックでは調停サービスやその他の ADR 手法がより頻繁に利用されるようになる可能性があると指摘[81]しており、多様な紛争を解決するために、仲裁手続以外で紛争を解決する別の方法を開発することも含めて多様な手法により解決できる体制を整備し、選択肢を増やすことの価値を理解し、実践するよう努めることを ADR 機関に対して求めていくとのことである。なお、Sara 氏によれば、USOPC としては AAA が費用対効果として適切な運営をしているか、リストに掲載されている仲裁人が適切な経験を有しているか、ダイバーシティが実現されているか、ハード面などケースマネジメントフォーラムを使えるかどうかなどの視点から、複数の ADR 機関を現在リサーチ中とのことであり、2024 年 6 月を目途に取りまとめる予定とのことであった。

なお、AAA／ICDR の公式ウェブサイト上において、国際仲裁に関する規則等について複数の翻訳言語で公表している。また、海外拠点も設置して運営していることからも、

[79] 改正の背景は不明であるが、ラリー・ナサール事件後のセーフスポーツ運動の後の動きは少し関係しているようである。また、スポーツ団体としては、より良いサービスを提供してくれるところから仲裁を受けたいというニーズによるもので、日本のように選択肢がないという状況ではなく、スポーツ団体が選ぶ立場にありたいという意思の現れと推察される。
[80] https://go.adr.org/consumer-arbitration
[81] USOPC 作成資料「Arbitral Body Designation 9_13_22.pdf」より

ダイバーシティ＆インクルージョンが意識されていると思われる。

⑶　JAMS の概要

①　機関の成り立ち、設置形態

JAMS は、1979 年にカリフォルニア州で設立された団体であり、現在全米に 30 以上の事務所を持ち、400 人以上の常勤の仲裁・調停の専門家（Neutrals）を擁している。[82]

②　機関のスポーツ団体との関係

JAMS は、米国オリンピック・パラリンピック委員会及び National Governing Bodies が採択しているセーフスポーツコードに基づき、セーフスポーツ紛争の上訴審の管轄を有している[83]。

JAMS は、エンターテイメントやスポーツに関する紛争を解決するための仲裁・調停サービスを提供している。具体的な例としては、UFC（格闘技）の契約には、JAMS がネバダ州で行う仲裁に同意する条項が含まれている。

また、CBS Sports のブラケットマネージャー（大学バスケットボールの勝敗予想ゲームのサービス）の利用規約にも、JAMS がカリフォルニア州で行う仲裁に同意する条項が含まれている。[84]

③　機関に対する国家や州政府などからの援助（予算、法制度など）の有無並びに予算に占める割合

JAMS は民間の非営利団体であり、国や州政府からの援助は受けていない。同団体は、ADR サービスに対して課される料金によって資金を調達している。[85]

④　機関の収支構造

---

[82] https://www.jamsadr.com/neutrals/search
[83] US SafeSport Center, Safe Sport Code (Japanese), https://uscenterforsafesport.org/wp-content/uploads/2022/03/2022-SafeSport-Code-Japanese.pdf
[84] https://www.msn.com/en-us/sports/mma-ufc/major-changes-to-ufc-contracts-add-restrictions-waiver-to-prevent-lawsuits/ar-AA17kduH
https://www.cbssports.com/fantasy/bracket/games/wbpm/rules
[85] https://www.jamsadr.com/arbitration-fees

JAMS は、ADR サービスの対価として収益（申立手数料、事務手数料、仲裁人報酬・費用）を得ている。JAMS の収支構造に関する公式な情報は見つからないが、いくつかのウェブサイトによれば JAMS の年間収入は 5,000-5,800 万米ドルと推定される。JAMS の支出には、スタッフの給与や福利厚生、運営・管理費などが含まれる。[86]

⑤　機関の職員数

JAMS の正確な職員数は公表されていないが、LinkedIn 登録数は 900 人程度であり、常勤の中立の仲裁・調停の専門家、サポートスタッフ、事務職員を擁している。[87]

また、別のウェブサイトによれば職員数は 200 人程度とされている。[88]

⑥　機関がスポーツ事案を専権的に扱えるか否か

上述のとおり、JAMS は、セーフスポーツ紛争の上訴審の管轄を有しているが、スポーツ案件を独占的に管轄しているわけではない。当事者は、JAMS を通じて又は AAA や裁判所など他の ADR 機関を通じて紛争を解決することを選択することができる。[89]

⑦　機関の有する規則の種類

JAMS は様々な種類の仲裁規則を有している。主なものは以下のとおりである。

・Comprehensive Arbitration Rules & Procedures: 複雑で多額の紛争や請求に適用される仲裁規則。[90]

・Streamlined Arbitration Rules & Procedures: 紛争や請求が比較的簡単で少額の場合に適用される仲裁規則。[91]

・International Arbitration Rules & Procedures: 国際的な紛争や請求に適用される仲裁規則。[92]

---

[86] https://incfact.com/company/jams-irvine-ca/
https://www.zippia.com/jams-careers-695292/revenue/
[87] https://www.linkedin.com/company/jams/
[88] https://www.zippia.com/jams-careers-695292/demographics/
[89] https://www.americanbar.org/groups/litigation/committees/alternative-dispute-resolution/practice/2018/arbitrator-decides-jurisdiction-under-jams-rule/
[90] https://www.jamsadr.com/rules-comprehensive-arbitration/
[91] https://www.jamsadr.com/rules-streamlined-arbitration/
[92] https://www.jamsadr.com/international-arbitration-rules/english

⑧　機関の取扱事案の種類

商事紛争、雇用紛争、知的財産権紛争、スポーツ関連紛争など、幅広い種類の紛争を扱っている。[93]

⑨　機関の取扱件数

JAMS は、様々な産業や分野の案件を取り扱っていると見られるものの、正確な件数は公表されていない。

⑩　機関の標準的な手続の進行の概要・及びそれにかかる期間

JAMS の標準的な手続の期間に関する情報は、少なくともウェブサイト上では公表していない。

⑪　機関の案件の対処にかかる費用の種類及び額

JAMS のウェブサイトには費用に関する一般的なガイドラインがあるものの、具体的な金額は中立者や案件の種類・規模・複雑さなどによって異なると思われる。

⑫　機関の手続における当事者負担の費用の種類及び額

二当事者間の案件の場合申立手数料は 2,000 米ドルで、三当事者以上が関与する案件の場合は 3,500 米ドルである。

その後、審問、審問前後のリーディング、リサーチ、仲裁判断の準備に費やした時間を含むすべてのプロフェッショナルフィーに対して、13%のケースマネジメントフィーが課される。また、反訴のための申立料金として 2,000 米ドルが徴収される。

消費者が関与する問題の場合、申立手数料は 250 米ドルとされており、雇用に基づく問題の場合は 400 米ドルとされている。[94]

---

[93] https://www.jamsadr.com/
[94] https://www.jamsadr.com/arbitration-fees

⑬　機関の仲裁人候補者の数

JAMS は、400 人以上の中立な立場の関係者（仲裁人、調停人、特別主事）を有している。[95]

JAMS には「Entertainment and Sports Group」が設置されており、退職した連邦、州の裁判、控訴判事、及び元エンターテインメント訴訟に関するスポーツ ADR 専門家で構成されているとされている。[96]

⑭　事件を担当する仲裁人に対する報償金

案件の複雑さ、審問の場所、その他の要因によって異なる場合がある。[97]

⑮　リーガルエイドの仕組みの有無及び内容

公表された情報を見る限り、JAMS においては、リーガルエイドは特に提供されていない。

⑯　機関が抱えている課題

多くの ADR 機関と同様に、JAMS は、法制度におけるテクノロジーの利用の増加、紛争の解決を求める当事者のニーズと期待の変化、他の ADR 機関との競争に関する問題に直面している。さらに、JAMS は、特に国際的なケースにおける仲裁判断の執行可能性や、仲裁プロセスにおける偏りや透明性の欠如の認識に関する課題にも直面する可能性がある。

これらの課題に対処するため、JAMS は仲裁手続の効率性、公平性、透明性を高めるためのいくつかの取り組みを実施している。[98]

⑷　まとめ

アメリカでは、テッドスティーブンス法や USOPC と NGBs が採択しているセーフスポ

[95] https://www.jamsadr.com/arbitration
[96] https://www.jamsadr.com/entertainment
[97] https://www.jamsadr.com/arbitration-fees
[98] https://www.jamsadr.com/files/uploads/documents/articles/grubbs-mealeys-international-arbitration-transparency-public-perception-12-2022.pdf

ーツコードにより、スポーツ団体が AAA や JAMS の管轄を認める仕組みになっている点に、スポーツ紛争解決制度の特徴があることがわかった。

また、AAA や JAMS は、商事を含む幅広い紛争を扱っており、職員やその解決にあたる仲裁人・調停人の人数の規模も大きく、手続の費用負担を当事者に課しているなど JSAA との相違点があることがわかった。

なお、USOPC は、ADR 機関に対して以下の点を期待していると説明しており[99]、JSAA にとっても参考になると思われる。

- 参加権を含むアスリートの紛争は、他の商取引上の問題とは大きく異なり、高い利害関係、強い感情、緊急性を伴うということを理解し、共感すること。
- 高い賭け金、強い感情、緊急性を含んでいること。
- オリンピック及びパラリンピック関連のスポーツ紛争を管理するための仲裁機関を指定するにあたっては、その紛争を解決するために必要な情報を提供する必要があること。
- 必要であれば、週末や休日を含め、迅速に解決されるケースのためのサービスを提供すること。
- 仲裁人のための関連研修を監督・促進すること。
- 経験豊富で、スポーツに特化した知識を持つ、多様な仲裁人のプールを維持すること。
- スポーツ特有の仲裁規則を採用し、管理すること。
- 機能的で使いやすい電子ケースマネジメントシステムを提供すること。
- バーチャル審問のために最先端の技術とプラットフォームを活用し、必要な場合は技術サポートも提供すること。
- 対面式審問のための一流の施設を提供すること。
- フルサービスの調停手続へのコミットメントを持ち、特定の当事者のニーズに合わせて手続を調整でき、最初から最後まで当事者と協力できる中立の立場の人を確保すること。

[99] USOPC 作成資料「Arbitral Body Designation 9_13_22.pdf」より

５　スイス・Court of Arbitration for Sport

⑴　概要

Court of Arbitration for Sport（スポーツ仲裁裁判所）は、スイス連邦、ローザンヌ市内（ヴォー州）に本部事務所を置く国際スポーツ仲裁機関である（略称は CAS／TAS。以下「CAS」という。）。今回の調査対象となっている各国のスポーツ仲裁機関との比較において、設置の沿革の点で最も歴史があり、財政規模、取扱件数の点で、最も規模の大きなスポーツ仲裁機関である。スイス国内や他のスポーツ仲裁機関を持たない国内のスポーツ紛争の解決機関としての役割を果たしうる側面を持ち合わせているものの、現在ほぼ専ら国際的なスポーツ紛争を対象としたスポーツ仲裁やスポーツ調停を提供する機関として機能しており、国際仲裁機関としての側面が非常に強いこともあって、一般的には「国際スポーツ仲裁裁判所」と称されている。

⑵　機関の概要

①　仲裁機関の成り立ち、設置形態

ア 成り立ち[100]

1980 年代初頭に国際的なスポーツ関連紛争が増加する中で、スポーツ紛争に特化し、拘束力ある判断を示す権限を与えられた機関が不在であった。そこで、1981年当時、IOC（国際オリンピック委員会）の会長であったジュアン・アントニオ・サマランチ氏（Juan Antonio Samaranch）の提唱により、国際司法裁判所の裁判官（当時）であったケバ・エムバイェ（Kéba Mbaye）氏を座長として、柔軟、迅速、安価に、スポーツ紛争に特化して紛争解決を行う CAS の創設に向けた動きが本格化した。

1983 年には、IOC が公式に CAS 規程を承認し、1984 年 6 月 30 日以降、正式に CAS 規程が発効し、CAS が創設されることとなった。当時、CAS 規程及び手続規則で提供していたのは、通常仲裁の 1 種類のみであった[101]。

また、CAS 創設から 1994 年の制度改革までの運営は、概して、仲裁人（候補者）の選

---

[100] https://www.tas-CAS.org/en/general-information/history-of-the-CAS.html 参照。

[101] 仲裁合意のある申立てがなされた場合、申立て受理可能性の審査を行うパネル（“Requests’ panel”）を構成し、その審査に当たることとされていた。その後、聴聞と裁定を行う必要があると判断された場合には、仲裁パネルを構成して最終判断を示すという審理構造が採られていた。なお、通常仲裁とは別に、スポーツ団体や個人に助言型の手続も提供されるようになった。

定[102]、活動の財源となる収入確保の方法[103]、予算の策定・承認及び執行等の点から見て、IOC への人的・物的な依存度が極めて高い形で行われていた状況であった。

このような状況下で、国際馬術連盟に登録された騎手であった Elmar Gundel 氏は、1992 年に発生した同氏に対するアンチ・ドーピング規則違反に関する CAS の仲裁判断（一部処分取消し）を受け、さらに CAS 仲裁手続の中立性と独立性の欠如を主張して、当該仲裁判断の取消しを求めてスイス連邦最高裁判所へ提訴するという事態が生じた。

この仲裁判断取消請求事案において、スイス連邦最高裁判所が、CAS の仲裁機関としての性格を承認しつつも、IOC との強い結びつきがあるとしてその独立性に疑義を呈する内容の判示を行ったことがきっかけとなり、1994 年 6 月 22 日、（特に IOC からの）CAS の独立性を担保することを主な目的として、パリで、IOC のほか、ASOIF[104]（夏季オリンピック国際競技連盟連合）、AIWF[105]（冬季オリンピック国際競技連盟連合）、ANOC [106]（国内オリンピック委員会連合）の 4 団体で ICAS 創設に向けた協定書が取り交わされ、ICAS（International Council of Arbitration for Sport、スポーツ仲裁国際理事会）を創設するという制度改革を行うことが決定された。

その後、同年 11 月 22 日には、CAS 規程（the Code of Sport-related Arbitration）が制定され、ICAS と CAS は共に独立して運営されるようになるとともに、通常仲裁と勧告的意見のほかに、上訴仲裁手続と調停手続の運用が開始された。

さらに、1996 年には、シドニー（オーストラリア）とデンバー（アメリカ）に常設の支部が設けられた（その後、デンバー支部はニューヨーク支部へと移転している。）。また、同年のアトランタ夏季オリンピック大会以降、オリンピック大会の開催期間に合わせて、開催地で発生する紛争に対して特に迅速な仲裁手続を提供するためにアドホック部（Ad hoc Division）が設けられるようになった。

その後、2016 年には、アンチ・ドーピング部門が設けられ、ドーピング紛争を一審として審理する手続も提供されるようになった。

---

[102] 1984 年の CAS 規程は手続規則を伴い一体の形となっていたが、その規則の下で、IOC、IF（国際競技連盟）、NOC 国内オリンピック委員会、IOC 会長が各 15 名ずつ指名した 60 名の委員で構成されていた。

[103] IOC がすべての運営コストを負担し、当事者に手続費用の分担を命じうる経済的な性質を問題とする紛争を除き、原則として、手続は無料で利用できることとされた。年間予算は CAS の理事長のみで決定できたようである。

[104] ASOIF＝Association of Summer Olympic International Federations

[105] AIWF＝Association of International Olympic Winter Sports Federations

[106] ANOC= Association of National Olympic Committees

イ 設置形態

現在 CAS による紛争解決手続を監理・運営しているスポーツ仲裁国際理事会（ICAS）は、1994 年 11 月 22 日に、スイス民法に基づき設立された非営利の民間組織である。

② 仲裁機関のスポーツ団体との関係

①の CAS 及び ICAS の成り立ちからも分かるように、CAS 創設から 1994 年頃までは、IOC の影響を受けた運営がなされていた。

これに対し、1994 年頃以降は、ICAS による運営がなされるようになり、IOC を中心とするスポーツ団体が CAS の運営に与える影響は限定的になっていった。

なお、2022 年に、ICAS のメンバーにサッカー関係者を加える改正が行われた。

③　仲裁機関に対する国家や州政府などからの援助（予算、法制度など）の有無並びに予算に占める割合

国家や政府等からの公金支出を伴う援助は、受けていない。

④　仲裁機関の収支構造[107]

近年公表された ICAS の年次報告書（2020 ICAS Annual Report and Financial Statements[108]／2021 ICAS Annual Report and Financial Statement[109]）から、CAS の運営に関する財務状況や収支構造をある程度把握することができる。

ア 資産状況

ICAS の 2021 年度末の資産総額は約 1865 万スイスフラン（約 27 億 425 万円）である。

前年度末から固定資産（Non-current assets）が約 1,300 万スイスフラン（約 18 億 8,500

[107] 円換算に関しては、2023 年 3 月 1 日時点の為替レートを適用し、1 スイスフラン（CHF）＝145 円として記述している。
[108] https://www.tas-CAS.org/fileadmin/user_upload/ICAS_2020_Annual_Report_and_Financial_Statements_.pdf
[109] https://www.tas-CAS.org/fileadmin/user_upload/ICAS_Annual_Report_Financial_Statements_2021.pdf

万円）以上も増加し[110]、他方で、同年度末の固定負債、特に長期借入金額もこれに伴い950万スイスフラン増加している[111]。

これは2019年1月、ICAS及びCASの本部事務所の移転計画に基づき、ローザンヌ市内のコンベンションセンターである建物（the Palais de Beaulieu）の南棟を購入して改修工事を行い、旧本部事務所（the Château de Béthusy[112]）から現在の新事務所へと移転したことに伴う資産状況の変化であると考えられる。

イ 年間収支（損益計算書）

ICAS/CASの年間収入は、2020年度は約1,634万スイスフラン（約23億6,930万円）、2021年度では1865万スイスフラン（約27億425万円）であった。

ICASが設立された1994年以降、IOC、ASOIF、AIOWF、ANOCの4団体から、ICAS設立に関する協定第3条に基づいて負担金が拠出されている。

具体的には、

Income statement for the year ended 31 December 2021

	Notes	Accounts 2021 CHF	Accounts 2020 CHF
Revenue			
Contribution of the Olympic Movement		7 500 000	7 500 000
Contribution of the Olympic Movement for the CAS ADD		194 434	166 740
Contribution of the FIFA		1 500 000	1 500 000
Other contribution of Sports Bodies		5 400	5 430
Contribution of the parties to the costs of proceedings		9 438 541	8 835 287
Contribution of the parties to the costs of mediations		5 661	-
Other income		12 806	50 138
Total revenue		**18 656 842**	**18 057 595**
Operating expenses			
Expenses of arbitration	9	8 593 090	7 791 181
Expenses of the CAS ADD		48 948	5 250
Expenses of mediation		3 200	-
Personnel expenses	10	6 550 032	6 658 508
Servicing computer equipment and internet		94 813	45 861
Rent and expenses		412 898	409 877
Management costs	11	284 945	265 445
CAS seminars		-	35 821
CAS Ad Hoc Divisions		436 514	4 780
Administrative costs	12	461 558	460 239
Beaulieu costs		172 810	282 901
Depreciation of property, plant and equipment		81 110	83 333
Allocation to provision for free arbitration procedures	5	60 000	20 000
Bad debt losses		563 101	280 006
Total operating expenses		**17 763 019**	**16 343 202**
Surplus before financial income		**893 823**	**1 714 393**
Financial income (costs)			
Finance income (costs)		(107 180)	(34 710)
Net foreign exchange profit (loss)		2 120	(12 011)
Total financial income (costs)		**(105 060)**	**(46 721)**
Surplus for the year		**788 763**	**1 667 672**

✧ IOCはICASに対し、オリンピック・ムーブメント負担金として例年750万スイスフラン（約10億8,750万円）を拠出するとともに、別途アンチ・ドーピング部用のオリンピック・ムーブメント負担金として15万フラン～20万フラン程度の金額を拠出している。

✧ その他競技団体（ASOIF、AIOWF、ANOC）からは、約5,400スイスフラン（約78万3,000円）程度の拠出がされている。

⑤ 仲裁機関の職員数

[110] 2020年度末時点約1,421万スイスフラン〔約20億6,045万円〕から、2021年度末時点では約2,750万スイスフラン〔約39億8,750万円〕へと増加している。

[111] 2020年度末時点で400万スイスフラン〔約5億8,000万円〕から2021年度末時点で1,350万スイスフラン〔約19億5,750万円〕へと増加している。

[112] ローザンヌ市から賃借していた物件である。

2022 年 6 月 27 日時点での職員数は 45 名である[113]。

⑥　仲裁機関がスポーツ事案を専権的に扱えるか否か

専らスポーツ関連紛争（sports-related dispute）に限定して紛争解決手続を提供し、それ以外の領域の紛争に対して紛争解決手続の利用を認めないことによって、CAS に与えられた人的・物的な資源をスポーツ紛争の解決に集中させることができるという意味では、CAS はスポーツ事案を専門的に扱える紛争解決機関として制度設計されている。

なお、IOC や WADA、FIFA においては、CAS を最終的な不服申立機関として限定的に指定する仲裁合意条項が定められている（IOC 憲章第 61 条、WAD Code 第 13 条、FIFA Statute 第 56 条）。このように他の国内的なスポーツ仲裁機関の選択可能性を排除するという意味において、CAS はスポーツ事案を専権的に扱う紛争解決機関として位置づけられている面もある。

⑦　仲裁機関の有する規則の種類

現在、CAS は、以下の 5 種類の紛争解決手続を用意することで、個別具体的な紛争の内容や特性に応じて、できる限り適切な紛争解決方法を選択できる環境を整えようとしている。

- 通常仲裁（Ordinary Procedures）1986 年～
- 上訴仲裁（Appeal Procedures）1995 年～
- オリンピック時の（アンチ・ドーピング部規則を含む）アドホック部規則（Ad hoc Procedures）1995 年～
- アンチ・ドーピング部規則（Anti-doping Procedures）2016 年～
- 調停規則（Mediation Procedures）2000 年～

なお、機関創設当初は通常仲裁、相談手続（Consultation Procedures）、勧告的意見(Advisory Opinion）のみであったが、1994 年にスポーツ仲裁規則（the Code of Sport-related Arbitration）が制定された後、順次、選択可能な手続が新設されていった。他方、1999 年に調停手続が整備されたこともあり、相談手続は 2010 年を最後に廃止された。

[113] https://www.tas-CAS.org/fileadmin/user_upload/Fact_Sheet_EN.pdf 参照 。

⑧　仲裁機関の取扱事案の種類

対象となる紛争は、スポーツ関連紛争（sports-related dispute）であることを要するが、そこには契約紛争（移籍、雇用、その他一般）のほか、トレーニングコンペンセーション紛争、連帯貢献金紛争、ガバナンス紛争、資格紛争（代表選手選考を含む）、不利益処分紛争（ドーピング規則違反その他競技団体規則違反を理由とする懲戒処分を含む）、その他様々な紛争が含まれうる。

仲裁手続（通常仲裁と上訴仲裁の双方を含む）が利用された事案（2021 年度の 943 件。うち 147 件が通常仲裁、796 件が上訴仲裁）について、紛争類型別に分類すると、

- 契約紛争（66%＝619 件）、不利益処分紛争（13%＝123 件）、ドーピング紛争（9%=86 件）が高い利用割合を占めている。

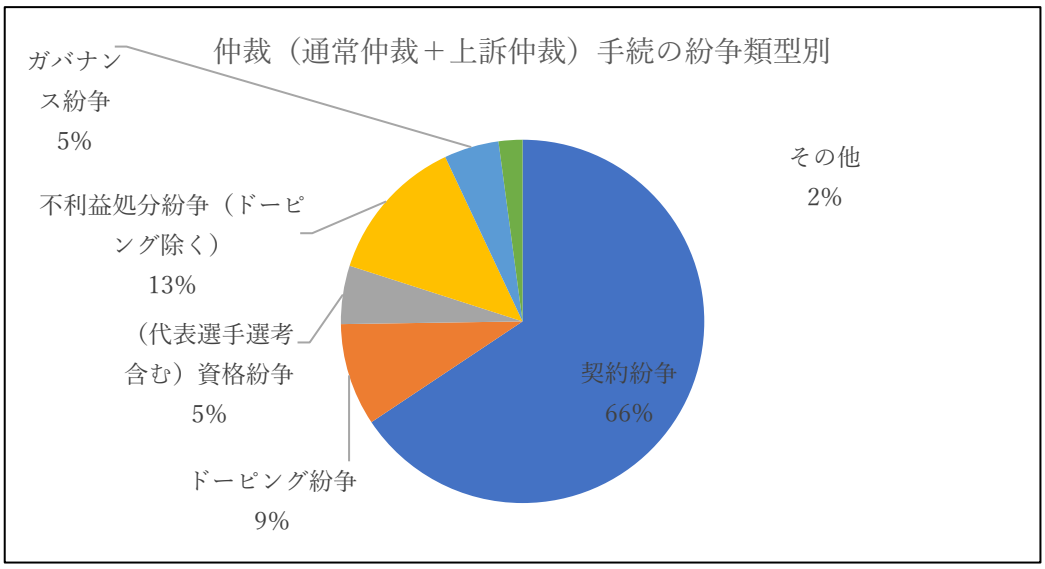

⑨　仲裁機関の取扱件数

CAS の取扱事案数とその推移は、以下のグラフとおりである。

1984 年の CAS 創設以来、2021 年度末までの総取扱事件数は 8865 件に上る[114]。年度ごとの取扱事案数の推移を分析すると、近年は取扱件数が増加していることが分かる。特に、

- FIFA が 2002 年に、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が 2003 年に、CAS の

[114] https://www.tas-CAS.org/fileadmin/user_upload/CAS_Statistics_2021.pdf

管轄を認めた頃から、急激に取扱事案の件数が伸びている。

➢ 2016 年には取扱件数が 599 件という 600 件に近い数字に至り、2020 年以降は 900 件を超える数字になっている[115]。

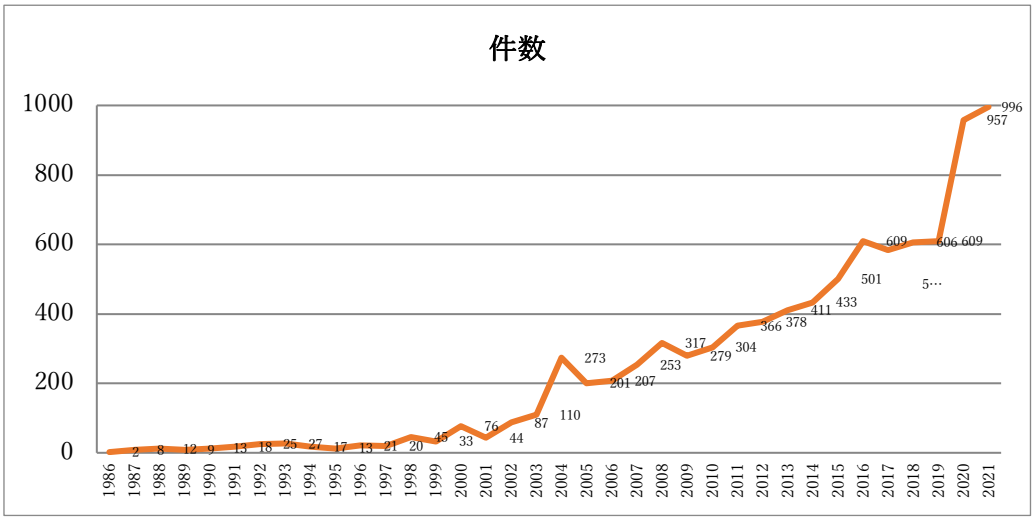

・ 利用された手続の種類ごとの件数は、以下のとおりである。

・ 1995 年以降に利用可能となった上訴仲裁部が、全体の件数のうち約 8 割の事案を占めている（全 8,865 件中の 7,077 件）。

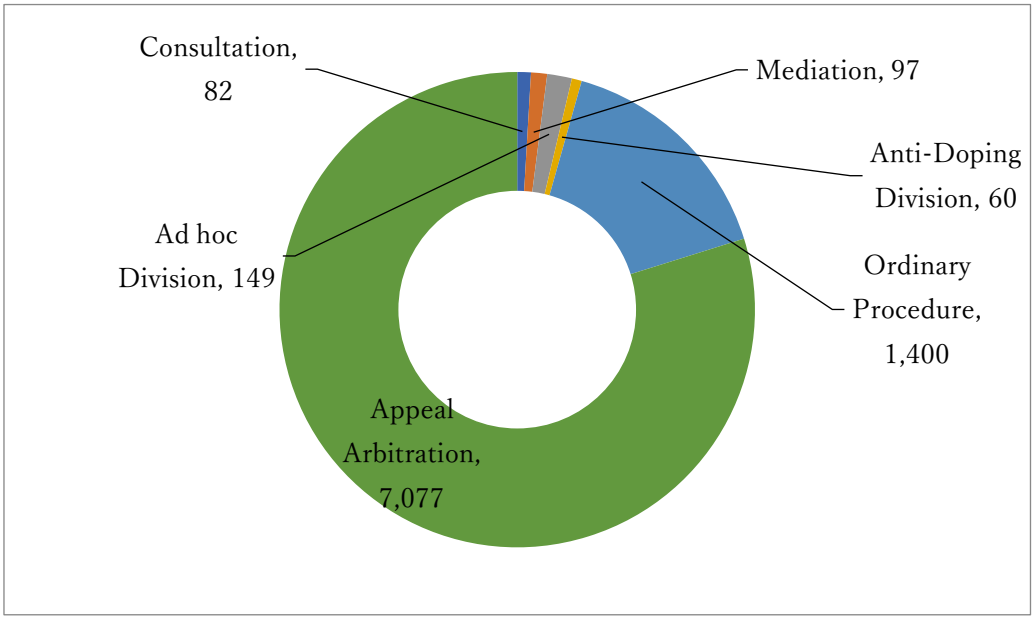

[115] 同上。

⑩　仲裁機関の標準的な手続の進行の概要・及びそれにかかる期間

CAS の平均的な手続進行にかかる期間は、申立てから仲裁判断が下されるまで、上訴仲裁の場合 224 日、通常仲裁の場合 265 日[116]とされている。

以下では、CAS においてもっとも事件数の多い、上訴仲裁の標準的な手続の進行の概要を説明する。

上訴仲裁手続の対象となる紛争は、スポーツ関連団体が行った決定に起因する一切の紛争である[117]。

手続は、申立てに始まる。CAS 規程は、上訴申立書の必要的記載事項を定めている（R48 条）。上訴申立ての期限は、申立人が上訴の対象となる決定を受領した日から 21 日以内である（R49 条）。また、申立人は、上訴期限の満了から 10 日以内に、請求を基礎付ける事実上及び法律上の主張を記載した上訴趣意書及び主張を裏付けるすべての証拠物等を提出する（R51 条）[118]。

CAS 事務局が、上訴申立書を受領すると、事案は、CAS の Counsel 及び秘書に付託され、上訴申立人の上訴申立てが CAS 規程 R48 条に定められた要件が満たされている場合に、仲裁手続が開始される（R52 条）。上訴仲裁は、原則として 3 人の仲裁人から成るパネルに付託される（R50 条）[119]。CAS 事務局は、仲裁パネルが構成された場合、当事者に仲裁パネルの構成を通知する（R54 条）。また、CAS 事務局は、申立書類を仲裁パネルにも送付する（R54 条）。

被申立人は、上訴趣意書を受領してから 20 日以内に答弁書を提出する。

上訴仲裁手続において、当事者は、上訴趣意書及び答弁書の提出後には、その主張を補足若しくは修正したり、証拠を新たに提出したり、依拠しようとする証拠を指定することはできない（R56 条）。

審問の開催は、手続上の義務ではないが、実務上は、大半のケースで、審問が開催されている[120]。

審問は、通常、次の手順で実施される[121]。

1. 審問の開始

[116] Johan Lindholm, pp. 69-70, The Court of Arbitration for Sport and Its Jurisprudence
[117] Despina Mavromati, Matthieu Reeb, The Code of the Court of Arbitration for Sport: Commentary, Cases and Materials, p. 381, R47 Appeal, para 5.
[118] Mavromati/Reeb, p. 452, R51 Appeal Brief, para 9.
[119] 上訴仲裁部及び通常仲裁部に係属した 73％の事案において仲裁人の数は 3 名である（Mavromati/Reeb, p. 475, R53 Nomination of Arbitrator by the Respondent, ANNEX）。
[120] Mavromati/Reeb, p. 525, R57 Scope of Panel’s Review, para 61.
[121] Mavromati/Reeb, p. 527, R57 Scope of Panel’s Review, para 70.

2. 当事者の冒頭陳述
3. 証人尋問
4. 専門家証人の尋問
5. 当事者尋問
6. 証拠手続の終了
7. 当事者の最終弁論
8. パネルの評議

原則として、審問の終了と共に、審理終結となり、以後証拠や追加の主張を提出することはできない[122]。

なお、当事者の意見を聴いた上で、事案の重大性や社会的影響力をも勘案して、審問手続を公開して実施することもある。具体的な公開方法として、近年、審問会場からのストリーミング中継や、録画のオンライン配信の方法が採られている実例もある。

最終的には仲裁判断が下される。上訴仲裁手続においては、仲裁判断の主文は、パネルに仲裁申立書が送付されてから 3 か月以内に、当事者に通知されるものとされている（R59 条）[123]。但し、仲裁パネルは、最大 4 か月、仲裁判断の期限を延長することができる（R59 条）。

⑪　仲裁機関の案件の対処にかかる費用の種類及び額[124]

ア 仲裁費用の種類

利用する手続の種類・適用される規則によって異なるが、取扱件数の大半を占める上訴仲裁について、発生が見込まれる費用には以下のものがある。

- 申立料金（Court Office Fee）
- 管理費用（administrative cost）
- 仲裁人費用としての報酬及び各種費用（arbitrator’s cost and fee）
- 当事者に関係する費用（弁護士費用、証人の費用、専門家証人の費用、通訳人の費用。R64.3）

イ 仲裁費用の額

（ア）　申立料金の額：1,000 スイスフラン（約 14 万 5,000 円）。

（イ）　管理費用の額：申立書、主張書面、反訴状に記載された係争額を基準と

[122] Mavromati/Reeb, p. 527, R57 Scope of Panel’s Review, para 71.
[123] 2010 年に改正される前の規定では、仲裁事案が CAS に係属してから 4 か月という定めになっていた。
[124] https://www.tas-CAS.org/en/arbitration/arbitration-costs.html

して、以下の表のとおりの管理費用が定められる。ただし、係争額が明らかにならない場合等には、CAS が裁量的判断で定めることになる。

（表）CAS 事務局の管理費用[125]

係争額（スイスフラン）	管理費用（スイスフラン）
～50,000	100～2,000
50,001~100,000	2,000 と 50,000 を超えた部分の 1.50% との合計
100,001~500,000	2,750 と 100,000 を超えた部分の 1.00% との合計
500,001～1,000,000	6,750 と 500,000 を超えた部分の 0.60% との合計
1,000,001～2,500,000	9,750 と 1,000,000 を超えた部分の 0.30% との合計
2,500,001～5,000,000	14,250 と 2,500,000 を超えた額の 0.20%との合計
5,000,001～10,000,000	19,250 と 5,000,000 を超えた額の 0.10% との合計
10,000,000 を超える場合	25,000

（ウ）　仲裁人費用としての報酬額及び各種費用の額

・　CAS の事務局長によって、仲裁人に支払われる報酬額が定められることになるが、その際、原則として時間制報酬の単価は以下の分類及び区別によって定められることになる。

（表）CAS 仲裁人の時間単価[126]

係争額（スイスフラン）	時間単価（スイスフラン）
～2,500,000	300
2,500,001～5,000,000	350
5,000,001～ 10,000,000	400
10,000,001～ 15,000,000	450
15,000,000 を超える場合	500

・　仲裁人の費用には、1 時間当たりの時間給のほかに、移動費、宿泊費、食事代などが含まれる。

・　公表資料から個別事案における具体的な仲裁人報酬額を確認することはできない。

・　しかし、2021 年度の ICAS 年次報告書によれば、同年度中の ICAS の仲裁人費用のうち報酬の合計額は

9　Expenses of arbitration

	2021 CHF	2020 CHF
Fees for arbitrators	7 706 887	6 350 523
Fees for ad hoc clerks	563 040	731 101
Expenses of arbitrators	323 163	709 557
	8 593 090	**7 791 181**

[125] CAS ウェブサイト、SCHEDULE OF ARBITRATION COSTS (in force as from 1 January 2017)、https://www.tas-CAS.org/en/arbitration/arbitration-costs.html
[126] 同上。

約 770 万スイスフラン[127]（約 11 億 1,650 万円）であること、各種費用の合計額は約 32 万スイスフラン（約 4,640 万円）であることは確認できるから、事案 1 件当たりの仲裁人報酬の平均額は約 7,801 スイスフラン（約 113 万円）であり、事案 1 件当たりの仲裁人の各種費用の平均額は約 324 スイスフラン（約 4 万 7,000 円）と考えることができ、運営実態を比較検討する上では一定の参考になる[128]。

ウ 仲裁費用の予納

- CAS 事務局は、両当事者から事前に支払いを受ける予納費用を決定することができる（R64.2 条）。CAS 事務局は、仲裁費用を見積もり、申立人、被申立人に等しく負担させる（R64.2 条）。
- 仮に、一方当事者が予納費用を支払わない場合、他方当事者が、当該予納費用の支払いを行うことができる。仮に、全額の予納費用の支払いがない場合、仲裁手続は取り下げられたものとみなされる（R64.2 条）。

エ 負担割合の判断

- パネルは、仲裁判断において、いずれの当事者が、どの程度の割合で、仲裁費用を負担するかを決定することができる（R64.5 条）。パネルは、当事者からの求めがない場合でも、費用負担に関する決定ができる（R64.5 条）。ここで敗訴当事者に負担させることができる費用とは、以下のものである[129]。
    - 当該手続に関連して生じた弁護士費用
    - 証人及び通訳の費用
    - その他、当該手続に関連して生じた費用
- パネルは、当事者の行為及び経済的状況に加えて、事案の複雑さ、手続の結果を、考慮した上で、相手方への費用負担の有無及び程度を決定する

[127] 仲裁人の報酬額の年間合計額と、仲裁人の各種費用の年間合計額を、2021 年度中の総受理件数（996 件）から調停事案件数（9 件）を除いた受理数（987 件）でそれぞれ除した金額である。
[128] 2022 年度であるが、FIFA が関連する CAS 事案の審問 49 件のうち、31 件はオンライン審問であり、比較的費用がかからない形で手続が行われていることが推測される。参照、FIFA, CAS Football Annual Report, https://digitalhub.fifa.com/m/25d5f008f3344434/original/CAS-Football-Annual-Report-2022.pdf
[129] Mavromati/Reeb, p. 626, R64 Costs of the Arbitration Proceedings-General, para 24.

（R64.5 条）。

⑫　仲裁機関の手続における当事者負担の費用の種類及び額

通常の手続の場合は、⑪の費用がすべてである。他方で、国際競技団体による制裁処分に関しては、手続の特則がある（R65 条）。

- 国際競技連盟（又はこれに代わる権限を有する機関）が行う不利益処分を争う上訴仲裁手続を利用する場合には、仲裁に要する費用のうち一部は無償とされる（R65.1 条）。
- 無償の対象となる費用は、仲裁人報酬（及び選任されている場合は、アドホック事務局員の報酬）並びに管理料金である。すなわち、上訴仲裁では、申立料金 1,000 スイスフランは、CAS 規程 R65.1 条が適用される場合であっても、無償にはならないため、申立時に申立人が費用負担して納付しなければならない（R65.2 条）[130]。仮に上記費用を支払えない当事者がいる場合は、リーガルエイドの利用を申請することもできる。
- 2019 年 1 月 1 日より、当該事案が経済的性質の紛争の結果として課された不利益処分を争う場合には適用されないことが明示された[131]。

⑬　仲裁機関の仲裁人候補者の数

CAS の一般リストの仲裁人候補者は、348 人（2023 年 2 月 26 日現在）である[132]。また、Football リストの仲裁人候補者は、104 人（2023 年 2 月 26 日現在）である[133]。

これに対し、アンチ・ドーピング部の仲裁人候補者は、46 人（2023 年 2 月 26 日現在）である[134]。

- うち 22 名は当事者からの指名資格を有する仲裁人候補者である。
- その他の 24 名は、当事者からの指名資格を有しない仲裁人候補者とされており、仲裁パネルの仲裁人長、単独で仲裁パネルを構成する事案における単独仲裁人とな

[130] Mavromati/Reeb, p. 643, R65 Decisions Issued by IFs in Disciplinary Matters, para 9.
[131] Amendments to the Code of Sports-related Arbitration (in force as from 1 January 2019), https://www.tas-CAS.org/fileadmin/user_upload/Amendments_Code_2019__en_.pdf
[132] https://www.tas-CAS.org/en/arbitration/liste-des-arbitres-liste-generale.html
[133] https://www.tas-CAS.org/en/arbitration/list-of-arbitrators-football-list.html
[134] https://www.tas-CAS.org/fileadmin/user_upload/List_of_CAS_ADD_Arbitrators_per_nationality.pdf

りうる候補者である。

⑭　事件を担当する仲裁人に対する報償金

上記⑪のとおり、1 時間当たりの時間給は担当する事案の係争額に応じて定められている。

（表）CAS 仲裁人の時間単価[135]

係争額（スイスフラン）	時間単価（スイスフラン）
～2,500,000	300
2,500,001～5,000,000	350
5,000,001～ 10,000,000	400
10,000,001～ 15,000,000	450
15,000,000 を超える場合	500

⑮　リーガルエイドの仕組みの有無及び内容

ア 通常のリーガルエイド[136]

十分な経済力を持たない個人の権利を保障し、CAS 仲裁における当該個人の権利を保護するために設置されているのが、リーガルエイド制度である（リーガルエイドガイドライン〔最新版である 2023 年 2 月 1 日改正を指す。以下「ガイドライン」という。〕第 1 条[137]。リーガルエイドは、1993 年に ICAS によって設置された制度であり（CAS 規程 S6.9 条）、2013 年にはガイドラインが採択された[138]。

リーガルエイドは、国際スポーツ仲裁理事会（ICAS）が責任者として運営している（同第 4 条）。通常仲裁手続、アンチ・ドーピング部仲裁、上訴仲裁手続に加えて、オリンピックのスポーツ・プログラムに含まれるスポーツに関することがらや、フットボール・リーガルエイドファンドの条項に関連して行われるサッカーに適用される（ガイドライン第 2 条）。支援の対象となる費用・サービスの概要は以下のとおりである。

- 仲裁費用の免除
- プロボノ弁護士の利用

[135] 同上。
[136] https://www.tas-CAS.org/fileadmin/user_upload/ICAS_Legal_Aid_Guidelines_EN_2023.pdf
[137] Mavromati/Reeb, p. 97, R30 Representation and Assistance, para 23
[138] CAS, *Guidelines on Legal Aid before the Court of Arbitration for Sport(in force as from 1 September 2013; ; amended on 1 January 2019)*、https://www.tas-CAS.org/fileadmin/user_upload/Legal_Aid_Guidelines_2019__en_.pdf

・　当事者、証人、プロボノ弁護士の交通費、宿泊費の補償

プロボノ弁護士 CAS 事務局は、国際仲裁及びスポーツ法に関する能力があり、かつ、CAS の公式言語を使用できるボランティアの法律家のリストを作成するものとされている（ガイドライン第 18 条）。申請者の申請が認容された場合、当該リストが申請認容者に提供される（同第 18 条）。申請者は、委任関係をいつでも終了することができる（同第 18 条）。必要な場合は、申請認容者は、CAS 事務局に対し、プロボノ弁護士の交代を求めることができる（同第 18 条）[139]。プロボノ弁護士は、リーガルエイド委員会から選任を告げられた場合、無償で業務を行うことに同意し、理由なく受任を拒否してはならない（同第 19 条）。また、プロボノ弁護士は、申請認容者に対し、いかなる報酬や費用を請求してはならず、申請認容者から支払いを受けてはいけない。プロボノ弁護士は、報酬を受けることはできないが、リーガルエイド委員会が決定した場合、交通費及び宿泊費の全部又は一部の償還を受けることができる（同第 20 条）。

イ CAS　フットボール・リーガルエイド・ファンド（FLAF）

2023 年 2 月にできた制度である[140] [141]。

⑯　その他仲裁機関が抱えている課題

機関創設以来、財務会計の情報が一般に公表されていないことが ICAS／CAS 自身のガバナンス上の問題点として指摘されることもあったが、近年、ICAS は年次報告書及び財務文書を広く一般に公表するようになったことによって、当該課題は一定程度改善されたと思われる[142]。

その他の課題については、関係者にインタビューして確認していく必要があると思われる。

⑶　まとめ

スポーツ紛争の国家裁判所によらない迅速かつ安価な解決に対して強い動機を持つに

---

[139] Mavromati/Reeb, p. 99, R30 Representation and Assistance, para. 27
[140] https://www.tas-CAS.org/en/general-information/news-detail/article/CAS-implements-new-guidelines-on-legal-aid-effective-from-1-february-2023/
[141] https://digitalhub.fIFa.com/m/16f9569673da0d29/original/CAS-Football-Legal-Aid-Fund.pdf
[142] 少なくとも本稿執筆時点では、2020 年度、2021 年度の各年次報告書及び財務文書が公表されている。

至った IOC（統括団体側）の主導による仲裁手続の創設・普及・促進という経緯や、比較的財政的な基盤が充実している状況、近年主要な国際競技連盟が紛争解決手段として CAS 仲裁を積極的に利用する方針を採っている点など、日本国内におけるスポーツ仲裁制度を取り巻く実情とはやや相違する点もある。

しかしながら、仲裁手続の公正性や独立性に強い疑義が呈され、事案によっては国家裁判所や欧州人権裁判所などによる法的審査に晒されながらも、適宜、制度を改革する方策を講じることでスポーツ紛争の適正な解決の実現に努めてきた状況や、財政面での工夫を積み重ね、施設面の充実を図ることで、審理の充実化とともに利用者の利便性を高めようとする姿勢は、今後の日本国内におけるスポーツ仲裁機関の在り方を模索する上でも、非常に重要な示唆を含んでいると考えられる。

今回の文献調査中心の調査結果を踏まえて、さらに精緻な調査を行い、より発展的な検討を行うことが好ましいと考えられる。

６　オーストラリア・National Sport Tribunal

⑴　概要

令和 5 年 2 月 26 日から同年 3 月 4 日にかけて、National Sports Tribunal[143]（以下、「NST」という。）のシドニーオフィス及びキャンベラオフィスを訪問し、NST CEO の John Boultbee 氏をはじめとする、NST 職員を含む関係者と面会・ヒアリング・意見交換を行った。

併せて、オーストラリアにおけるスポーツ・インテグリティを管轄している Sports Integrity Australia[144]（以下、「SIA」という。）のキャンベラオフィスも訪問し、NST との関係や、オーストラリアにおけるスポーツ・インテグリティ行政についてヒアリング・意見交換を行ったほか、その他の会食などの機会においても、オーストラリアにおけるスポーツ法関係者（弁護士や研究者）と意見交換を行った。

⑵　機関の概要

①　仲裁機関の成り立ち、設置形態

設置根拠は National Sports Tribunal Act 2019（以下、「NST 法」という。）である[145]。

以下は、JSAA の昨年度事業における報告書に基づく記載だが、NST は、スポーツに関連する紛争における被害者の救済システムとして、仲裁、調停等の手続により、オーストラリアの国内レベルのスポーツ紛争を審理し、解決する組織である。オーストラリアにおけるスポーツ・インテグリティ全般について検証・提言したレポートであるウッドレビュー[146]に応えて発表された、オーストラリア政府のスポーツ・インテグリティ戦略「スポーツのインテグリティの保護（Safeguarding the Integrity of Sport）」の重要な要素として、NST 法に基づいて設立され、2020 年から活動を開始した。また、NST は、オーストラリアの「国家スポーツ計画：スポーツ 2030（National Sport Plan: Sport 2030）」の重要な柱でもある[147]。

---

[143] NST（Online）https://www.nationalsportstribunal.gov.au/（2023 年 3 月 14 日最終閲覧）
[144] Sport Integrity Australia, https://www.sportintegrity.gov.au/（2023 年 3 月 14 日最終閲覧）
[145] National Sports Tribunal Act 2019, https://www.legislation.gov.au/Latest/C2019A00068（2023 年 3 月 14 日最終閲覧）
[146] James Wood, The Review of Australia's Sports Integrity Arrangements, https://consultations.health.gov.au/population-health-and-sport-division/review-of-australias-sports-integrity-arrangements/supporting_documents/HEALTH%20RASIA%20Report_Acc.pdf（2023 年 3 月 14 日最終閲覧）
[147] Australian Government, Sport 2030 – National Sport Plan,

NSTは、政府（Department of Health and Aged Care）の一機関として設置されており、したがって独自の法人格を有しているわけではない。

なお当初、2020年から2年間をパイロットプロジェクトと設定していたが、Covid-19の影響を受けて1年間プロジェクト期間を延長し、2023年3月、3年間のプロジェクトが終了する見込みとなっている[148]。当初の期間の評価については、評価レポートが公表されている[149]。

② 仲裁機関のスポーツ団体との関係

国の法律に基づく国家機関の一部であるため、他のスポーツ団体から独立している。すなわち、理事等の役員はそもそも存在せず、また幹部にスポーツ団体の職員が就任しているということもない。またスポーツ団体から経済的な支援その他金銭の交付を受けているということもない。

一方、国家機関の一部であることから政府との関係が問題となりうるように思われるが、NST 法上、大臣による関与は制限され、特に政府がケースに関わることはないとされており（NST法64条（2））、政府からの独立も確保されている[150]。

③ 仲裁機関に対する国家や州政府などからの援助（予算、法制度など）の有無並びに予算に占める割合

1年当たり、300万豪ドルの政府予算が組まれている。

このうち、200 万豪ドルが従業員の給与や旅費などの組織としての維持費に充てられ

---

https://www.sportaus.gov.au/__data/assets/pdf_file/0005/677894/Sport_2030_-_National_Sport_Plan_-_2018.pdf（2023年3月14日最終閲覧）

[148] Extra funding to boost the integrity of sport in Australia, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/news/extra-funding-boost-integrity-sport-australia（2023年3月14日最終閲覧）, $13.7 million to further strengthen integrity in Australian sport, https://www.health.gov.au/ministers/senator-the-hon-richard-colbeck/media/137-million-to-further-strengthen-integrity-in-australian-sport（2023年3月14日最終閲覧）

[149] Department of Health and Aged Care, Final Report of the Evaluation of the National Sports Tribunal pilot, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/resources/final-report-evaluation-national-sports-tribunal-pilot（2023年3月14日最終閲覧）

[150] NST法64条（2）の定めは以下のとおり。

CEO subject to directions by Minister

…

(2) However, such a direction must not relate to:

(a) a particular athlete, support person, other person or sporting body; or

(b) a particular dispute before the National Sports Tribunal.

る。後述⑤のとおり、現在人員は全部で 8 人だが、予算上 13 人まで増員可能とのことであった。

残りの 100 万豪ドルは仲裁、調停等の紛争解決にかかる費用やシンポジウムなどに充てられている、とのことであった。

④　仲裁機関の収支構造

1 事案当たりのコストは年々増えてきている傾向にある。

Covid-19 の感染拡大に鑑み、特に 2020 年度は費用を NST が放棄した例がある影響もあって、制度スタート後 3 年間のデータにはなおバラつきがあるようだが、平均して、1 事案当たり概ね数百豪ドルから 1,000 豪ドル程度の支出超過となっている。

このとおり、事件を受けると支出が収入を上回るが、万が一余剰が出た場合は、当該余剰金を政府に返還することとなる。

⑤　仲裁機関の職員数

CEO（Mr John Boultbee AM）、Deputy CEO（Ms Kitty Chiller AM）[151]、ケースマネジメント担当 3 名を含め、8 名である。

⑥　仲裁機関がスポーツ紛争事案を専権的に取り扱えるか否か

必ずしも NST がスポーツ紛争事案を専権的に取り扱えることとなっているわけではない。競技団体は、団体内の紛争解決機関を創設し、同機関で紛争処理を取り扱うことも可能である。

また現状、規則上 NST では取り扱うことができない類型の紛争（契約に関する紛争など）もある。

⑦　仲裁機関の有する規則の種類

NST では以下の各手続に関する規則を設けている[152]。

[151] Who we are, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/about-us/who-we-are#our-staff
[152] Dispute resolution methods, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/dispute-resolution-services/dispute-resolution-methods

(a) mediation, conciliation or case appraisal

(b) arbitration in the General Division

(c) arbitration in the Anti-Doping Division

(d) arbitration in the Appeals Division

⑧　仲裁機関の取扱事案の種類

NST において取り扱っているもののうちほとんどは、処分事案、選手選考事案、いじめ・ハラスメント事案、組織内紛争、アンチ・ドーピング事案であり[153]、特に処分事案、選手選考事案が多くを占めているとのことだった。

⑨　仲裁機関の取扱件数

NST において取り扱った件数は手続が終結した事件ベースで、2020 年度 12 件、2021 年度 14 件とで推移し微増の状況だったが、2022 年度には一気に増加し、48 件（2 月 28 日時点の暫定値）を取り扱うに至っている。

なお NST による説明によると、2020 年度及び 2021 年度における取扱件数が 2022 年度の取扱件数よりも少ないのは Covid-19 の影響と思われるとのことであった。

⑩　仲裁機関の標準的な手続の進行の概要及びそれにかかる期間

NST における一般的な手続進行の概要は以下のとおりである（NST における手続は複数種類あるが、仲裁を念頭に記載する。）[154]。

すなわち、当事者はアプリケーションフォームを利用して申立てをし[155]、所定の費用を支払うと、NST は不備がないか確認をした上で、進行について当事者と協議をする準備手続の場を持つ[156] [157]。

---

[153] Types of disputes and appeals, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/dispute-resolution-services/types-disputes-and-appeals
[154] How to apply, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/how-apply
[155] Application form, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/resources/application-form
[156] Allocating Members to a dispute, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/sites/default/files/files/2020-03/allocating_members_to_a_dispute.pdf
[157] Preliminary conference, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/sites/default/files/files/2020-03/preliminary_conference_outline.pdf

その上で NST が仲裁人候補者を選定の上、当事者の意見の確認を経て、仲裁人が決まる[158]。

その後、必要に応じて各当事者が仲裁人と個別にやりとりをしたり、証拠等の提出をしてから審理を行い、仲裁判断が出される（又は和解が成立する。）。

仲裁判断の後、場合によっては追加費用の要否が検討され、当事者が負担することがある。

また、判断は原則として公開されるが[159]、事案の性質によっては、非公開とされる場合がある。

なお、申立てを検討している利用者は、申立て前に NST に対して問い合わせをすることができる。

また、事案処理にかかる期間については、平均すると 2～3 か月程度のようであるが、事案によって極めて短期で終了するものもあれば、反対に終了まで長期を要するものもあり、特に最近は、かかる日数の幅が大きくなってきているようである。

【NST が公表する各手続のフローチャート[160]】

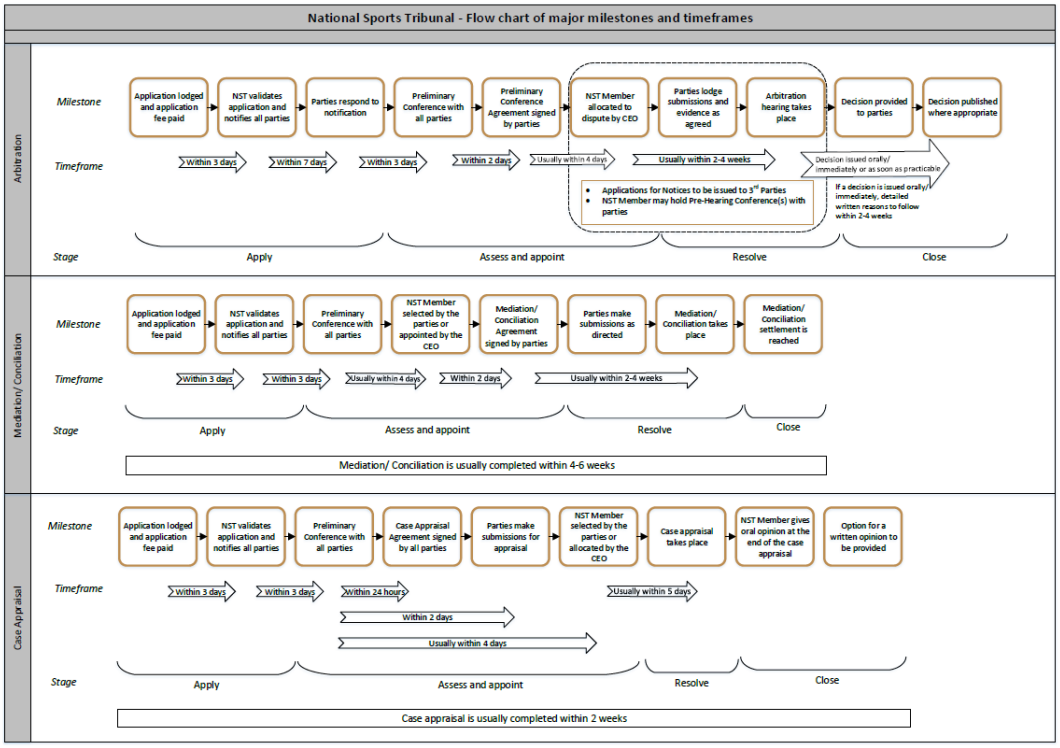

158 同上

159 Decisions, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/decisions

160 Flow chart of major milestones and timeframes, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/sites/default/files/files/2020-04/flow_diagram_of_major_milestones.pdf

⑪　仲裁機関の案件の対処にかかる費用の種類及び額

仲裁事案の処理にかかる費用は、通常、申立費用（Application fee）とサービスフィー（Service charges。通常仲裁人への報酬のみ）である[161]。

また、NST において仲裁人や記録担当者の旅費、会場費、翻訳費等の追加支出が生じる場合がある。ただし、多くの場合仲裁はバーチャルで行われるか、Fair Work Commission rooms という NST が無料で利用できる施設を利用して行われることから、追加支出が必要となることはあまりない。

⑫　仲裁機関の手続における当事者負担の費用の種類及び額

申立費用（Mediation, Conciliation, Case Appraisal については 500 豪ドル、仲裁については 500 豪ドル、上訴仲裁については 1,500 豪ドル）は、当事者の負担とされている[162]。但し、ドーピング仲裁については、申立費用は無料とされている[163]。

メンバーのサービスフィーは通常当事者に負担を求められる。

また通常、費用負担は各当事者の分担とされる。

ただし、事案によって NST が当事者に対する費用請求を放棄することがある。

⑬　仲裁機関の仲裁人候補者の数

当初約 540 人の応募者の中から、40 人の候補者を選び、その後さらに 40 人を増やした結果、現在は 78 人（男性 43 人、女性 35 人）となっている[164]。なお、応募者の選考には、NST の Selection Advisory Committee が関与している[165]。

なお、政府の方針で、職員等の男女比は、少なくとも男性、女性各 4 割にはなるべきであるという定めがあり（残りの 2 割はどちらでも良い。）、ここでの仲裁人の男女比もこれを遵守している。

---

[161] Cost of using NST services, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/dispute-resolution-services/cost-using-nst-services

[162] Bench Book 2022, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/sites/default/files/2022-09/National%20Sports%20Tribunal%20Bench%20Book%202022.pdf

[163] 同上

[164] National Sports Tribunal Members, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/resources/national-sports-tribunal-members

[165] Selection Advisory Committee, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/about-us/who-we-are/selection-advisory-committee

また、男女比以外にも、NST は候補者の地域的な分布や人種の多様性確保も重視しており、このような多様性を確保するため、今後さらに人数の増加を行う予定としている。

なお、NST のメンバーは、ドーピング仲裁を担当するが、SIA はパネルメンバーの独立性の観点から NST のメンバーの選定に一切関与していない、とのことであった。

⑭　事件を担当する仲裁人に対する報償金

事件を担当する仲裁人等に対する報償金は、仲裁人等の人数や事件規模等によって細かく分けられており[166]、例えば 1 日かかる単独仲裁人の事案では 1,500 豪ドルと定められている。

⑮　リーガルエイドの仕組みの有無及び内容

プロボノパネルの制度（無料又は割り引きされた価格で、専門的な法律アドバイスを受けられるサービス）が存在しており[167] [168]、これは、ANZSLA（オーストラリア・ニュージーランドスポーツ法律家協会）からの募集を利用する形で構築された、とのことであった。

現状、リーガルエイドの仕組みは存在していないが、NST は、リーガルエイドの仕組みを今後の検討課題として考えている。

⑯　その他仲裁機関が抱えている課題

3 年間のパイロットプロジェクトの終了を迎え、検証の上法律を改正する等して、プラクティスをよくしていきたいとのことであった。

また、他の仲裁機関ともコミュニケーションを図っていきたいとのことであった。

特に取扱い分野については、八百長や賭け（betting）等の分野も取り扱えるようにしたいほか、契約紛争や損害賠償のケースも対象としていきたいとのことであった。

---

[166] 脚注 161・Cost of using NST services

[167] NST Legal Assistance Panel, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/dispute-resolution-services#nst-legal-assistance-panel-nstlap

[168] NST Legal Assistance Panel – Terms of reference, https://www.nationalsportstribunal.gov.au/sites/default/files/files/2020-07/nst-legal-assistance-panel-terms-of-reference.pdf

その他、上記各項目において述べた問題意識等を有している。

⑶　小括

以上のとおり、NST は国家機関の一部門であり、それゆえ費用も国家予算によって賄われ、利用施設も基本的に行政施設の一部であるという点で、JSAA とは大きく異なっていた。

特に、予算の額自体の大きさもさることながら、人員の数自体はそれほど大規模ではないものの（とはいえ、それでも常勤職員 1 名の JSAA よりはかなり大きい。）、国家機関の一部であるため、十分な設備の建物の一角にオフィスを構えており、会議室等の利用にも不自由していない様子であった。

また、ダイバーシティを特に重視しているのも特徴的であり、ジェンダーバランスのみならず、人種や所在の偏りを極力解消しようとしている点も目を引くところである。

７　日本・日本商事仲裁協会

⑴　概要

一般社団法人日本商事仲裁協会（以下「JCAA」という。）は、商事紛争の処理及び未然防止等を図ることにより、円滑な商事取引を促進し、もって我が国経済の健全な発展に寄与することを目的として設立された一般社団法人であり、主な事業として、商事紛争に関する仲裁・調停・あっせんのほか、国際取引に関する相談及び情報提供並びにATA カルネ及び SCC カルネの発給及び保証を行っている。

以下では、JCAA がホームページにて公開している資料及び JCAA 担当者に対して実施したインタビュー結果をもとに、JCAA の概要を記述する。

⑵　機関の概要

①　仲裁機関の成り立ち、設置形態

JCAA は、1950 年、日本商工会議所内の「国際商事仲裁委員会」として設立された。発起人は、日本商工会議所を中心に経済団体連合会など主要経済 7 団体である。その後、1953 年、日本商工会議所から独立し「社団法人国際商事仲裁協会」となり、2003 年には、「社団法人日本商事仲裁協会」に改称された。2007 年には、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法）に基づく紛争解決事業者として法務大臣の認証を取得し（認証番号第 7 号）、2009 年、公益法人制度改革に対応し、一般社団法人に移行し、現在に至る。

②　仲裁機関のスポーツ団体との関係

本項目は、スポーツ仲裁機関に特化したものであるため、記述を省略する。

③　仲裁機関に対する国家や州政府等からの援助（予算、法制度等）の有無並びに予算に占める割合

JCAA に対する政府からの援助は特に存在しない。

④　仲裁機関の収支構造

JCAA の収益構造は以下のとおりである。

- 受取会費　令和 3 年度 33,491,600 円

会員（主に日本の企業及び法律事務所）からの年会費であり、これを支払うことで、会員は、機関紙である『JCA ジャーナル』の年間購読サービス等を受けることができる。会員及び会員所属の理事が商事仲裁の当事者になることもありうるが、仲裁費用に会員割引はなく、また、会費は仲裁人に支払われるわけでもないため、この点について外部から指摘を受けたことはないとのことである。

- 仲裁・調停等収益　令和 3 年度 30,107,331 円（仲裁）、763,564 円（調停等）
  管理料金規則上の請求金額に応じ、申立人が申立時に支払うもの。最終的な負担割合については、仲裁人が決めることとなっている。調停等収益については、調停人の報償金の 10％である。
- 資料頒布収益　令和 3 年度 4,304,584 円
  JCAA が毎月発行している『JCA ジャーナル』の年間購読料。会員については無料となっている。また、JCAA では、英文契約書のひな型を有料で販売しているため、当該収益もここに含まれる。
- 広告収益　令和 3 年度 1,995,470 円
  『JCA ジャーナル』への広告料。広告主は、主に法律事務所や判例検索サービス運営会社が多いとのことである。
- 発給手数料収益　令和 3 年度 34,238,050 円
  カルネ 1 件当たりの発給手数料。基本料金は 14,000 円（消費税非課税）。
- 担保措置料収益　令和 3 年度 46,880,100 円
  担保に代わる手数料として、カルネ名義人が支払う手数料。物品の輸出先や種類によって金額は変動する。なお、カルネの発給及び保証業務は、1973年から、日本商工会議所からの包括委託事業として開始され、令和 3 年度時点で、経常収益の約 50％を占めている（令和 3 年度 JCAA 決算報告書・事業報告書参照）。

⑤　仲裁機関の職員数

職員は 10 名であり、全員が常勤の正社員である。担当者の業務別の内訳は、カルネ業務 3 名、総務・経理業務 3 名、仲裁調停・広報業務 4 名である。また、正社員とは別に、派遣社員 3 名がカルネ業務に従事しているとのことである。役員は 3 名（理事長、事務局長兼理事、仲裁担当執行理事）であり、全員が役員報酬を受領しているとのことである。

⑥　仲裁機関がスポーツ事案を専権的に扱えるか否か

本項目は、スポーツ仲裁機関に特化したものであるため、記述を省略する。

⑦　仲裁機関の有する規則の種類

JCAA には、仲裁 3 種類、調停 1 種類の合計 4 種類の規則が存在している。また、その他に、仲裁管理や仲裁人選任に関する規則も各 1 種類公表されている。これらの規則の概要は以下のとおりである。

仲裁

- UNCITRAL 仲裁規則
  国連の国際商取引委員会（UNCITRAL）が作成した仲裁規則で、当事者が属する国の法制度に関わりなく受け入れやすい標準的な内容となっている。仲裁機関が手続管理を行わず、仲裁人と当事者のみで行う仲裁（アドホック仲裁）手続において利用されている。
- 商事仲裁規則
  UNCITRAL 仲裁規則の規定を基礎として、最新の国際実務を反映した規定を備えている。
- インタラクティヴ仲裁規則
  商事仲裁規則と共通する規定を有しつつ、早期に当事者双方及び仲裁廷間並びに仲裁人相互の対話を促すことにより、当事者が主張立証活動を効率的・効果的に行うことができるようにするための規定を備えている。

調停

- 商事調停規則
  調停人の数の選択、調停手続の進め方、調停人報償金の計算方法等の調停手続を進める上で重要となる事項について、可能な限り当事者自身がニーズに応じた選択をすることができるように選択肢が明示されている。

その他

- 仲裁人選任規則
  アドホック仲裁や、他の仲裁機関における仲裁を利用しつつ仲裁人の選任を JCAA に委託することを当事者が特別に合意をした場合に適用され

る。

- UNCITRAL 仲裁管理規則

  UNCITRAL 仲裁規則に基づき、JCAA が事務局として仲裁手続を管理する上で必要な事項について定めたものであり、UNCITRAL 仲裁規則を補完するものである。

⑧　仲裁機関の取扱事案の種類

JCAA では、以下の表 1 から表 3（令和 3 年度 JCAA 事業報告書参照）のとおり、請求金金額、当事者の国籍、契約類型を問わず、幅広く商事仲裁事案を取り扱っている。

表１　請求金額ごとの申立件数

請求金額及び請求の経済的価値	件数	
	令和３年度	(参考)令和２年度
１０００万円以下	0	0
１０００万円超 ５０００万円以下	3	4
５０００万円超 １億円以下	1	0
１億円超 ３億円以下	4	3
３億円超 １０億円以下	2	2
１０億円超 ５０億円以下	2	3
５０億円超 １００億円以下	0	0
１００億円超	0	0
経済的価値の算定ができない、または極めて困難である請求	2	6
合　　計	１４	１８

表２　当事者の国籍

申立人		被申立人	
所在国／地域	人数	所在国／地域	人数
日本	１１	日本	6
米国	2	中国	3
イタリア	1	米国	2
英領バージン諸島	1	ベトナム	2
		イタリア	1
		韓国	1
		タイ	1
		台湾	1

表３　契約類型

契約類型	件数
業務委託	3
売買	2
製造委託	2
株式譲渡	2
保証	1
ライセンス	1
金銭消費貸借	1
和解	1
その他	1

⑨　仲裁機関の取扱件数

仲裁の取扱件数は、令和 3 年度が 14 件、令和 2 年度が 18 件となっている。なお、調停の取扱件数は、令和 2 年 2 月 1 日以降、通算 1 件となっている。

図１　１０年間の申立件数及び収入の推移

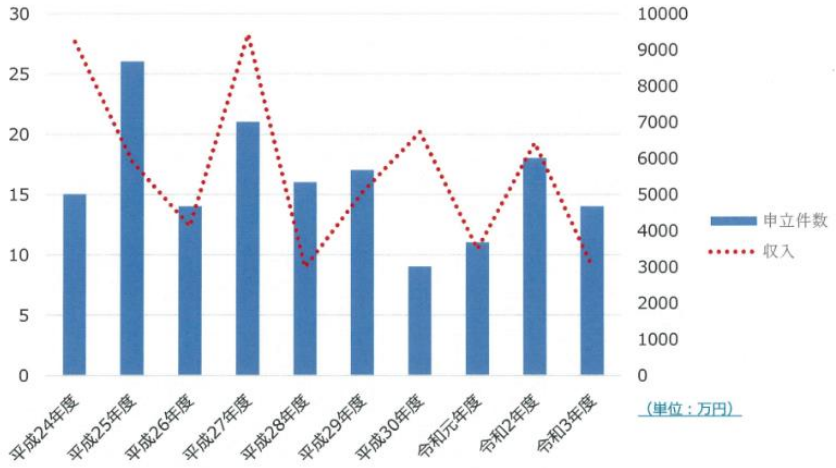

⑩　仲裁機関の標準的な手続の進行の概要・及びそれにかかる期間

商事仲裁手続の所要期間は、仲裁廷成立の日から 9 か月以内（商事仲裁規則第 43 条第 1 項、努力義務）、迅速仲裁手続の場合は仲裁パネル成立からの日から 6 か月以内（係争金額が 5,000 万円以下の場合は 3 か月以内）とされている。2019 年から 2022 年に申し立てられた請求金額 5,000 万円以下の事件においては、仲裁判断で終了した 6 件のうち、5 件が仲裁廷成立から 3 か月以内に終結している。2013 年から 2022 年の平均所要期間は、12.9 か月である。

商事仲裁手続の進行の概要は以下のとおりである。

➢　仲裁申立て

仲裁申立書及び仲裁合意を含む契約書の写しを JCAA に提出する。代理人を立てる場合は、委任状も提出する必要がある。

➢　仲裁人の選任

仲裁人の人数を確定後、仲裁人を選任する。すべての仲裁人が有効に選任された段階で、仲裁廷が成立することになる。

➢　審理予定の策定

仲裁廷成立後、仲裁廷は、準備会合、ビデオ会議その他の方法により、当事者と協議した上で、審理予定表を作成し、その事件に適用される手続ルールを定める。

➢　主張書面・書証等の提出

審理予定表に記載されたスケジュールに従い、当事者は、自らの主張を記載した書面及

びこれを立証するための証拠等を提出する。

- 審問

いずれかの当事者からの要請があった場合又は仲裁廷が適当と判断する場合には、当事者による口頭での意見陳述や証人に対する尋問等を行うための審問が開催される。審問を開催する日時や開催方式、場所などについては、当事者と協議の上、仲裁廷が決定する。

- 仲裁判断

仲裁廷が、仲裁申立書及び反対請求申立書において申し立てられた請求について判断し、仲裁判断書を作成する。また、仲裁廷は、仲裁費用の負担割合についても決定し、仲裁判断書に記載する。仲裁判断は最終的かつ当事者に拘束力を有し、仲裁判断書は、JCAA から各当事者に送付される。

⑪　仲裁機関の案件の対処にかかる費用の種類及び額

以下では、商事仲裁手続にかかる主な費用の種類及び金額を記述する。

- 管理料金

  請求金額又は経済的価値に応じた金額（商事仲裁規則第 103 条第 1 項）。

- 仲裁人報償金

  原則として時間単価 50,000 円（税抜）。

- 仲裁人経費

  交通費、仲裁人補助者の報酬・費用、宿泊費（1 泊 60,000 円）その他合理的に必要な経費として認めたもの。

- 代理人その他専門家の報酬及び経費のうち仲裁廷が合理的と認めるもの

  代理人弁護士の報酬・費用、必要な専門家・証人などの費用、通訳・翻訳費、交通費その他の費用。

- 仲裁手続のための合理的な費用

  当事者からの依頼を受けて JCAA が支払うこととなった実費（会場代、通訳料等）。

- 審問室費用

  100,000 円から 200,000 円（税抜、審問室 1 室、BR2 室）。

- Web 審問用の Web プラットフォーム使用料

⑫　仲裁機関の手続における当事者負担の費用の種類及び額

上記⑪記載の費用のうち、Web 審問用の Web プラットフォーム使用料以外については、当事者の負担となる。紛争金額に応じた管理料金と仲裁人報償金は、以下のとおりである（商事仲裁規則第 103 条・第 94 条、インタラクティヴ仲裁規則第 94 条、JCAA ホームページ（https://www.jcaa.or.jp/arbitration/costs.html）参照）。

請求金額／経済的価値	仲裁人の数	管理料金	仲裁人報償金	
			商事仲裁規則（タイムチャージ、上限）	インタラクティブ仲裁規則（固定額）
2000万円	1人	50万円	200万円	100万円
1億円	1人	130万円	400万円	300万円
10億円	1人 3人	400万円 400万円	1,200万円 3,360万円	300万円 900万円

⑬　仲裁機関の仲裁人候補者の数

各規則別の仲裁人候補者の数は以下のとおりである（JCAA ホームページ（https://www.jcaa.or.jp/arbitration/candidate.html）参照）。

各規則別の候補者の数

国籍	UNCITRAL 仲裁規則	商事仲裁規則	インタラクティヴ 仲裁規則
日本国籍	83名	109名	93名
外国国籍	287名	242名	178名
合計	370名	351名	271名

公開されている仲裁人候補者のうち公開承諾者約290名の候補者リストを公開しています。

⑭　事件を担当する仲裁人に対する報償金

商事仲裁手続における仲裁人に対する報償金は、原則として時間単価 50,000 円となっているが（税抜、商事仲裁規則第 93 条第 1 項）、請求金額に応じて上限が定められている（商事仲裁規則第 94 条第 1 項）。仲裁時間が 150 時間を超過した場合、その後の時間単価は、当初時間単価の 50%を限度として、50 時間ごとに当初時間単価から 10%ずつ逓減される（商事仲裁規則第 95 条第 1 項）。なお、仲裁廷の成立前であれば、すべての当事者の合意により、報償金の計算方法について変更することができる（商事仲裁規則第 97 条第 1 項）。

⑮　リーガルエイドの仕組みの有無及び内容

JCAA では、リーガルエイドの仕組みは特に存在しない。

⑯　その他仲裁機関が抱えている課題

日本の商事仲裁機関として、特に日本の企業が、外国企業に対して JCAA の利用を積極的に提案してもらい、十分な検討のないままに第三国仲裁地（シンガポールを含む）を選択することにないように、オンラインセミナー等を通じ、JCAA の売りを積極的にＰＲしているとのことである。

当事者の多様なニーズに応じた仲裁人候補者を確保するべく、例えば、日本企業と取引をすることが増えている国（タイ、ベトナム、マレーシアを含む）の国籍を有する専門家や、先端的な分野に特に詳しい専門家をより多く発掘していくことを課題として挙げている。

⑶　まとめ

JCAA においては、人的側面において JSAA と共通の課題を有している一方で、案件にかかる費用を当事者（企業）に負担させることが容易である点、仲裁調停事業の他にカルネ発給事業という独自の収入源を有している点など、JSAA とは大きく異なる特徴を有していることが明らかとなった。特に独自の収入源を有している点については、JSAA のスポーツ仲裁機関としての在り方とも関連して議論の余地があると思われる。

８　日本・中央建設工事紛争審査会

⑴　概要

中央建設工事紛争審査会は、国内で建設工事の請負契約に関する紛争について仲裁、調停、あっせんを行っている紛争解決機関であり、行政型 ADR の 1 つである。

以下では、公開されている情報及び中央建設工事紛争審査会の職員に対して実施したインタビュー結果をもとに、中央建設工事紛争審査会の概要を記述する。

⑵　機関の概要

①　仲裁機関の成り立ち、設置形態

建設業法に基づき国土交通省及び都道府県に設置された、建設工事の請負契約に関する紛争の処理機関（建設業法 25 条）である。そのうち国土交通省に設置されたものが中央建設工事紛争審査会である。現在の建設工事紛争審査会は、昭和 31 年の建設業の改正によって設けられた（昭和 31 年 8 月 30 日設置）[169]。中央建設工事紛争審査会は国家行政組織法 8 条の附属機関で「行政型 ADR」の 1 つである。

審査会の組織は委員の定数 15 人以内である。中央建設工事紛争審査会の委員は国土交通大臣が任命する（以上、建設業法第 25 条の 2）。委員とは別に、特別委員を置くことができる（建設業法第 25 条の 7）。委員及び特別委員は一般職非常勤の国家公務員として秘密を守る義務がある。

②　仲裁機関のスポーツ団体との関係　【仲裁機関と業界団体との関係】

中央建設工事紛争審査会は、業界団体と関わりはない。中央建設紛争審査会は、後述のとおり、国の予算及び当事者から納付される費用で運営されており、業界団体が運営に関する資金を拠出している関係にはない。

委員や特別委員の選任についても、業界団体に委員推薦を依頼することもない。

委員・特別委員には、業界団体に所属している者はいるが、業界団体とは独立して委員・特別委員として紛争の処理を担当している。

---

[169] 「現行制度の創設前は、昭和 24 年の建設業法の制定によって設けられた『建設業審議会』によるあっせん制度によっていた。」が、建設業審議会によるあっせん制度では「現実に生ずる大量の紛争を迅速に処理する上で大きな制約があった。」（建設省建設経済局紛争調整官室監修・建設工事紛争研究会編『中央建設工事紛争審査会仲裁判断集第２集』（大成出版社、1997 年）690 頁）

個別の紛争、個別の事件については、担当する委員・特別委員が独立した立場で処理することとなっており、政府からの独立性も担保されている。

土木工事については、国や自治体が当事者となった事案も取り扱っているが、委員・特別委員は外部の専門家に依頼しており、独立性は担保されている。

中央建設工事紛争審査会事務局は、国土交通省不動産・建設経済局建設業課が庶務を行うこととなっているが、建設業者への指導監督を担当する同課とは別のフロアに執務スペースを置いており、国土交通省の建設業者への指導監督との関係でも独立している。

中央建設工事紛争審査会としては、四半期ごとに国土交通大臣に紛争の処理の状況について報告する義務がある程度である（建設業法第 25 条の 25）。

③　仲裁機関に対する国家や州政府などからの援助（予算、法制度など）の有無並びに予算に占める割合

事務局の給与、経費、委員手当については、国の予算として計上されている。

令和 4 年度の予算としては、委員手当として約 1,200 万円が計上されている。

④　仲裁機関の収支構造

直接経費（委員等が立入検査に赴くための旅費、証人、鑑定人に支給する旅費、日当、鑑定料、書類の郵送料等直接個々の事件について必要となる費用）は、費用として当事者負担（個々の受益者の負担）である。

間接経費（委員手当、庶務担当職員の俸給、審査会の会合に要する費用等個々の事件に関係のない間接経費）は手数料収入で賄う建前である[170]。実際には、上記③のとおり、事務局の給与、経費、委員手当は国の予算として計上されている。

手数料は貼用された収入印紙の印紙代として納付されるため、国土交通省自体の収入として把握されているわけではない。

行政として行っている業務なので、収支構造という観点はない。

[170] 以上、建設業法研究会編著『逐条解説　建設業法解説　改訂 13 版』（大成出版社、2022 年）354 頁。

⑤　仲裁機関の職員数

中央建設工事紛争審査会の庶務は、国土交通省不動産・建設経済局建設業課において処理する（建設業法施行令第 11 条）。庶務に従事する職員のうちで、指定職員が紛争処理に立ち会い、調書を作成し、その他紛争処理に関し審査会の命ずる事務を取り扱う（建設業法施行令第 12 条）。

指定職員は 3 名であり、3 名は中央建設工事紛争審査会の業務を専業で行っている。

⑥　仲裁機関がスポーツ事案を専権的に扱えるか否か【仲裁機関が対象事案を専権的に扱えるか否か】

専権的に扱っているわけではない。

中央建設工事紛争審査会の対象事件は「建設工事の請負契約に関する紛争」である（建設業法第 25 条 1 項）。契約当事者間の紛争に限られている。

したがって、建設工事紛争審査会は、不動産の売買契約に関する紛争、専ら建物の設計監理契約に関する紛争、雇用契約に関する紛争は取り扱わない。また、建設工事紛争審査会は、直接契約関係にない元請・孫請間の紛争、近隣住民の方と工事の請負人の間で工事騒音が問題となっている紛争も取り扱えない[171]。

そのほかに建築工事等を専門的に扱う ADR としては、住宅に関して評価住宅と保険付き住宅に関する紛争を中心に取り扱っている「住宅紛争審査会」がある（住宅の品質確保の促進等に関する法律及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律）。

⑦　仲裁機関の有する規則の種類

紛争処理の手続に関しては、中央建設工事紛争審査会内規（昭和 52 年 10 月 27 日中央建設工事紛争審査会決定）があるが、それ以外の規則は存在しない。

⑧　仲裁機関の取扱事案の種類

あっせん、調停、仲裁の 3 種類の手続がある。

それぞれの違いは下図のとおりである。

[171] https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000073.html 参照。

	あっせん	調　停	仲　裁
趣　旨	当事者の歩み寄りによる解決を目指す（注）。		裁判所に代わって判断を下す。
担当委員	原則1名	3　名	3　名
審理回数	1～2回程度	3～5回程度	必要な回数
解決した場合の効力	民法上の和解としての効力 （別途公正証書を作成したり、確定判決を得たりしないと強制執行ができない。）		裁判所の確定判決と同じような効力（執行決定を得て強制執行ができる）
特　色	調停の手続を簡略にしたもので、技術的・法律的な争点が少ない場合に適する。	技術的・法律的な争点が多い場合に適する。場合によっては、調停案を示すこともある。	裁判に代わる手続で、一審制。仲裁判断の内容については裁判所でも争えない。
その他			仲裁合意が必要

（注）・申請前の段階で当事者間の関係が相当悪化している場合、申請を行っても、相手方は「手続に応じない」となる可能性があります。その場合、審理に入ることなく打切りとなります。制度利用を検討される際は注意してください。
・審理は解決の見込みのある限り継続することになりますが、一方又は双方が互いに譲歩することなく、容易に妥協点が見出せないような場合には、手続は打ち切られることになります。

参照：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000075.html

中央建設工事紛争審査会と都道府県建設工事紛争審査会は、対象となる紛争の当事者である建設業者の許可権者などにより、管轄が定められている（建設業法第 25 条の 9）。

⑨　仲裁機関に対する申請件数

申請件数は、20 年ほど前がピークで最も多く、年 60～70 件ほどの申請を受け付けていた。現在では、年 30 件程度である。

別　添

第１表　申請件数及び取扱件数

（単位：件）

年度	手続別	中央審査会		都道府県審査会		合計	
		申請件数	取扱件数	申請件数	取扱件数	申請件数	取扱件数
28	あっせん	6	6	19	20	25	26
	調停	23	43	63	92	86	135
	仲裁	4	14	17	57	21	71
	計	33	63	99	169	132	232
29	あっせん	6	8	20	29	26	37
	調停	19	34	53	93	72	127
	仲裁	9	18	23	62	32	80
	計	34	60	96	184	130	244
30	あっせん	4	8	16	21	20	29
	調停	23	37	68	97	91	134
	仲裁	12	26	18	62	30	88
	計	39	71	102	180	141	251
1	あっせん	6	7	12	16	18	23
	調停	30	48	54	88	84	136
	仲裁	4	26	20	52	24	78
	計	40	81	86	156	126	237
2	あっせん	4	7	16	23	20	30
	調停	22	44	52	87	74	131
	仲裁	6	15	21	49	27	64
	計	32	66	89	159	121	225
3	あっせん	4	6	18	26	22	32
	調停	21	38	51	80	72	118
	仲裁	10	20	18	54	28	74
	計	35	64	87	160	122	224

注　取扱件数＝前年度繰越件数＋当年度申請件数

参照：「建設工事紛争取扱状況（令和３年度）」第１表

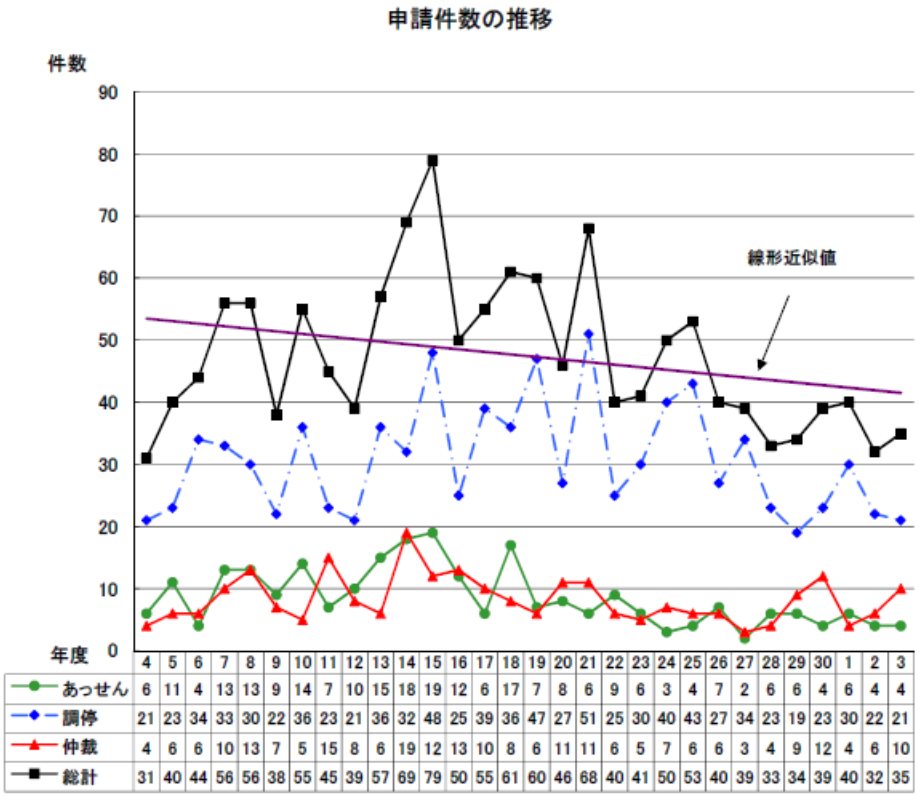

参照：「建設工事紛争取扱状況（令和 3 年度）」「中央建設工事紛争審査会における紛争処理の現況について」の「１．」

⑩　仲裁機関の標準的な手続の進行の概要・及びそれにかかる期間

標準的な手続の進行の概要は以下の図のとおりである。

［調停・あっせん］

Ⅱ．紛争処理手続の流れ

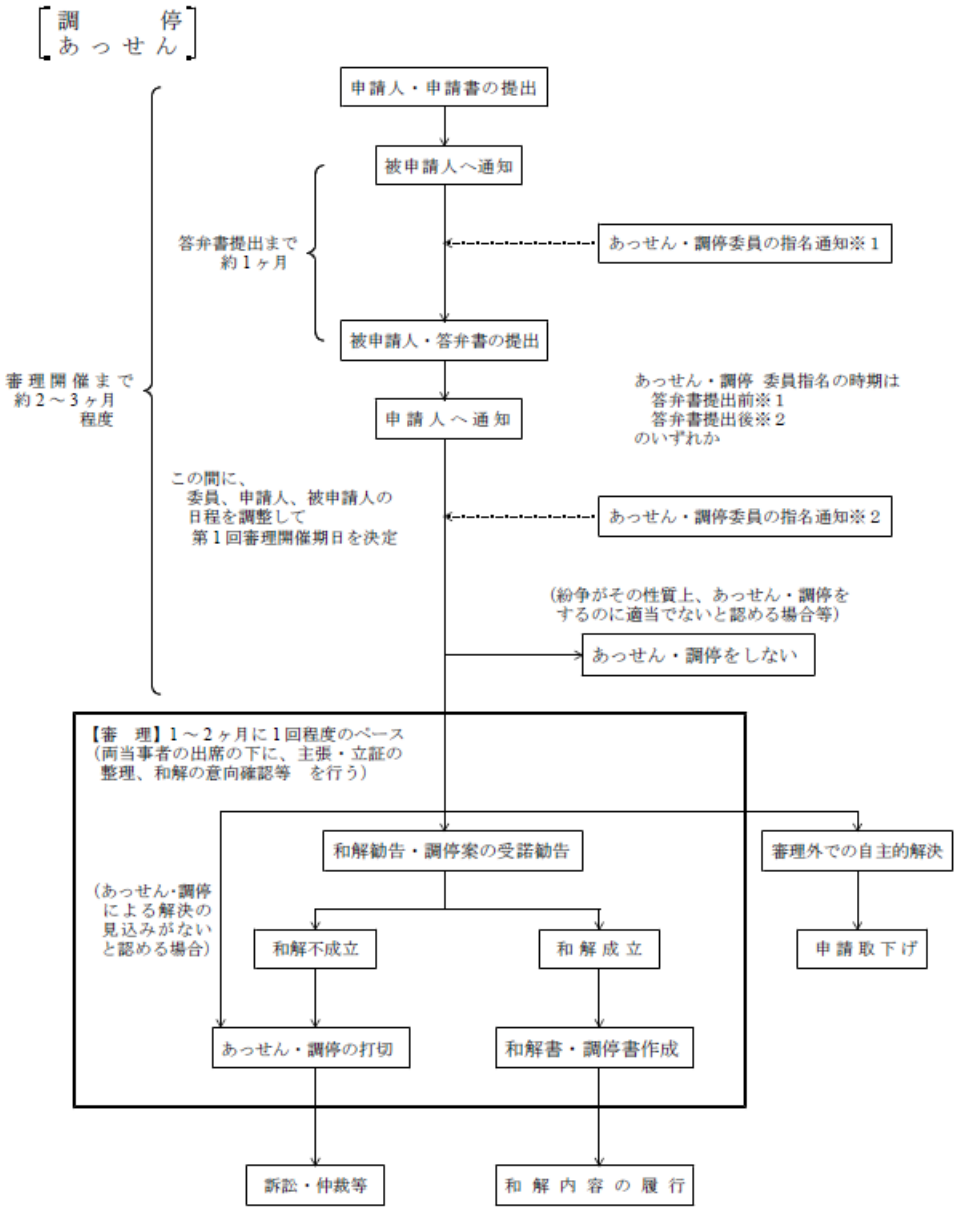

［仲裁］

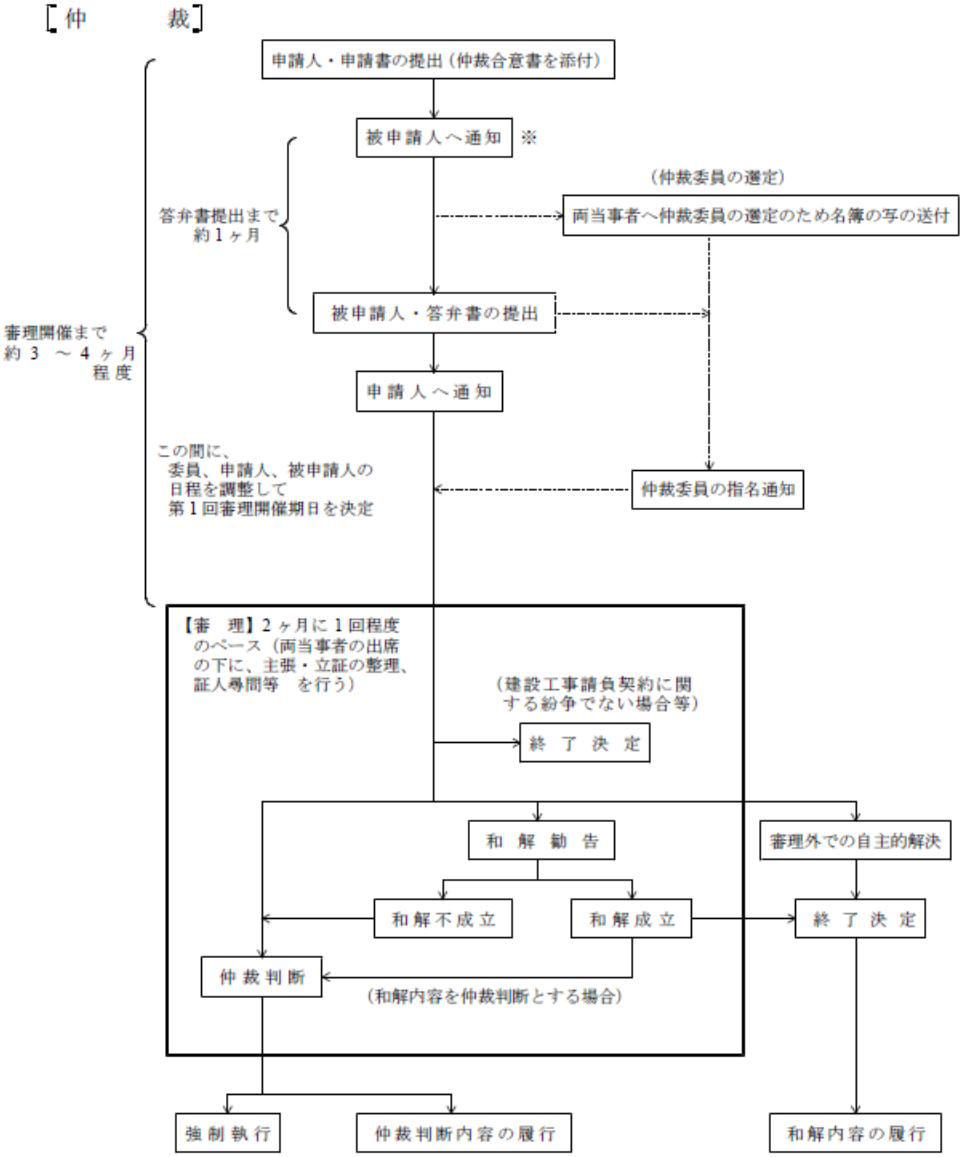

※　仲裁法の施行（平成16年3月1日）後に締結された仲裁合意に基づいて事業者が消費者を被申請人として申請書を提出した場合には、消費者に仲裁合意の解除権が認められており、その旨が併せて被申請人に通知されます。また、第１回口頭審理では、まず被申請人に対して解除権を放棄する意思があるかどうかの確認が行われます（仲裁法附則第3条）。

参照：「中央建設工事紛争審査会における建設工事紛争処理手続の手引」5~6 頁

手続にかかる期間は、「過去５年間の終了事件における所要月数・審理回数は、あっせんでは５か月～半年、１回、調停では４か月～半年、3～4 回、仲裁では半年～1 年、4～6 回の事件が多い。」[172]

[172] 「建設工事紛争取扱状況（令和３年度）」「中央建設工事紛争審査会における紛争処理の現況について」の「４．」

⑪　仲裁機関の案件の対処にかかる費用の種類及び額

担当する委員・特別委員は、期日及び合議に来てもらうことに対して、手当を支払っている。金額は行政委員の例と同程度である。手当の額は、1 回当たりの時間には関係がなく、1 回当たりの金額をお支払いしている。

審理室は、中央建設工事紛争審査会として、国土交通省内に、常設の審理室を有している。待合室はないが、共用の打合せスペースなどを待合室に利用することがある。当事者側には 5～6 名程度での出席をお願いしており、非公開手続という側面もあり、審理室が狭すぎて困ったという経験はない。

これらの審理室等の設備の利用に関しては、中央建設工事紛争審査会として、別に費用を負担せず利用できる。

⑫　仲裁機関の手続における当事者負担の費用の種類及び額

当事者が負担すべき費用は、申請手数料、通信運搬費、その他の費用である[173]。

申請手数料は、手続の種類ごとに、紛争の価額に応じた金額が定められている。申請書に印紙を貼付して納付する。

通信運搬費は、手続の種類ごとに定額を予納する。不足すれば追加予納を依頼している。

その他の費用として、直接経費については、当事者合意による当事者折半による負担が通例である。

⑬　仲裁機関の仲裁人候補者の数

中央建設工事紛争審査会の紛争処理を担当する委員・特別委員の委員名簿は公開されている[174]。委員と特別委員を合わせて 175 名である（令和 4 年 11 月 19 日現在）。

委員・特別委員は、弁護士を中心とした法律委員、建築・土木・電気・設備などの各技術分野の学識経験者などの技術委員、建設行政の経験者などの一般委員から構成されている。

委員・特別委員は、建築学会や業界団体に推薦依頼をするような仕組みはないが、中

[173] 以下については、
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000076.html を参照。
[174] http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000125.html

央建設工事紛争審査会において、十分な識見のある法律の専門家や技術委員に依頼している。

⑭　事件を担当する仲裁人に対する報償金

上記⑪のとおり。

⑮　リーガルエイドの仕組みの有無及び内容

リーガルエイドの仕組みはない。
消費者が当事者となる案件もあるが、リーガルエイドの仕組みはない。

⑯　その他仲裁機関が抱えている課題

・事務局体制に関する課題
行政職員が審査会の事務局を担当しており、個別事件の処理を1人当たり多くの事件を担当することとなっている。予算要求などがあるのは他の行政機関と同様である。現状では指定職員3名という体制であるが、より一層の専門性の向上なども課題である。
内部にノウハウは蓄積されているものの、裁判所等の他の司法機関・紛争解決機関との人事交流や研修等は行われていないとのことである。

・申請件数
過去には利用を広げるため広報に取り組んだこともある。小規模の業者間のトラブルは潜在的にもあると思われ、建設工事紛争審査会が受け皿として、より存在意義を求められる部分とも考えられる。都道府県建設工事紛争審査会では、都道府県によって取扱件数が少ない都道府県もあるので、小規模な紛争でも積極的な活用を広げることなどが課題である。

・手続のオンライン化
現時点では紙ベースでの申請となっており、オンライン化も検討課題である。

・行政型ADRとしてのメリットとデメリット

行政型 ADR としてのメリットとデメリットは以下のとおりである。

（利用者としてのメリット）
・迅速かつ簡易である。
・国土交通省・都道府県が行っており、審査会の歴史も長いので、当事者にはその判断を尊重してくれるという点はあるかもしれない。また、あっせん、調停の応諾率は比較的高いと思われる。
・土木工事の紛争については、公共工事発注官庁として、特に中央においては向いている部分もある。

（機関・事務局としてのメリット）
・組織としての収支を気にする必要はない。

（機関としてのデメリット）
・事務局として体制面での制約、指定職員の専門性の一層の向上など。
・中央建設工事紛争審査会として独立しており、国土交通大臣への報告は四半期に一度の処理状況の報告が求められている程度である（建設業法第 25 条の 25）。したがって、行政型 ADR であることで行政庁への報告等の負担が多いということはない。

⑶　まとめ

上述したとおり、行政型 ADR である中央建設工事紛争審査会は、業界団体から運営に関する資金を拠出されておらず、業界団体からの独立性が担保されている紛争解決機関である。

中央建設工事紛争審査会においては事務局の給与、経費、委員手当が、国の予算として計上され、収支を気にする必要がないという点は、行政型 ADR のメリットといえ、支出が収入を上回る収支構造の問題（第 3 の 1④）、コア事業の仲裁・調停業務に従事する職員を雇用できていないとの問題（同⑤）、及び仲裁人に対する報償金が低廉であるとの問題（同⑭）を抱えている JSAA にとって参考になると思われる。

第５　ヒアリング調査結果

１　統括３団体からのヒアリング結果

⑴　公益財団法人　日本スポーツ協会

①　財政基盤

- JSPOが、特別維持会費を出していることで、JSPOが当事者となる場合に利益相反が生じる可能性がある。特に、2023年1月1日から、少年団の処分をJSPOが行うことになったので、より利益相反が生じるケースが増えることが予想される。
- 利益相反の関係があり、民間がスポーツ仲裁に資金を拠出することはあまり考えられない。一般企業でも、特定のスポーツと関係性が深い企業もある。スポーツ仲裁については、国が資金を拠出すべきではないか。
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）の一部門として行うことも一案である。
- 毎回JSAAの理事会では、お金がない、という意見が出てくる。国やJSCは、事業費に対する補助で団体の運営に関するものは対象とはならないという考え方であるが、ここを検討してもらうことはできないのか。

②　手続

- 仲裁パネルは、1人ではなく、できるだけ3人で運用してもらいたい。
- 仲裁手続にかかる時間が長すぎる。緊急仲裁で解決できているのであるから、通常仲裁も、もう少し早く解決すべきである。手続の期間が長くなればなるほど、当事者に弁護士費用の負担がかかってくる。
- 競技者等の保護の理念は分かるが、JSAA としてどこまで競技者を保護したり、補助するのかは、検討をお願いしたい。申立料金が50,000円（消費税別）であることについて、検討していただきたい。スポーツ団体では、高額の弁護士費用をかけて対応しているケースがあるが、競技者等の側は手続費用支援 30 万円（消費税別）で、弁護士費用を賄っている状態であったり、申立料金50,000円（消費税別）もスポーツ団体側が負担を命じられる例も多い。競技者等の側も仲裁費用（弁護士費用を含む。）を負担すべきである。著名なスポーツ仲裁裁判所の千葉すず選手対日本水泳連盟事件で

は、勝訴した日本水泳連盟側に、多額の仲裁費用の支払いが命じられている[175]。

- 競技団体の決定に手続的瑕疵がある場合に、差戻しになっているが、スポーツ仲裁裁判所の手続のように、処分の適否など決定の内容が問題となっている場合には、原審決定の手続的瑕疵は不問に付すことを検討されたい。なお、ガバナンスコードの適合性審査が 4 期目を迎え、中央競技団体においては、手続規程の整備などが進んできている状況にある。
- 仲裁機構ではこれまで仲裁人の公募を広く受け付けていたが、仲裁人候補者の人数を絞り、質や経験を高めることも検討に値するのではないか。

③　その他

- スポーツ紛争は、同じ競技の仲間の中で発生するものであるため、裁判や仲裁で白黒付ける、という発想にすべてがなじむわけではなく、調停の活用も検討すべきである。
- 仲裁、調停の活用といっても、スポーツ団体の中には、その違いがわからないところもある。JSAA からスポーツ団体への説明の機会は、確保されたい。

⑵　公益財団法人　日本オリンピック委員会

①　財政基盤

- JOC が特別会員費を拠出している点と独立性の関係の論点については、他国の事例なども踏まえて改めて議論したい。

②　手続

- JOC としては、個別の中央競技団体から個別に JSAA の仲裁制度についての意見や批判を聴いているわけではない。また、直近の事案で、日本代表選手団に関わる事案が起きているわけではないこともあり、JOC としては、個別の中央競技団体からの意見は聴いていない。
- 他方で、JOC としては、自らが被申立人になりうる立場としても、加盟競技団体であ

[175] CAS 2000/A/278 Suzu Chiba v. Japan Amateur Swimming Federation (JASF), https://jurisprudence.tas-cas.org/Shared%20Documents/278.pdf

る中央競技団体が JSAA の手続の当事者になっているという立場としても、国際的なルールの中で活動していることが多く、JSAA あるいはその仲裁人には、手続進行や国際的な仲裁事案や過去の JSAA 事案との整合性のある判断が求められるため、仲裁人の質の確保については努力をしていただきたい。

- また、具体的な統計を確認していないが、JSAA が仲裁人を選定するケースについて、女性が少ない印象がある。また、事務局体制も、公募の結果というのは理解するが、女性が少ない状況がある。機構において多様性を考慮した運営を心掛けていただきたい。

③　その他

- JSAA には、仲裁人や団体のガバナンスに携わる者に対するものだけでなく、選手強化スタッフ、競技者、指導者などの現場に関わる者への啓発活動をもう少し実施してもらいたい。昨今、競技者に対する法的あるいは心理的なサポートが不可欠になっている。JSAA としても、競技者や指導者などに対し、アスリート委員会を活用するなどして研修会等で専門的な研修をすることをご検討いただきたい。
- JSAA には、競技団体に対するスポーツ仲裁制度の説明会、研修会等も実施していただきたい。例えば、JSAA として国際的な仲裁事案を研究し、これらの事案から、国際競技大会における代表選考について気を付けるべき点などがあれば、競技団体に共有していただきたい。

⑶　公益財団法人　日本パラスポーツ協会

①　財政基盤

- 紛争の解決は中立性をもって行わなければならないので、民間から費用を調達するということではなく、国が費用を負担すべきではないか。
- 補助金を恒常的な人件費に充てることができないというのは悩ましいところで、制度的な対応が必要となるのではないか。
- 財政を安定させかつ中立性を確保するということでは、独立行政法人の中に入るという余地もあるのではないか。
- 民間から資金を調達すると中立性を疑われる可能性もある。JPSA も会費を出しているが、適合性審査の関係で被申立人となる可能性もある。

- 申立料金の50,000円（消費税別）は廉価なので、簡単に申立てができる。手続費用支援の助成の 300,000 円（消費税別）は見直した方が良いのではないか、JSAA の財政が破綻してしまう。

② 手続

- 障がい者の場合、仲裁を進めるに当たり配慮が必要となる。しかし配慮の内容は、一般的にこれで良いというものはないので、本人に都度確認して必要な対応を採るという姿勢・方法を採ることが必要である。

③ その他

- 適合性審査を進めていることによって、自動応諾条項の採択が進んできているが、一方、自動応諾条項を採択した方が良いのかなどの質問の出る状況もある。
- 普段は別々のところで活動しており、コミュニケーションに制約のある団体が多い。また、障がいの特性が、事案への理解や認識のずれや食い違いを助長する要因となること考えられる。
- JPSA では、地方組織を持っている団体は少なく、JSPO や JOC 加盟団体の都道府県協会（PF）での状況とは異なっている。地方でも紛争はあるが、訴えるというところまではいっていない。

２ 有識者会議ヒアリング結果

⑴ 財政基盤

〇財政難、事務局の人材不足、仲裁人報償金の低さ、仲裁人の質の担保といった現在の課題は、初期の頃と変わっていないと感じている。独立性が重要な JSAA の立場上は、特定の団体に依存しすぎないことも重要である。色のない資金である国からの資金をどう引き出すかが重要である。スポーツ基本法の中にスポーツ仲裁の文言が入ったが、国やスポーツ界からの財政面も含めた支援はそれ以上の発展がないのが現状である。

〇本事業の背景には、ケースが増えたことで JSAA の財務状況に影響が出ていることがあると思われるが、これは設立時からの問題である。JSAA はキャッシュフローに問題を抱えているために、文部科学省やスポーツ庁委託事業を行ってきたという理解である。個人的には、従前よりこの構造には限界があると考えていた。委託事業の形ではなく、オ

ーストラリアのように国から資金が拠出される形にするのが健全である。スポーツ庁やJSC もでき、ガバナンス関連では JSAA は役割を終えたので、JSAA が設立された本来の目的に立ち返って、今後は仲裁事業に専念すべきではないか。

〇日本アンチ・ドーピング規律パネルには、特定のオフィスはなく、費用は、パネル委員報酬と手続管理者の報酬だけで動いており、それ以外の費用は JSC の費用である。同パネルは、日本国際紛争解決センターに月 5 万円で手続管理者のデスクを置いている。スポーツ仲裁を行う機関が存在しているということが一番大事であるが JSAA の今の体制の在り方も含めて、スポーツ庁と議論をする時期に来ている。

〇前事務局長の時代に、（当時）文部科学省の委託事業を受けることになった。これにより若く多様な人材を育てることができた。JSAA は、純粋に法律家が集まりその在り方を考えているということが貴重である。競技団体は、JSAA に紛争解決を外部委託しているので、その対価として適切な費用を支払うべきである。全国高等学校体育連盟や中学校体育連盟の事件が来るようになれば、事案が何万件も来る可能性もある。スポーツ庁から競技団体に対し、スポーツ界のガバナンス・インテグリティ確保のために JSAA へ費用を出すべきといってもらうべきである。

〇資金面の課題には多くの方向性があるわけではない。国から資金を受けるか、会費を増額するかである。前者は、委託事業以外の方法は難しいと感じている。他方、統括 3 団体の会費は、相当低いといえる。安定した運営のために必要な費用がいくらなのかを適切に示す必要がある。この作業やそれに基づくロビー活動は、仲裁機構に重点的に人を置いて行う必要がある。

〇各国が虐待防止に注力している背景に何があるのかは把握しておきたい。海外では新しい事業を広げることで収益につながっているとのことなので、この仕組みの背景を把握されたい。

〇海外の仲裁機関には、紛争解決以外のルールメイキングや啓発を行っている機関もある。虐待・ハラスメントの予防に向けたサービスを行い、それに対して対価や国からの支援を得ることも一案ではないか。

〇カナダやイギリスのプログラムは、事実認定や調査をして制裁を決める機能があるが、これは、仲裁パネルが行っていることに近い。Sport Resolutions については、英語を話せる仲裁人が多いことやヨーロッパに位置していることが、アンチ・ドーピングを含むビジネスの拡大につながっている。他方、SDRCC は、ヨーロッパにはないため、これができない。

〇方向性としては、仕事を減らして維持するか、仕事を増やして財政を拡大するかの 2 つ

がある。予防やガバナンスなどが未発展の団体もあるので、それらを向上させる活動をして、お金も人も増やしてもらうのが良いのではないか。

〇スポーツ基本法第33条第3項は、JSAAへの経費補助の根拠となる[176]。スポーツ仲裁を機能させるために、この規定を利用することが大切ではないか。スポーツ庁にもその方向からより良いものにしていただきたい。

〇スポーツ仲裁裁判所の約4,000万ドルの予算のうち、IOCの拠出が20%強である。これを踏まえ、JSAA の年間予算のうち、スポーツ団体の維持会費を上げる点には賛成である。競技団体の紛争解決コストを外部に委託しているというところを理解してもらうべきである。

〇現在の課題は、他のADRに関する機関でも類似の問題があると認識している。

金融 ADR の制度が参考になるかもしれない。金融 ADR 制度では、業法に基づいて金融機関に一定の要件を満たす紛争解決措置を設けることを義務付けている。全銀協（全国銀行協会）や FINMAC（証券・金融商品あっせん相談センター）など業界団体において紛争解決措置を設けている団体もあるが、業界団体でそれを設けることができない場合は弁護士会の仲裁・紛争解決センターに紛争解決措置を委託している（例：銀行法第 12 条の 3 第 1 項第 2 号，銀行法施行規則第 13 条の 8 第 2 項）。これらは、団体内部で対応できないことを外部に委託する発想である。法律などにおいてスポーツ団体への一定の内容の紛争解決措置を設けることの義務化が必要と思われるが、JSAA のスポーツ仲裁についても、類似の制度を構想して、スポーツ団体から委託を受ける、スポーツ団体に委託を義務付ける、という形も考えられるように思われる。

〇JSAA が、統括団体の代わりに、スポーツの在り方についての講演や出前授業を行うことなどして、代わりに教育・啓発活動を行ってもらっている側の統括団体からの費用を値上げすることは一案である。

〇JSAA による講演、出前授業、認知度調査なども考えられる。また、SNS などで影響力のあるスポーツ関係者に協力を求めることも考えられる。

〇JSAA の過年度の B/S、P/L を見ると、賃料が高いようである。諸外国では施設は無償で利用できている例もあるようである。そうした例も参考に、経費の削減も検討されたい[177]。

---

[176] 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

[177] JSAA 事務局は、2023 年 6 月に、現在よりも賃料の低い賃借物件に移転予定である。

○日本の総競技人口は、カナダより多いはずであるので、競技人口の比較で、JSAA の予算が少ないことの是非を議論することも一案である。
○士業関連 ADR や金融 ADR では、業界団体から ADR 機関の従業員の賃金も含めて費用が出ていることが多い。業界団体からお金をもらうことの独立性・中立性については、何との関係で独立か中立かを考える必要がある。事案を担当する事務局、ケースマネージャー、パネルとの間での独立性があれば、十分という見方もある。
○JSAA の紛争解決機関の立ち位置を考えると、競技団体との間の対話やコミュニケーションなどをして、JSAA が競技団体の意識を変える働きかけをしていくのも良いと考える。商事仲裁協会などの他団体と合体し、純粋な紛争解決機関となるとこれらが行いにくくなるので、現在の立ち位置を維持する方が良いと思われる。

⑵　事務局体制
○事務局体制については、仲裁事案に関連して非常によくサポートしてもらったという印象である。オンライン仲裁のときも含めて手厚く対応していただいた。
○仲裁事案では、事務局に手厚くサポートしていただいたという実感である。他方で、事務局が、非常に忙しく働いている印象を受けたので、より充実した体制を検討していただきたい。
○従前から仲裁調停専門委託員 1 名に依存している状態が変わっていない。予算の問題はあるが、せめてもう 1 人、人員を増やすことを検討されたい。
○職員数の問題については、オフィス賃料など不要な部分を削減した上で、必要な資金を国から得られるようにすべきではないか。
○事務局機能が充実していないと、手続自体の迅速性や仲裁人への負担の増加、対外的な情報発信のクオリティ低下に響くので、その点の財政基盤は真剣に考えた方が良い
○事務局の人員体制については、大学の例を踏まえると、職員の安定した雇用ができないと組織全体が安定しないので、補助金を雇用に充てられるようにして欲しい。民間からの費用での雇用の道も検討に値する。

⑶　低廉な仲裁人報償金
○JSAA の事務局員の賃金の増加は重要な課題だが、仲裁人についてはプロボノ的な側面もあるので、仲裁人報償金を増やすことは、優先順位の最後で構わない。
○仲裁人報償金は将来的に増えれば良いと思うが、若手実務家は、経験が欲しいので、報償金を増やさなくても成り手がいなくなるということはないと思う。むしろ、若手実

務家としては、仲裁事案が一部の仲裁人に偏っている点を改善して欲しいと考えている。
〇仲裁人報償金が低廉ゆえに、若手が研鑽に積極的にならないという現状がある。JSAA が資金を理由に、研修の機会を減らしてしまうと、候補者登録にもつながらないので、研修の機会は維持していただきたい。
〇仲裁人報酬については、優先順位は一番低くて構わない。仲裁人報酬が 10 万円になったからといって行動が変わる人は少ない。

⑷　手続の質の向上
〇手続の質に疑問が呈されていることついては、仲裁人の能力や努力不足なのか、事務局含めた手続的に問題があるのか、敗訴した側が不満に思っているのかによって、意味が違うと思われる。
〇仲裁判断取消申立て自体は商事仲裁でも例があるので、取消申立てがされていることをそれほど気にする必要はない。ただ、取消しが求められた例を仲裁人間で共有することは重要である。
〇近頃、判断が難しい事案も増えているので、取消訴訟がされているのは、然るべき事案がかかってきているともいえるし、取消申立てがされること自体は、ある意味健全なことである。
〇取消申立てがされること自体は健全である。一般には、代理人が当事者を説得できないこともあるであろう。ただし、実際に仲裁判断が取り消される事例が続くとすれば、よくないことである。
〇過去 2 年間、仲裁判断で競技者側の認容例が増えているということについても、それまでは競技者の側が我慢していただけである、という見方もできる。
〇仲裁手続の質の点は、仲裁判断に対する再審査（Review）をする部門を置くのはどうか。恒常的に置く必要はない。なお、仲裁合意があるとの認定が難しい事案についてまで、パネルが本案について判断することは必ずしも正義ではない場合もある。
〇女性の仲裁人候補者の割合は、諸外国より低いので、改善を検討されたい。
〇リーガルエイドも他国は充実している。現状の JSAA の制度では、手続費用が出るのか否かが手続終了まで分からないため、当事者は代理人を付けるのか迷うことがある。申立ての早い段階でその点が明らかになれば良いと思う。
〇リーガルエイドについては、これ以上削られると、当事者が手続を利用するかどうか悩むという生々しい声を聞いている。その意味で財務体制の健全化は何とかしないとい

けない。
〇プロボノ弁護士については、日本では制度がないということだが、日本でも制度化すれば関わりたい弁護士はいると思う。

⑸　その他
〇公益法人のガバナンスを調査したところでは、理事の業務が国によって違う。国によっては理事が資金集めにも関わるところもある。その辺りを調査することも一案である。
〇理事が実際に手を動かして戦略プランを組んでいるカナダと比べると、JSAA の理事はもっと手を動かすべきという課題もある。
〇過去の仲裁人としての経験から、競技団体の自動応諾条項により成立する仲裁合意が不完全であると感じている。過去に、道垣内委員の論文等にもあったとおり、スポーツ基本法第 5 条及び第 15 条を使って、仲裁自動応諾条項を有していることを競技団体に対する補助金助成の要件にすべきである。また、仲裁法第 23 条第 5 項の申立てに対し地方裁判所が仲裁合意がないと判断した 2 事案のうち、東京地裁の決定は、その理由中で、上部団体の自動応諾条項が下部団体にも適用されることが当然と認められるときは、下部団体に明文の規定がなくとも上部団体の条項を下部団体にも適用できるということを示していた。JSAA の特別維持会員である統括 3 団体は、ガバナンスコード適合性審査の円卓会議のメンバーになっている。円卓会議においては、自動応諾条項の内容をスポーツ基本法やガバナンスコードの趣旨に合致するよう、適合性審査の項目としてしっかり審査させることは、スポーツ庁としての義務だと思う。また、JSAA は、ガバナンスコード原則 11 で指定されていることもあり、円卓会議のメンバーとすべきである。
〇仲裁合意が不完全であることや事案の複雑化などにより、本案前の答弁で、仲裁合意の有無が争われており、（仲裁合意がないとして）却下判断も出ている。その背景には、スポーツガバナンスコード＜中央競技団体向け＞に原則が定められておりその補足説明があるにも関わらず、競技団体が懲戒処分にだけ適用がある不完全な形の自動応諾条項にするなど、スポーツ仲裁で取り扱うことのできる紛争の範囲が狭くなっていることがある。これは、現在のスポーツ界の大きな問題である。
〇自動応諾条項の不完全性の問題も、スポーツ庁から指摘してもらうべきである。
〇我が国では、現状、中央競技団体には自動応諾条項はあるが、都道府県レベルの団体や学生団体に自動応諾条項がない、という事象が存在するが、スポーツ基本法の趣旨に照らしてこうした現状が妥当かは疑問である。紛争解決機関の管轄を認めなければ補助

金を出さないとした諸外国の例も参考に、JSAA による紛争解決が幅広い団体との関係で利用しうる状況を目指すべきである。

〇仲裁合意の主観的範囲の問題として、中央競技団体の下部組織が拘束されないと、草の根の競技者が救済を受けられない。保護者層に対しても、関係する団体が JSAA の管轄を認めるようまく宣伝すると効果的と思う。

〇スポーツ庁委託事業は、毎年この時期に慌ただしくなるので、早く事業を開始できるようにすべきである。

〇近年、JSAA のケースが多くなってきているので、仲裁判断例を検索できるデータベースがあれば、仲裁人全体としてありがたいはずである。

第６　調査結果の要旨

以下では、第３で述べた JSAA の課題を踏まえ、本調査で得られた結果の要旨を簡単に記述する。

１　スポーツ仲裁機関の国やスポーツ団体との関係での位置づけ

諸外国においては、スポーツ仲裁機関の設置根拠が、法律で定められている国もあった（第４の２⑵①、同５⑵①及び同６⑵①）。

また、諸外国においては、スポーツ団体が、スポーツ仲裁機関の管轄を認めていることを補助金助成の要件としている（あるいは助成金を受けている団体にスポーツ仲裁機関のサービスの管轄を認めることを義務付けている）国があった（第４の１⑵⑥及び同２⑵⑥）。

この点について、有識者からも、JSAA の仲裁自動応諾条項を有していることを競技団体に対する補助金助成の要件にすべきである、紛争解決機関の管轄を認めなければ補助金を出さないとした諸外国の例も参考に、JSAA による紛争解決が幅広い団体との関係で利用しうる状況を目指すべきである、といった意見があった。

２　財政基盤について

イギリス・Sport Resolutions やカナダ・Sport Dispute Resolution Center of Canada といった民間型のスポーツ仲裁機関においては、国家や州政府からのファンディングによって、従業員を雇用しつつ、規則（サービス）の拡大を図っていることが分かった（第 4 の１⑵③、⑤及び⑦、同２⑵⑤及び⑦）。あるいは、Court of Arbitration for Sport は、国家や州政府からの援助はないものの、IOC が例年 750 万スイスフラン（約 10 億 8750 万円）を拠出するなど、非常に高額な会費からの収入を得ていることが分かった（第４

の５⑵⑤）。

財政基盤の点については、有識者からも、他国に倣って、国から資金が拠出される形にするのが健全という意見があった。また、スイス・Court of Arbitration for Sport との比較において、特別維持会費を含む競技団体の負担額が小さい、という意見があった（第 5 の 2⑴）。加えて、各国が虐待・ハラスメントの予防に向けたサービスを行っていることに倣って、それを行うことで対価や国からの支援を得ることが一案である、との意見があった（第５の２⑴）。

他方で、有識者からは、JSAA の経費を見直し、その上で費用がいくら必要であるのかを明確にすべきとの意見もあった（第５の２⑴）。

統括 3 団体の意見の中でも、JSAA の紛争解決機関としての性質上、一般企業などからの資金は受領しづらいので、国が費用を負担すべきとの意見があった（第５の１）。

なお、本調査の対象となった商事仲裁型の機関においては、国家や州政府などからの援助はないものの、財政規模が大きく（第４の４⑵④、同７⑵④）、また当事者に管理料金や仲裁人報酬を負担させることで、事案の継続により機関の収支が圧迫することがないような体制が整えられていた（第４の３⑵⑫及び同７⑵⑫）。また、政府（Department of Health and Aged Care）の一機関として設置されているオーストラリア National Sport Tribunal においては、設立 3 年以内でありながら、機関運営のために十分な予算が確保されており（第４の６⑵④）、行政型の紛争解決機関の利点を把握することができた（なお、我が国の行政型 ADR の 1 つである中央建設紛争審査会も、収支を気にする必要のない構造になっている（第４の８⑵④）とのことで、同様の傾向があることが分かった）。この点、統括 3 団体の意見の中でも、NST の例に倣い、JSAA も、独立行政法人の中に入ること（独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）の一部門として行うこと）を一案として検討すべきではないか、という意見もあった（第５の１）。

３　事務局体制について

訪問・面談調査を実施した海外のスポーツ仲裁機関においては、民間型のスポーツ仲裁機関も含めて、事務局体制の人員体制の不足は聴かれなかった（第４の１⑵⑤、同２⑵⑤、同６⑵⑤。なお、オーストラリア・National Sport Tribunal においては、現状の職員数 8 名分でなく職員数 13 人分の予算を確保している、とのことであった。）。

この点について、事務局体制に関し、仲裁人経験者の有識者からは、手厚いサポー

トをしてもらっているとの意見が複数あった（第５の 2⑵）。他方で、持続可能性の観点から、労働環境の改善及び人員の増員を含め充実した体制にすべきとの意見も得られた。また、補助金を雇用に充てられるようにすべきとの意見も得られた（第５の２⑵）。

４　低廉な仲裁人報償金について

スポーツ仲裁機関の仲裁人報償金については、多くのスポーツ仲裁機関で、通常よりも低い金額の報償金が支払われていることを確認できた（第４の１⑵⑭、同２⑵⑭、同５⑵⑭、同６⑵⑭）。

また、有識者の意見の中には、課題の優先順位としては高くないという意見があった一方で、低廉な仲裁人報償金では若手が研鑽に積極的にならないデメリットが指摘された（第５の２⑶）

５　手続の質の向上について

仲裁人候補者の数については、イギリス・Sport Resolutions やスイス・Court of Arbiration for Sport の仲裁人の数や、オーストラリア・National Sport Tribunal が仲裁人をさらに増やそうとしていることからすれば、JSAA の現在の仲裁人の数は、適正な数とも思われる（第３の１の⑫、第４の１⑵⑫、同５⑵⑫及び同６⑵⑫）。

また、他のスポーツ仲裁機関の中には、JSAA よりも紛争解決の期間が短いところもあった（第３の１の⑩、第４の２⑵⑩及び同６⑵⑩）。

リーガルエイドについては、諸外国においても、プロボノ手続代理人を使えるようにしていたり、当事者の手続費用を免除する仕組みを整えていることが確認できた（第４の１⑵⑮、同２⑵⑮、同４⑵⑮、同５⑵⑮及び同６⑵⑮）

統括３団体からのヒアリングでは、加盟団体から JSAA の仲裁手続の質を問題視する声は聴いていないとの意見が得られたものの、JSAA として手続の質を上げるために努力をすべき点（手続期間の短縮、仲裁人候補者の人数の限定、女性仲裁人候補者の増加、障がいを持つ当事者への配慮など）が指摘された（第５の１の⑵②、同⑵②、同⑶②）。

また、有識者からも、仲裁判断取消申立てがされていること自体は問題視する必要がないとの意見が複数得られた（第５の２⑷）。他方で、仲裁判断に対する再審査（Review）をする部門の設置、女性仲裁人候補者の増加、リーガルエイドの維持といった課題も挙げられた。

６　結語

JSAA は、2023 年 4 月に 20 周年を迎える。本調査では、有識者からも、スポーツ仲裁制度が存在していることの重要性が改めて指摘された。本年度の調査結果を基礎に、より具体的な調査を踏まえ、手続面の制度改正、財務基盤、事務局体制、国内スポーツ団体間における理解増進、及び、諸外国のスポーツ紛争解決機関とのネットワーク強化のための方策を議論し、これら課題の改善策を具体化することが、インテグリティが確保された誰もが安心してスポーツに取り組むことのできるスポーツ環境の整備のために期待される。

以上

参考書籍

本文の脚注で挙げた文献・書籍のほか、以下の書籍を参考にした。

- Ian S. Blackshaw, Sport, Mediation and Arbitration (ASSER International Sports Law Series)
- Despina Mavromati, Matthieu Reeb, The Code of the Court of Arbitration for Sport: Commentary, Cases and Materials (Kluwer Law Intl)
- Johan Lindholm, The Court of Arbitration for Sport and Its Jurisprudence: An Empirical Inquiry into Lex Sportiva (ASSER International Sports Law Series) (English Edition)
- I. S. Blackshaw, R. C. R. Siekmann, The Court of Arbitration for Sport: 1984–2004 (ASSER International Sports Law Series)
- Manuel Arroyo, Arbitration in Switzerland: The Practitioner's Guide (Kluwer Law International)
- Adam Lewis and Jonathan Taylor eds., Sport : Law and Practice 4th edition, Bloomsbury Professional, 2021
- Jean-Loup Chappelet, The governance of the Court of Arbitration for Sport（Routledge Handbook of the Olympic and Paralympic Games）
- IOC Annual Report 2014-2021
- 建設業法研究会編著『逐条解説　建設業法解説　改訂 13 版』（大成出版社、2022 年
- 建設省建設経済局紛争調整官室監修・建設工事紛争研究会編『中央建設工事紛争審査会仲裁判断集』（大成出版社、1985 年）
- 建設省建設経済局紛争調整官室監修・建設工事紛争研究会編『中央建設工事紛争審査会仲裁判断集　第２集』（大成出版社、1997 年）
- 国土交通省の中央建設紛争審査会のウェブサイト
  「建設工事紛争処理状況」の令和 3 年度版
  https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00121.html